

国土交通省の政策評価
(平成25年度予算概算要求等関係)

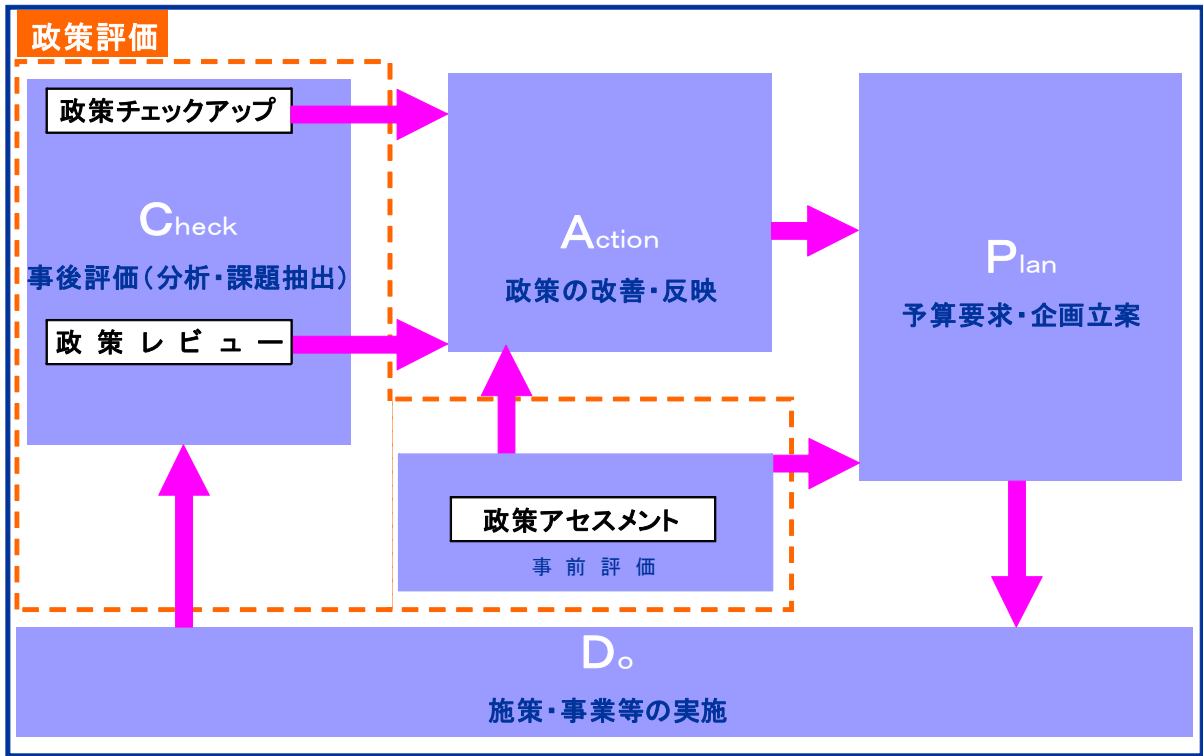
平成24年9月

国土交通省

目 次

1. 平成25年度予算概算要求等に係る評価書について	2
2. 政策アセスメント	3
3. 個別研究開発課題の評価	85
4. 租税特別措置等に係る政策評価	115

平成25年度予算概算要求等に係る評価書について



個別公共事業評価 個別研究開発課題評価 規制の事前評価(RIA) 租税特別措置等の政策評価

○平成25年度予算概算要求等に向けて、新規施策を対象とした政策アセスメント、個別研究開発課題評価及び租税特別措置等に係る政策評価の3つを実施。

1. 政策アセスメント

新規施策について、真に必要な施策の企画立案を目指し、目標に照らして、必要性、効率性、有効性等をチェックする。
平成25年度予算概算要求等に係る26の新規施策について評価を実施。

2. 研究開発課題評価

平成25年度の予算概算要求等に反映することを目的として、外部評価を活用しつつ、事前評価を実施。

事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44件
中間評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

3. 租税特別措置等の政策評価

平成25年度税制改正要望にあたって、租税特別措置等について政策評価を実施。
事前評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26件

※この他、個別公共事業評価を実施。(別冊「国土交通省の政策評価(平成25年度予算概算要求等関係その2)」に記載)

政策アセスメント

平成25年度予算概算要求に係る政策アセスメント

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）に基づき、平成25年度予算概算要求等にあたって、26件の施策について政策アセスメント（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選するものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策等を対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。ロジカル・フレームワークとは、具体的には以下の①から④のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

- ①目標と現状のギャップ分析
- ②現状が目標を達成していないことの原因分析
- ③目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す
- ④当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する費用と効果等について説明し、有効性については、導入しようとする施策等の実施が目的、目標を実現する上で、どの程度効果的であるかを説明する。さらに、事後検証又は事後評価の実施方法及び時期を明らかにする。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事録等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果等について

今回は、平成25年度予算概算要求にあたって、予算概算要求等に係る26の施策について評価を実施した。施策の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

以上

政策アセスメント 施策一覧(平成25年度予算概算要求等関係)

施策等名		
政策目標2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
1	超小型モビリティの導入促進(仮称)	7
2	農のあるまちづくり推進事業の創設	10
政策目標3. 地球環境の保全		
3	低炭素まちづくりに向けたコンパクトシティの形成の推進	13
政策目標4. 水害等災害による被害の軽減		
4	降灰警報の発表	16
5	下水道総合地震対策事業の拡充	19
6	建築物の耐震化の緊急促進事業の創設	22
政策目標5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
7	鉄道施設の耐震対策の推進	25
8	情報管理の強化	28
9	津波防災対策の推進	31
政策目標6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
10	三大湾等における総合的な地震・津波対策の推進	33
11	資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成	36
12	公民連携方式の災害救援フェリーを活用した救援体制・緊急輸送ネットワークの整備に対する支援制度の創設	40
13	東南アジア・訪日100万人プランの展開	43
14	観光地域ブランド確立支援事業の創設	46
政策目標7. 都市再生・地域再生の推進		
15	豪雪地帯における除排雪体制整備の推進	49
16	国際競争力強化のための物流拠点整備・改善支援	52
政策目標9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
17	社会資本の適確な維持管理・更新の推進	55
18	官民連携による社会資本の整備等に係る先導的取組の推進	58
19	ベンチマークの開発による環境不動産の普及促進	62
20	不動産証券化を活用した地域活性化の推進	64
21	防災パッケージの推進	66
22	海洋産業の戦略的育成のための総合対策	69
政策目標10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
23	広域的地域間共助推進事業の創設	72
24	離島活性化交付金(仮称)の創設	76
政策目標11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
25	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度の創設	79
政策目標12. 国際協力、連携等の推進		
26	海外における鉄道新線建設調査事業の創設	82

【No. 】

(1 / 2)

政策アセスメント評価書（個票）

施策等			
担当課	・ ・ 局 ・ ・ 課	担当課長名	課長 ・ ・ ・ ・
施策等の概要	対象施策等の内容を簡潔かつ明確に記載。 予算関係、税制関係、法令関係等の区別を明確に記載。		
施策等の目的	対象施策等の目的を簡潔かつ明確に記載。		
政策目標	どの政策目標の実現に資するかを明記。		
施策目標	どの施策目標の実現に資するかを明記。		
業績指標	どの業績指標に関連するかを明記。		
検証指標	関係する業績指標がない場合、当該施策等が目的を達成したか否かを事後に明らかにするために設定。		
目標値	業績指標又は検証指標の目標値を記載。		
目標年度	業績指標又は検証指標の目標年度を記載。		
施策等の必要性	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">i 目標と現状のギャップ</div> 目標と現状のギャップを明示。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ii 原因の分析</div> ギャップが生じている原因を分析。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">iii 課題の特定</div> 目標を達成するためには、現在のシステムの見直しや改善が必要であること（＝政策課題）を明示。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">iv 施策等の具体的内容</div> 政策課題を解決するための具体的手法・手段を提示。		
社会的ニーズ	対象施策等が社会や国民等のニーズに適っていることを説明。		
行政の関与	行政の関与の必要性を説明。		
国の関与	国の関与の必要性を説明。		

政策アセスメント評価書（個票）

施策等の 効率性		
本案	費用	対象施策等の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	対象施策等の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	比較	対象施策等の実施により費用に見合った効果が得られているか検討。
代替案	概要	対象施策等以外の選択肢（代替案）設定し、その内容を説明。
	費用	代替案の実施のために必要となる費用について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	効果	代替案の実施によって実現すると予測される効果について推計・測定し、可能な限り定量的に説明。
	比較	代替案の実施により費用に見合った効果が得られているか検討。
本案と代替案の比較		対象施策等と代替案の比較を可能な限り定量的に記載。
施策等の有効性		施策等の実施による効果が、業績指標又は検証指標の目標値の達成にどの程度寄与しているかを明示。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 ・ 関連する閣議決定、施政方針演説等における位置づけ ・ 目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの ・ 政策レビュー、政策チェックアップ等との関係 ・ 事後評価又は事後検証の実施方法及び時期 等

【No. 1】

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	超小型モビリティの導入促進（仮称）		
担当課	自動車局 環境政策課	担当課長名	課長 板崎 龍介
施策等の概要	<p>小型・低コストの電気自動車である超小型モビリティは、交通の省エネルギー化に資するとともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し、生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物である。</p> <p>その普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方自治体、観光・流通関係事業者、ディベロッパー等の主導による先導導入や試行導入の優れた取り組みを重点的に支援する。</p> <p>（予算関係） 【予算要求額 601百万円】</p>		
施策等の目的	<p>新たなカテゴリーの乗り物である超小型モビリティについて、地方自治体や観光・流通関係事業者等の主導による先行・試行導入を加速させることで、成功事例の創出及び広範な国民理解の醸成を図り、その普及を促進することで、生活や移動の質を向上、低炭素・集約型まちづくりの加速に加え、喫緊の課題となっている地球温暖化問題等への貢献を果たす。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	5 快適な道路環境等を創造する		
業績指標	2 2 新車販売に占める次世代自動車の割合		
検証指標	—		
目標値	15%		
目標年度	平成27年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>小型電気自動車である超小型モビリティは、地域の手軽な移動手段であり、ゼロエミッション自動車（走行中にCO2やNOx、粒子状物質等を排出しない自動車）として環境性能が特に優れていることから、その普及が期待されるが、地域交通への導入は未だ限定的。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>電気自動車には、導入コストの高さや航続距離、充電施設等の制約がある。また、超小型モビリティは、これまでにないカテゴリーの乗り物であるため、国民的理解が十分に得られていない中での地域交通への導入には困難を伴う。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>「原因の分析」にあるとおり導入への制約があるが、コミュニティ輸送や観光地エリア内の輸送等、限定されたエリア内で運行する形態は導入適性があり、導入コストの低減と先駆的事業例の周知が図られれば、他の地域への導入誘発とともに国民的理解の醸成が期待できる。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>超小型モビリティの導入を誘発し、成功事例を創出するような事業者・地域等による先導・試行導入の事業計画を公募し、外部有識者により評価の上、優れた計画を選定して重点的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○超小型モビリティの導入 補助率：車両本体価格の1/2 ○充電施設の導入 補助率：導入費用の1/2 ○実証実験及び導入効果検証の実施 補助率：実験費用及び導入効果検証費用の1/2
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>「日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）」においても「グリーン成長戦略：次世代自動車での世界市場獲得」「国土・地域活力戦略：集約型のまちづくりや次世代型生活への対応」において超小型モビリティの導入が掲げられる等、運輸分野からのCO2排出のうち約9割を占める自動車交通分野におけるCO2削減や、我が国が直面する課題解決による新たな成長産業の創出・新しいまちづくりモデルの確立・普及は、喫緊の社会的課題となっている。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた超小型モビリティは、導入コストや航続距離、充電施設等の制約がある。また、国民的理解の醸成が十分ではない新たなカテゴリーの乗り物である超小型モビリティの地域交通への導入には困難が伴うことから、運送事業者等の自主努力のみでは早期かつ大量普及させることが困難であり、行政の関与が不可欠である。</p>
<p>国の関与</p>	<p>本施策は「社会的ニーズ」にあるとおり「日本再生戦略」において示された施策に明確に位置づけられているものであり、国が関与すべき施策である。</p> <p>また、本施策は地球温暖化対策（環境問題）としての位置づけも有することから、特定の地域のみに関連した施策ではないことから国が関与すべき施策である。</p>

<p>施策等の 効率性</p>		
<p>本案</p>	<p>費用</p>	<p>601百万円（平成25年度予算要求額）</p>
	<p>効果</p>	<p>導入コストの高さや航続距離、充電施設等の制約等によって、地域交通への導入が進みにくい超小型モビリティの導入成功事例の蓄積により、広範な国民理解の醸成を図り、その普及を促進することで、生活や移動の質を向上、低炭素・集約型まちづくりの加速に加え、喫緊の課題となっている地球温暖化問題等への貢献を果たす。</p>

	比較	新たな交通手段である超小型モビリティの活用について、低炭素型まちづくりとの連携や地域・事業者間での連携により、先導・試行導入を検討する取り組みを行う地方自治体、観光・流通関係事業者、ディベロッパー等を支援することにより、地域交通への超小型モビリティの円滑な導入が図られることに加え、具体的事例を周知することにより、他地域での普及が促進することから投入費用に対して高い効果が得られることが期待される。
代替案	概要	超小型モビリティの製造者側に対する支援を行うことにより、地域交通への導入促進を図る。
	費用	本案と同額と仮定する。
	効果	製造者側に対する支援により、超小型モビリティの価格低減や性能向上が期待できる。
	比較	超小型モビリティの価格低減や性能向上は期待されるが、国民的理解が不十分な中での無秩序な導入により、地域交通における混乱や事故の発生等が懸念されるため、投入費用に対する効果は限定的である。
本案と代替案の比較		代替案に示した製造者側に対する支援は、超小型モビリティの価格低減や性能向上が期待されるが、地域交通への円滑な導入においては、無秩序な導入による地域交通の混乱や事故の発生等が懸念されることから、低炭素型まちづくりとの連携や、地域・事業者間での連携により、先導・試行導入を検討する取組に対する支援を行う本案に比べ、代替案で解決できる課題は限定的なものとなる。
施策等の有効性		ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた超小型モビリティの地域交通への円滑な導入により、電気自動車の導入が加速度的に普及することにより、自動車交通分野におけるCO2削減に貢献することとなる本施策は、業績指標の達成に直接寄与することから、有効である。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）」において「グリーン成長戦略：次世代自動車での世界市場獲得」「国土・地域活力戦略：集約型のまちづくりや次世代型生活への対応」において超小型モビリティの導入が掲げられている。 ・平成27年度政策チェックアップ（平成28年度実施）により事後評価を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	農のあるまちづくり推進事業の創設		
担当課	都市局公園緑地・景観課 都市計画課	担当課長名	課長 舟引 敏明 課長 和田 信貴
施策等の概要	都市構造の集約化を進めるにあたり、防災機能等都市農地の有する機能を踏まえた地域との連携による取組等を通じ、都市における貴重なオープンスペースとして都市農地を保全・活用する「農のあるまちづくり」を推進する。（予算関係） 【予算要求額：110百万円】		
施策等の目的	防災機能等都市農地の有する機能を踏まえた地域との連携による取組等の推進手法を構築することにより、都市構造の集約に伴う土地管理コントロールにおいて、貴重なオープンスペースである都市農地の的確な保全と活用を図る。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
業績指標	—		
検証指標	三大都市圏の特定市における生産緑地の面積		
目標値	13,500ha		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>今後、人口減少・高齢化社会を迎え、都市構造の集約化を進めていくにあたり、集約する地域及びその周辺部において貴重なオープンスペースとなる都市農地の保全・活用を通じ、地域と連携したまちづくりを進める必要があるが、三大都市圏特定市（※）における生産緑地の面積は、平成4年以降ほぼ横ばい（約6%減）、生産緑地以外の市街化区域内農地（宅地化農地）は減少傾向（概ね半減）となっている。</p> <p>※三大都市圏特定市：三大都市圏域に存在する政令指定都市及び三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域を含む市（東京都の特別区を含む。）</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>生産緑地については、営農継続要件と行為制限に伴う税制特例等の措置により、概ね保全が図られているが、高齢化に伴う後継者不足等により、今後減少が予想される。一方、宅地化農地については、宅地等への転用が進んできた結果として大幅に減少している。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>都市農業の後継者不足や税負担等により、都市農業者にとって営農の継続が困難となるケースが見られることから、都市農地の所有者だけでなく、地域の多様な関</p>		

	<p>係者と連携した、都市農地の保全・活用を通じたまちづくりの手法を構築する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>地域との連携による都市農地の保全・活用を通じたまちづくりとして、「農のあるまちづくり」の手法を構築し、まちづくり計画に基づく、防災協力農地等としての都市農地の活用や農のある都市景観の形成等に関する実証事業等の実施を通じ、その普及・展開を図る。</p>
社会的ニーズ	<p>都市農地は、都市に残されたオープンスペースとして防災機能（災害発生時の避難場所等）やヒートアイランド現象の緩和等の環境改善効果等が期待されている。また、福祉・医療施設との連携や景観形成への貢献等まちづくりの機能等を有すること、農への関心の高まり等から、都市農地の保全に対する住民のニーズは高くなっている。</p>
行政の関与	<p>都市農地の保全・活用に当たっては、都市毎に異なる地域性への配慮や立地特性への留意、都市農家や都市住民を含む多様な関係者との協働等、地域の実情に応じた取組の推進が必要であり、地方公共団体の関与が不可欠。</p>
国の関与	<p>国として方向性を打ち出している都市構造の集約化の観点から、都市農地のオープンスペースとしての保全・活用に関する取組手法について全国的に普及・展開する。また、成果を踏まえて都市農地が関係する諸制度の見直しについて検討する必要がある。</p>

施策等の効率性		
本案	費用	110百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	都市農地の適切な保全・活用が図られるとともに、農のあるまちづくりに関する取組が全国において推進される。
	比較	都市農業者や都市住民等、多様な地域の関係者との連携・協働により、都市農地が適切に保全されるとともに、農のあるまちづくりの手法が普及・展開され、都市農地を取り巻く課題が各地において解決される。
代替案	概要	都市農地が存在することにより効果が得られる多面的機能やまちづくりの機能を代替するため、地方公共団体等が新たに緑地等のオープンスペースを確保し、管理する。
	費用	地方公共団体等による緑地を確保するための買入れ費用や、保全にかかる施設整備費、維持管理費等を要する。
	効果	確保された緑地等により、多面的機能やまちづくりの機能は確保される。ただし、農体験を通じた健康増進コミュニティ形成や食料供給等、都市農地固有の機能を得ることはできない。

	比較	<p>新たに緑地等を買入れる場合はその費用がかかるとともに、緑地の保全、維持管理に一定の費用が必要となる。また、都市農地の保全・活用は図られないため、都市農地固有の機能は確保されない。</p>
本案と代替案の比較		<p>本案を採用した場合、多様な関係者との連携・協働により、都市農地を活用したまちづくりが推進され、都市農地が適切に保全できることで、都市農地が有する多面的機能が確保される。これにより、今後取組が進む都市構造の集約化の中で都市農地の保全手法が確立し、良好な都市環境の形成が図られることが期待できる。</p> <p>代替案を採用した場合、都市の緑地が有する多面的機能やまちづくりの機能については確保されるものの、緑地の買入れや施設整備、維持管理等の費用を投じる必要がある。同時に、都市農地の保全・活用に関する措置が講じられないこととなる。</p> <p>両案を比較すると、本案は、都市農地の適切な保全・活用が可能となるとともに、多様な関係者によるオープンスペース管理の仕組みを構築することが可能となる。</p>
施策等の有効性		<p>財政が逼迫する中、また、都市構造の集約化が進められていく中で、環境保全等の機能やまちづくりの機能を発揮する都市のオープンスペースの確保と適正な管理は全国的な課題である。</p> <p>本施策を実施することにより、都市のオープンスペースとしての都市農地の保全・活用を図ることが可能となり、その手法を全国に普及・展開することにより、全国的に取組の促進が可能となる。</p>
その他特記すべき事項		<p>○社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会都市計画制度小委員会において、都市農地に関する議論も進められているところ。</p> <p>○平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施予定。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	低炭素まちづくりに向けたコンパクトシティの形成の推進		
担当課	都市局まちづくり推進課	担当課長名	課長 清瀬 和彦
施策等の概要	<p>拡散した、又は拡散しようとする都市機能を集約地域（低炭素まちづくり計画に位置づけ）に集約する先導的な取組に対する支援を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：800百万円】</p>		
施策等の目的	市街地における都市機能の集約化を促進することにより、低炭素まちづくりの早期実現を図る。		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
業績指標	—		
検証指標	コンパクトシティ形成支援事業に取り組む都市数		
目標値	50都市		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>我が国は人口減少局面に入った今、市街地の空洞化が進み、これまでの都市のスプロール化等の拡散型都市構造の問題が顕在化しつつある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>右肩上がりの人口増加、住宅宅地需要及び経済等を前提とした都市政策から、人口減少社会に対応した都市の縮小に対する都市政策への方向転換が不十分。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>都市政策の転換に関する具体の動きを伴う制度を措置することにより、方向転換を明示し、国民的理解を促す必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>下記の取組に対し支援（補助）を行う。</p> <p>(1) 医療及び社会福祉施設等の集約地域への立地の促進</p> <p>(2) 集約地域の未利用地の有効活用及び空家等がもたらす外部不経済の低減（未利用住宅・店舗の撤去や緑地整備の促進）</p> <p>(3) 上記取組の効果を促進する担い手の育成・支援</p>		
社会的	日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）		

ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ IV. 日本再生のための具体策1. (1)①グリーン-革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト-「省エネ性能等を有する住まいやまちづくりを通じ、電力を使う者が、前向きに省エネ、節電等に取り組み、ライフスタイルの変革が実現する社会を実現する。」に基づき低炭素まちづくりの促進を支援するものである。 ・ IV. 日本再生のための具体策2. (2)③持続可能な活力ある国土・地域の形成「人口減少社会の中でも子育て世帯・高齢者等が健康、安全、快適に生活できる持続可能な地域づくりを進めるため、新制度の導入等により、中心市街地等への都市機能の集約化、市街化区域や街なかへの居住の推進、歩いて暮らせる街づくりの推進を図る」ことを掲げ、コンパクトなまちづくりを推進する旨明記されている。
行政の関与	都市機能の集約化等は、まちづくりを行う行政機関の主体的な関与が必要不可欠。
国の関与	本政策課題は、国、地方公共団体がそれぞれの役割分担のもとに、区別なく早急に対応していくべき全国的な課題であり、国はそのコンセプトやガイドライン等を補助金の交付を通じて示すべきである。

施策等の効率性		
本案	費用	800百万円（平成25年度予算要求額） (1) 医療及び社会福祉施設等の集約地域への立地の促進 (2) 集約地域の未利用地の有効活用及び空家等がもたらす外部不経済の低減（未利用住宅・店舗の撤去や緑地整備の促進） (3) 上記取組の効果を促進する担い手の育成・支援
	効果	都市機能の集約化により、都市の利便性が向上され、公共施設・インフラの維持管理コストが削減されるとともに、都市の低炭素化を図ることが可能。
	比較	都市機能の集約化を図る取組が全国的に広がるとともに、国も含めた関係者の連携による、より効果的な取組の推進が期待される。
代替案	概要	国は中心市街地活性化基本計画等に基づく支援等、従来の支援策に委ねる。
	費用	従来の支援に基づく国費を投入。
	効果	都市機能の集約化に関する取組を今のまま市町村に委ねることとなるが、現在の都市政策を大きく方向転換する取組であるため、負担が過大となる可能性があるとともに、市町村の取組として効果が限定的になってしまう。
	比較	従来支援に基づく国費が必要で、効果は限定的。
本案と代替案の比較		代替案については、中心市街地活性化の観点からの補助であり、積極的な都市機能の集約化を支援しているものではないため、都市機能の集約化の取組は、地公体の取組に委ねられ、効果は限定的である。一方、本案については、都市機能の集約化を促進するための課題解決等のノウハウを構築し、全国に広く普及させることが可能となるため、代替案と比較した場合、非常に効果的に本取組を普及させることが可能となる。

<p>施策等の有効性</p>	<p>市街地の空洞化、拡散型都市構造の問題の顕在化に対応し、都市機能の集約化に対する積極的な支援策として、日本再生戦略に位置付けられた省エネ性能等を有するコンパクトなまちづくりを推進する上で有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IV. 日本再生のための具体策1. (1)①グリーン-革新的エネルギー・環境社会の実現プロジェクト-「省エネ性能等を有する住まいやまちづくりを通じ、電力を使う者が、前向きに省エネ、節電等に取り組み、ライフスタイルの変革が実現する社会を実現する。」に基づき低炭素まちづくりの促進を支援するものである。 ・ IV. 日本再生のための具体策2. (2)③持続可能な活力ある国土・地域の形成「人口減少社会の中でも子育て世帯・高齢者等が健康、安全、快適に生活できる持続可能な地域づくりを進めるため、新制度の導入等により、中心市街地等への都市機能の集約化、市街化区域や街なかへの居住の推進、歩いて暮らせる街づくりの推進を図る」ことを掲げ、コンパクトなまちづくりを推進する旨明記されている。 <p>○平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	降灰警報の発表		
担当課	気象庁地震火山部管理課	担当課長名	課長 上垣内 修
施策等の概要	噴煙の高度を正確・迅速に算出する噴煙観測システムを整備する。（予算関係） 【予算要求額：62百万円】		
施策等の目的	噴煙観測システムにより得られる噴煙高度データを、平成26年度以降の導入を計画している降灰警報の基礎データとし、また、既存の降灰予報の精度向上にも資する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	—		
検証指標	噴煙観測システムにより噴煙高度を推定する火山数		
目標値	47火山		
目標年度	平成25年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>噴火により放出された火山灰は、降灰として降り積もって交通、産業、農業、人体等へ重大な影響を与える。降灰に見舞われる前から必要な対応をとり被害を防止・軽減するためには、降灰に関する迅速かつ正確な情報の発表が効果的である。</p> <p>このため、気象庁では噴火時等に降灰予報を発表しているが、現在の降灰予報は降灰範囲の予想はしているが、事前対策を支援する情報として、どの程度の量の火山灰が降るかの予想（量的降灰予報）も行う必要がある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>量的降灰予報を行うためには、噴火により放出された火山灰の量を正確に見積もる必要がある。噴火時の噴煙高度を推定できれば、火山灰の量を見積もることが可能である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>火山噴火時に速やかに、かつ正確に噴煙高度を推定するための設備を導入する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>遠望カメラによる火山噴火時の噴煙画像から、噴煙高度を解析・算出する噴煙観測システムを整備する。</p>		
社会的 ニーズ	平成23年1月下旬の霧島山新燃岳の噴火、平成21年末からの桜島の活発な噴火活動、平成16年の浅間山の噴火等において、周辺市町村に多量の降灰をもたらし、家屋		

		破損、交通障害、農業被害等の被害が発生した。また、富士山の噴火による首都圏への降灰被害も懸念されている。これらの被害を防止・軽減するための情報提供に対する社会的ニーズは大きい。
	行政の関与	火山噴火は国民の安心・安全に影響を及ぼすものであり、行政が責任を持って被害の防止・軽減につながる情報を提供する必要がある。
	国の関与	降灰予報を提供するためには、火山周辺への観測機器の設置、火山活動の分析、予測等を速やかに行う必要がある。当該知見・施設を有しているのは気象庁のみであることから、地方ではなく気象庁が国の責務として実施する必要がある。
施策等の効率性		
本案	費用	62百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	噴煙高度を速やかに、かつ正確に推定することができ、これを基に、量的降灰予報及び降灰警報に必要な噴火時の火山灰放出量を精度良く見積もることが可能となる。これにより、降灰に対する事前対策を支援する情報を適時・的確に発表することができ、降灰による被害の防止・軽減につながる。
	比較	例えば、1707年富士山宝永噴火を想定した降灰によるライフラインや農作物等の被害は1兆円を超え、目や気管支の異常等の健康障害は最大1千万人を超えると想定されている（富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）被害想定結果から積算）。このように想定される莫大な被害を防止・軽減できる。
代替案	概要	<p>現行の火山遠望観測装置※を改修して、本案にある噴煙観測システムと同等の機能を持たせるようにする。</p> <p>※遠望カメラの映像をオンライン収集・画面表示するシステム。</p>
	費用	559百万円 （平成21年度火山遠望観測装置の更新及び機能強化時に要した予算額）
	効果	本案と同じ。
	比較	本案と同じ。
本案と代替案の比較		火山噴火時に速やかに、かつ正確に噴煙高度を推定することの効果は同じであるが、既存のシステムを改修する代替案の方が費用が割高となることから、本案の方が優れている。

<p>施策等の有効性</p>	<p>①対象施策等の効果 噴煙観測システムを整備することにより、噴煙高度を速やかに、かつ正確に推定することができ、これを基に、量的降灰予報及び降灰警報に必要な噴火時の火山灰の放出量を精度良く見積もることが可能となる。これにより、降灰に対する事前対策を支援する情報を適時・的確に発表することができ、降灰による被害の防止・軽減につながる。</p> <p>②関連する業績指標等との関係 噴煙観測システムを整備することにより、遠望カメラが設置されている火山が噴火した際の噴煙高度をより正確に推定することができるようになる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○ 中央防災会議防災対策推進検討会議報告（平成24年7月31日）には、「大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を進めるべきである。」と記載されている。</p> <p>○ 内閣府の火山防災対策の推進に係る検討会とりまとめ（平成24年3月）には、「火山灰による影響・被害を最小限に抑えるためにも、広域火山灰の監視・観測体制の確立及び関係機関や住民等への警報等を含めた火山灰に関する情報提供のあり方・・・（中略）・・・についての検討が必要である。」と記載されている。</p> <p>○ 平成26年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	下水道総合地震対策事業の拡充		
担当課	水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	担当課長名	課長 塩路 勝久
施策等の概要	<p>大規模地震が発生した場合における下水道管渠の被害を抑制し、都市機能の継続的な確保を図るため、都市再生緊急整備地域※における下水道管渠の耐震化を交付対象に加えるなど下水道総合地震対策事業を拡充し、人口・都市機能等が集中した地区における下水道管渠の耐震化を重点的に推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：社会資本整備総合交付金の内数】</p> <p>※都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域</p>		
施策等の目的	都市機能が高度に集約した地域における下水道管渠の耐震化を推進し、今後発生が予測される大規模地震に緊急的・集中的に対応する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	5 4 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率		
検証指標	—		
目標値	約70%		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>今後、敷設年度が古く、経年劣化・腐食等により強度が低下した管渠が急増する見込みであり、特に老朽化した管渠が多い都市機能が集積した中心部において、こうした管渠における地震対策の重要性が高まっている。また、都市部において下水道施設機能が損なわれた場合、経済活動、住民生活への影響、当該地区に存在する官公庁等の発災時初動対応への支障、帰宅困難者の一時待機への支障等、大きな影響が生じるおそれがあるが、都市部における耐震化が遅れている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>これまでの管渠の耐震対策では、下水道施設機能として重要な管渠及び二次災害の影響が大きい管渠を優先的に実施してきたが、都市機能が高度に集約した地域における下水道管渠については補助対象外であった。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>今後の発生が予測される大規模地震への備えとして、都市機能が高度に集約した地域において、国の支援のもと重点的な下水道管渠の耐震化が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>都市機能が高度に集約した地域における下水道管渠の耐震化事業（当該地域と処理場を接続する場合を含む）を交付対象として位置づける。</p>
社会的ニーズ	<p>○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）において、「上下水道の耐震化を推進する」とされている。</p> <p>○東日本大震災を踏まえて「都市再生基本方針」が平成23年10月7日に一部改正され、都市機能の停止、低下等の抑制及び人的被害等の最小化のため、災害に強い都市づくりを推進することが示された。</p> <p>○「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、重要施策として「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」が定められており、都市部における安全・安心の確保は社会的ニーズが大きい。</p>
行政の関与	地震対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、行政の関与が不可欠である。
国の関与	地震対策は、国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、災害に強い国土・地域の構築は国として推進すべき施策である。また、地方公共団体単独では短期間に多額の負担は困難であるため、国の補助制度が有効である。

施策等の効率性		
本案	費用	社会資本整備総合交付金の内数（平成25年度予算要求額） 都市機能が高度に集約した地域における下水道管渠の耐震化事業を行うための事業費
	効果	国の補助により地震対策を実施するため、速やかに事業が実施され、広範な事業実施が可能である。
	比較	国の補助により地震対策を実施するため、事業の進捗状況の向上が見込まれ効果的である。
代替案	概要	地方公共団体の単独事業として都市機能が高度に集約した地域における地震対策を実施。
	費用	地方公共団体の単独財源にて都市機能が高度に集約した地域における地震対策を行うための事業費。
	効果	地方公共団体の単独事業として地震対策を実施することにより一定の事業進捗が見込まれる。

	比較	厳しい財政状況の中で、地方公共団体の単独事業として地震対策を実施するため、早期の事業進捗が見込まれず効果は限定的。
	本案と代替案の比較	代替案では、厳しい財政状況である地方公共団体が単独で地震対策を実施することとなるため、効果が限られる。そのため、本案にて国の補助により地震対策を実施することが効果が大きく、効率性が高い。
	施策等の有効性	本施策を実施することにより、下水道管渠の耐震化が促進され、今後予測される大規模地震時においても都市機能の継続的な確保が図られる。また、災害復旧事業で事業を実施する必要がなくなり、十分な有効性を有する。
	その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日）において、「上下水道の耐震化を推進する」とされている。 ○東日本大震災を踏まえて「都市再生基本方針」が平成23年10月7日に一部改正され、都市機能の停止、低下等の抑制及び人的被害等の最小化のため、災害に強い都市づくりを推進することが示された。 ○「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、重要施策として「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」が定められている。 ○社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、「下水管きよ等の衛生関連施設の耐震・液状化対策の促進」が掲げられている。 ○平成28年度政策チェックアップ(平成29年度実施)により事後評価を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	建築物の耐震化の緊急促進事業の創設		
担当課	住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	担当課長名	室長 真鍋 純
施策等の概要	特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等について、耐震診断・改修を促す対策を強化するとともに、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する事業を創設（予算関係） 【予算要求額：15,000百万円】		
施策等の目的	日本再生戦略に基づき災害に強い国土・地域の構築に向けた建築物の耐震化を推進する観点から、日本再生戦略や中央防災会議で策定された「地震防災戦略」に掲げられる耐震化目標を確実に達成するため、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等について、重点的かつ緊急的に耐震化の促進を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	57 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率（①建築物、②住宅）		
検証指標	—		
目標値	①90% ②90%		
目標年度	①平成27年度 ②平成27年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>特定建築物（学校、病院、百貨店等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物をいう。以下同じ。）の耐震化率は 平成15年：約75%→平成20年：約80%</p> <p>住宅の耐震化率は 平成15年：約75%→平成20年：約79%</p> <p>といった状況であり、ともに平成27年度に耐震化率を90%にするためには、耐震化のスピードアップを図る必要がある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>現行では耐震化に対する法的な強制力が働かないことや、診断の結果、耐震改修が必要となる場合には多額の費用がかかることから、建物所有者が耐震診断や耐震改修に踏み出しづらい状況となっている。</p> <p>また、耐震診断や耐震改修に対する助成については、地方公共団体によっては制度が整備されていないところがいまだにある。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>耐震診断・改修を促す対策を強化するとともに、耐震化に係る金銭面の軽減を図ることで、建物所有者に耐震化の取り組みを進めるインセンティブを与える必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等について、耐震診断・改修を促す対策を強化するとともに、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する。</p> <p>耐震診断：補助率（国費）1／3→1／2 耐震改修：補助率（国費）1／3→2／5</p>
社会的ニーズ	首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の大規模地震の発生が危惧されているなか、多くの人命を守るため、こうした大規模地震時における建築物の安全性や避難路の機能確保が求められている。
行政の関与	大規模地震の発生が危惧されるなか、国民の安全・安心を守るために緊急的かつ重点的に災害時の建築物の安全性や避難路の機能確保を図るには行政の関与が不可欠である。
国の関与	「日本再生戦略」や中央防災会議で策定された「地震防災戦略」に掲げられた目標を達成するためには耐震化のスピードアップを図る必要があるが、地方公共団体によっては耐震化に係る助成制度が整備されていないところがいまだにある。大規模地震は日本のどこで発生してもおかしくない状況にあり、国民の安全・安心を守るため、全国的に存在する建築物に対して対策の強化と支援の充実が必要である。

施策等の効率性		
本案	費用	【15,000百万円（平成25年度予算要求額）】 特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等について、通常の助成制度に加えて国が行う助成に要する費用
	効果	耐震改修に踏み出せないでいる建物所有者の耐震化への取り組みを後押しする効果が期待でき、耐震化のスピードアップが図られる。
	比較	国により緊急的に助成をすることで、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化を促進する効果がある。
代替案	概要	本施策を実施せず、各地方公共団体の助成制度や普及啓発の取り組みに委ねることとする。
	費用	【国費はなし】

	効果	地方公共団体による取組に委ねるのみでは、全国において支援の確実な実施が保証されず、建物所有者が多大な費用負担を懸念して結局耐震診断や耐震改修に踏み出さないおそれ大きい。
	比較	地方公共団体による取組に委ねるのみでは、全国において支援の確実な実施が保証されず、建物所有者が多大な費用負担を懸念して耐震診断や耐震改修に踏み出さないおそれ大きく、今後いつどこで起こるかわからない地震に対して早期に備えることができなくなる可能性がある。
	本案と代替案の比較	代替案に比べ、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化の促進が図られ、今後いつどこで起こるかわからない地震に対して早期に備えることができるため、本案の方が効果が大きく効率的である。
	施策等の有効性	耐震診断・改修を促す対策を強化するとともに、本施策を実施することにより、特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化のスピードアップが図られ、特定建築物及び住宅の耐震化率を平成27年度に90%にするという目標を達成することが見込まれる。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度政策チェックアップ（平成28年度実施）により事後評価を実施。 ・日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）：[国土・地域活力戦略] 【2020年までの目標】 耐震住宅ストック比率95% ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）：住宅の耐震化を徹底するため、地方公共団体と連携した支援制度の整備、技術者の派遣・育成、相談体制の整備等により耐震診断、耐震改修、建替え等を促進する。 ・首都直下地震の地震防災戦略（平成18年4月21日中央防災会議決定）：大規模地震による死者数を今後10年で半減するため、住宅・特定建築物の耐震化率90%（全国）を目指す。 ・東海・東南海・南海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）：大規模地震による死者数を今後10年で半減するため、住宅の耐震化率90%（全国）を目指す。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	鉄道施設の耐震対策の推進		
担当課	鉄道局 施設課	担当課長名	課長 潮崎 俊也
施策等の概要	<p>阪神淡路大震災以降、耐震対策を進めてきたところである。これまでの現行対策に加え、防災・減災対策の推進が喫緊の課題である首都直下地震・南海トラフ地震に備えて、より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、駅や高架橋等の耐震対策をより一層推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：5,930百万円】</p>		
施策等の目的	<p>駅や高架橋等の耐震対策をより一層推進し、首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強が想定される地域において、安全が確保される鉄道利用者の割合を向上させる。</p>		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安、生活安全の向上		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
業績指標	主要なターミナル駅の耐震化率		
検証指標	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上の揺れが予想される地域において安全が確保される鉄道利用者の割合（安全確保率）		
目標値	駅の乗降客 92% 列車乗客 98%		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>東日本大震災以降、首都直下地震・南海トラフ地震の発生が強く懸念され、安全・安心を求める一般社会からの声は日増しに強くなっており、鉄道施設の耐震対策のより一層の推進が求められている。しかし、それらの地震で強い揺れが想定される地域においても、耐震対策の終了していない駅や高架橋等が少なからず存在する。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>利用者の増加や収益の向上にはつながらないこと、多額の費用を要すること等が原因となっている。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>さらなる耐震対策の実施が図られるためには、国の適切な指導及び支援が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>・現行の補助制度の補助対象である主要ターミナル駅（1日1万人以上かつ複数路</p>		

	線との接続駅)に加え、新たに、首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強が想定される地域において、1日あたりの利用者が1万人以上の駅及び片道断面輸送量1万人以上の路線における高架橋等(施設の倒壊が緊急輸送道路等に影響を及ぼす箇所は、利用者数に関わらず対象)の耐震対策を補助対象に加える。
社会的ニーズ	東日本大震災以降、首都直下地震・南海トラフ地震の発生が強く懸念され、一度に大量の旅客を運ぶ鉄道の安全・安心を求める一般社会からの声は日増しに強くなっている。
行政の関与	地震の発生時において、鉄道利用者の安全確保のためには耐震対策を進める必要があるが、事業者による自主的な取り組みだけでは多額の費用を要する耐震対策の進捗は難しいため、行政が適切な指導や支援を行い、耐震対策の促進を図るべきである。
国の関与	上記の施策については、鉄道ネットワーク全体の防災対策を考慮すると、広域かつ一体的に進める必要があり、国の関与が適切である。

施策等の効率性		
本案	費用	鉄道施設の耐震対策の推進 【平成25年度予算要求額】5,930百万円
	効果	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強が想定される地域の耐震対策が促進され、大規模地震発生時に、安全が確保される鉄道利用者の割合が向上する。
	比較	耐震対策が早期に実現すること、大規模地震発生時の影響を最小限にとどめることにより、高い効果が期待される。
代替案	概要	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強が想定される地域の耐震対策を、鉄道事業者自らの資金だけで行わせることとする。
	費用	国及び地方自治体の補助が無かった場合、補助金相当額が全額鉄道事業者の負担となる。
	効果	鉄道事業者にはインセンティブが与えられず、また、自己資金での事業となるため、耐震対策の推進はあまり図られず、安全が確保される鉄道利用者の割合の向上は限定的となる。
	比較	耐震対策に掛かる鉄道事業者の負担が多くなり、耐震対策の推進は困難である。
本案と代替案の比較		鉄道施設の耐震対策をより一層推進することにより、より多くの鉄道利用者の安全確保が図られることから、本案の方が勝っている。

<p>施策等の 有効性</p>	<p>今後発生が予測されている大規模地震に備え、鉄道施設の耐震対策を推進することにより、安全が確保される鉄道利用者の割合が向上することから、本施策は有効である。</p>
<p>その他特記 すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、「主要なターミナル駅等鉄道施設等の耐震対策を促進」と記載されている。 ・ 平成30年度に事後検証シートにおいて事後検証を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	情報管理の強化		
担当課	海上保安庁総務部 情報通信課	担当課長名	課長 坪上 浩治
施策等の概要	<p>サイバー攻撃の悪質・巧妙化等を背景として深刻化する情報セキュリティ環境に適切に対応するため、情報や文書の作成・保存等に常用するシステムのクローズ系システム化を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：1,986百万円（5ヵ年総額 約8,300百万円）】</p>		
施策等の目的	海上保安庁の情報管理体制の強化		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
業績指標	—		
検証指標	クローズ系システム規模の拡大及びオープン系システム規模の縮小		
目標値	クローズ系システム端末台数をオープン系システム端末台数の3倍以上となるよう整備を行う。		
目標年度	平成25年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>深刻化する昨今の情報セキュリティ環境の中、機密性の高い情報を取り扱う海上保安庁においては、コンピュータウィルスの感染、不審メール、サイバー攻撃等の外部からの脅威に対して適切に対応する観点から、行政文書の作成・管理、職員間の情報共有等の常用システム機能をクローズ系システムにより処理することが適当であるが、現状としては、オープン系システムを常用システムとして使用している。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>海上保安庁は、広範な管轄海域における様々な事案に組織全体として迅速適切に対処しなければならないという業務の特質から、部内外における「情報共有」の必要性が高い。また、電子申請の受付や府省共通システムの運用等による一般行政事務の遂行も必要不可欠である。このため、オープン系システムを常用システムとして整備してきたところである。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>コンピュータウィルスの感染、不審メール、サイバー攻撃等の外部からの脅威に対して適切に対応する観点からは、オープン系システムはクローズ系システムに比べ万全ではない。したがって、クローズ系システムの規模を拡大するとともに、情報収集、外部メール等に必要な範囲でオープン系システムを縮小整備することにより、業務に常用するシステムをクローズ系システムとすることが課題となっている。</p>		

	iv 施策等の具体的内容 ○ クローズ系システム規模の拡大 ○ オープン系システム規模の縮小
社会的ニーズ	海上保安庁は業務の性質上、機密性の高い情報を取り扱うため、こうした情報が破壊、流出等した場合、治安の維持、外交等に与える影響が大きいことから、社会的ニーズは高い。
行政の関与	海上保安庁の情報システムの強化等により万全な情報管理体制を実現する施策であるため、海上保安庁において実施する必要がある。
国の関与	海上保安庁は業務の性質上、国の機密性の高い情報を取り扱うため、こうした情報が破壊、流出等した場合、国益にも関わることから、当該施策は国において実施する必要がある。

施策等の効率性		
本案	費用	1,986百万円（平成25年度予算要求額） （5ヵ年総額：総額約8,300百万円）
	効果	常用システムを外部ネットワークから遮断することにより、サイバー攻撃等の外部脅威に対し、万全の対策を講じることが可能となる。
	比較	クローズ系システムを常用システム化することにより、低コストで高いセキュリティ効果を得ることができる。
代替案	概要	引き続きオープン系システムを常用システムとし、当該常用システムに対して必要なセキュリティ対策を施す。
	費用	5ヵ年総額：総額約8,900百万円
	効果	コンピュータウィルスの感染、不審メール、サイバー攻撃等外部からの脅威に対して適確に対応する観点からは、オープン系システムはクローズ系システムに比べ万全ではなく、情報セキュリティに対する脅威は依然として残ることとなる。
	比較	持続的標的型攻撃に対する対応のため、情報セキュリティ対策に大規模なコストを要するとともに、今後、情報セキュリティコストは年々増加するものと考えられる。
本案と代替案の比較		海上保安庁が扱う情報の性質、システムセキュリティの強度、整備・運用コスト等を考慮し、本案を採用することとする。
施策等の有効性		機密性の高い情報を取り扱う海上保安庁としては、本施策の実施により、コンピュータウィルスの感染、不審メール、サイバー攻撃等外部からの脅威に対し最大限の対策を講じることが可能となり、もって万全の情報管理体制を確立することができる。

その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none">○ 特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムに関し必要と考えられる措置について (平成23年7月1日 保全情報システムに関する有識者会議／事務局：内閣官房)○ 情報流出再発防止対策検討委員会 最終報告書 (平成24年5月25日 情報流出再発防止対策検討委員会／事務局：国土交通省・海上保安庁)○ 平成26年度に事後検証シートにより事後検証を実施
------------	--

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	津波防災対策の推進		
担当課	海上保安庁海洋情報部 海洋調査課	担当課長名	課長 加藤 幸弘
施策等の概要	<p>南海トラフの巨大地震のモデルが中央防災会議により見直され、想定される津波の規模及び範囲が拡大したことから、発災時における在港船舶等の津波防災対策を強化するため、測量船の調査能力を向上させ、港湾等を対象とした津波防災情報図を整備する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：1,592百万円】</p>		
施策等の目的	<p>港湾等における津波到達の時間、流速等をシミュレーションした津波防災情報図を整備し、船舶津波対策協議会等を通じ、在港船舶等の津波防災対策を強化する。</p> <p>また、シミュレーションを行うために整備する海底地形データセットを自治体等に提供し、ハザードマップ等の作製を支援する。</p>		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
業績指標	—		
検証指標	津波防災情報図を整備する		
目標値	65図		
目標年度	平成27年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>在港船舶等の津波防災対策のためには、新たなモデルによる津波防災情報図を早期に整備する必要があるが、現状では、新たなモデルに対応した津波防災情報図を整備できない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>津波防災情報図の整備のためには、シミュレーションに用いる海底地形データが必要であるが、現在保有している海底地形データは、密度、精度が不十分である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>必要な海域について早急に調査を行うことにより海底地形データを取得し、海底地形データセットを早期に整備する。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>測量船の調査能力を向上させ早急に調査を行い、海底地形データセットを整備し、シミュレーションを実施して港湾等を対象とした津波防災情報図を整備する。</p>		

社会的 ニーズ	<p>「津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）」、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」等が制定され、津波防災対策の推進が必要とされている。</p> <p>日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、災害に強い国土・地域の構築に向け、これまでの防災対策に加えて大規模災害に対する減災対策、津波防災地域づくりの推進等に重点的に取り組むとされており、南海トラフの巨大地震等に備えた対応策や、自治体によるハザードマップ作製等の地域防災力向上が求められている。</p>
行政の関与	<p>「津波対策の推進に関する法律」及び「津波防災地域づくりに関する法律」において、津波浸水想定の設定、ハザードマップ等を整備することとされている。</p>
国の関与	<p>「津波防災地域づくりに関する法律」において、国は広域的な見地から行う地形調査を実施することとされている。</p>

施策等の 効率性		
本案	費用	1,592百万円（平成25年度予算要求額） 津波防災対策の推進
	効果	新たなモデルに基づく津波防災情報図を整備することにより、船舶等の津波被害軽減が図られる。また、自治体等への海底地形データセットの提供により津波浸水想定の設定、ハザードマップ作製等の地域防災力向上を図ることができる。
	比較	迅速な調査により、津波防災情報図及び海底地形データセットの早期整備が可能となり、港湾等における船舶の津波防災対策及び自治体による地域の津波防災対策が図られる。
代替案	概要	従来どおり、測量船の現有の調査機器で海底地形調査を実施する。
	費用	なし（既存の設備・経費のみで実施）
	効果	津波防災情報図及び海底地形データセットに必要とされるデータを迅速に整備することが困難である。
比較	津波防災情報図及び海底地形データセットが迅速に整備できず、効果は限定的になる。	
本案と代替案 の比較	代替案では海底地形調査が迅速に実施できないため、効果が限られる。本案では、必要な海域の海底地形調査を迅速に行うことができ、津波防災情報図の整備及び海底地形データセットの提供が可能となるため、効果が著しく大きい。	
施策等の 有効性	調査能力を向上させた測量船により、必要な海域の海底地形調査を早期に完了することが可能となる。これにより、津波防災情報図の整備及び海底地形データセットの提供が可能となり、津波防災対策を早期に講じることができる。	
その他特記 すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、国土・地域活力戦略の重点施策として記載されている「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」に資することができる。 ○ 平成28年度に事後検証シートにより事後検証を実施。 	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	三大湾等における総合的な地震・津波対策の推進		
担当課	港湾局海岸・防災課	担当課長名	課長 丸山 隆英
施策等の概要	<p>コンテナターミナルやコンビナートをはじめとする我が国の経済を牽引する物流、産業、エネルギー等の諸機能が高密度に集積し、大型船による稠密な利用がなされている三大湾等において、大規模地震が発生した際も、当該地域における港湾機能を維持し、経済活動の継続を可能とするため、海上保安庁等と連携しつつ、津波来襲時の大型船の避泊水域の確保、重要拠点に至る航路の早期啓開対策、港湾施設の耐震化等の取り組みを推進する。（予算関係、法令関係）</p> <p>【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	船舶航行機能を維持・確保するための事前・事後対策の実施により、震災時における三大湾等の物流・産業・エネルギー供給機能を早期に復旧する。		
政策目標	6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	19. 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	106. 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口		
検証指標	—		
目標値	約2,950万人		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>・東京湾、伊勢湾、大阪湾といった地域には、広域防災拠点、国際コンテナ戦略港湾、エネルギー供給拠点等、震災時にも機能維持、早期復旧が必要な我が国の経済を牽引する重要拠点が集積しているが、上記の三大湾等の埋立地は高度経済成長期に造成されたものも多く、護岸等の港湾施設も老朽化しており、地震・津波に対する脆弱性が懸念される。</p> <p>・また、狭隘な水域において大型船舶による稠密な利用がなされていることから、東日本大震災直後には、東京湾の湾央部が避泊船舶で混雑しており、今後、更に大規模な地震・津波が発生した場合には、避難時の航路や避泊水域の確保が困難となり、大規模な二次災害に発展することも懸念される。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>・三大湾等においては、耐震強化岸壁等の重要物流拠点とコンビナート等民有の港湾施設が隣接しているが、これらの施設の維持管理状況の把握が進んでいない。</p> <p>・三大湾内には多くの船舶が入出港しており、津波発生時には一斉に沖へ避泊する行動を取るが、船舶毎に避泊場所が決められていないことから、特に入出港に時間</p>		

		<p>を要する大型船は、避泊するための場所の確保が困難となる。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>震災時においても三大湾等の物流・産業・エネルギー供給機能の早期復旧を図るために、船舶航行機能を維持・確保するための事前・事後対策を予め講じておく必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>震災時における湾内の船舶航行機能を維持・確保するため、以下の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型船の迅速かつ安全な避泊のための泊地を確保する。 ・震災時に湾内の重要拠点への航行に必要な水域を指定し、水域内において国が漂流物や沈降物の撤去等を迅速に行うことができるようにする。 ・港湾施設の所有者に対し、施設の維持管理状況に関する報告徴収等ができるようにする。
社会的ニーズ		<p>万一、三大湾等の物流機能が失われた場合、背後圏への緊急物資輸送が困難となるほか、コンテナ輸出入の停止によるサプライチェーンの寸断や電力等のエネルギー供給の停止により、内陸部の市民生活や産業活動にも混乱を来すことが予想され、影響は我が国全体や全世界に及ぶことから、社会的要請は高い。</p>
行政の関与		<p>湾内の複数船舶が利用する航路・泊地等の航行機能維持を目的とする施策であり、公共性が高いことから、行政が指定、整備を実施する。</p>
国の関与		<p>湾内の複数船舶が利用する航路・泊地等の航行機能維持を目的とする施策であり、湾域全体に及ぶ広域的な防災対策であることから、国が指定、整備を実施する。</p>
<p>施策等の効率性</p>		
本案	費用	<p>100百万円（平成25年度予算要求額）</p> <p>大型船の避泊のための泊地の確保に必要な費用</p>
	効果	<p>震災時において、大型船の避泊のための水域を確保することが可能となり、震災後の緊急物資の輸送等が滞りなく行われることで、湾内の航行安全、背後地域の早期復旧に繋がる。</p>
	比較	<p>発災後の緊急物資の輸送等が滞りなく行われることで、湾内の航行安全、背後地域の早期復旧に繋がることから、本案は効率的である。</p>
代替案	概要	<p>避泊域を設けず、既存の水域において対応</p>
	費用	<p>国費の負担はなし</p>
	効果	<p>大型船舶の避泊は可能であるが、船舶航行にも利用される一般水域において避泊するため、湾内における船舶航行の輻輳に伴う安全性の低下や、緊急物資輸送船舶等の航行の支障となることによる背後地域の復旧の遅れに繋がる懸念される</p>
	比較	<p>一定の効果はあるものの、航行船舶との輻輳が懸念され、効果は限定的と考えられる。</p>

<p>本案と代替案の比較</p>	<p>発災後の緊急物資輸送の確保と背後地域の早期復旧に繋がることから、本案の方がより効率的と考えられる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>・震災時における重要拠点への航行に必要な水域の指定、大型船の避泊のための水域の確保を行うとともに、港湾施設の管理者に対し、維持管理状況に関する報告徴収等を行うことが出来るようにすることにより、震災時における船舶航行機能の確保が図られ、物流・産業・エネルギー供給機能の早期復旧が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>・日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、「中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告の取りまとめを踏まえ、災害関連法制の改正をはじめ、各般の施策を迅速に講じる」との記載あり。</p> <p>・中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告には、「南海トラフの巨大地震や首都直下地震の想定をもとに、人的・物的被害想定等を行い、南海トラフ巨大地震対策検討WGや首都直下地震対策WGで取りまとめられる対策の全体像も踏まえ、予防から応急、復旧・復興までの対策…」と記載されている。</p> <p>・南海トラフ巨大地震対策について（中間報告）（平成24年7月19日）において、「1. 災害応急活動体制の整備」に、以下の記載がある。</p> <p>『・沿岸の都市部において、巨大な津波が襲来することによって、建築物や自動車、船舶等による大量の漂流物の発生や漏洩油等による津波火災の発生等が懸念されること等があげられるため、これらを踏まえた応急対策活動を検討する必要がある。』</p> <p>また、「5. 広範囲の強い地震動への対応」に、以下の記載がある。</p> <p>『また、液状化が広範囲の地域で発生する恐れもあるため、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進する必要がある。』</p> <p>・「持続可能で活力ある国土・地域づくり」本文に、以下の記載がある。</p> <p>『港湾業務継続計画(BCP)の策定等を通じ、震災時における三大湾等の物流・産業機能の確保を図るため、法改正を含めた検討を行う。』</p> <p>・平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成		
担当課	港湾局 産業港湾課	担当課長名	課長 高田 昌行
施策等の概要	<p>中国等の急速な経済成長により資源・エネルギー等の需要が世界的に増加しており、このような中で、スケールメリットを活かした輸送コストの削減を図るべく、世界的に輸送船舶の大型化が進展している。</p> <p>このような状況の中で、我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源・エネルギー等の物資を安定的かつ安価に輸入することに貢献し、雇用と所得の維持・創出を目指すため、国全体として効率的かつ安定的な資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの形成に必要な大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等に向けた取り組みを行う。</p> <p>（予算関係、税制関係、法令関係）</p> <p>【予算要求額：6,199百万円】</p>		
施策等の目的	大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等により、国全体として最適となる効率的かつ安定的な資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークを形成し、我が国の産業や国民生活に必要な不可欠な資源・エネルギー等の物資を安定的かつ安価に輸入することに貢献し、雇用と所得の維持・創出を目指す。		
	政策目標	6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
	施策目標	19. 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	
	業績指標	101. 国際海上コンテナ・バルク貨物輸送コスト低減率	
	検証指標	—	
	目標値	平成22年度比 約5%減	
	目標年度	平成28年度	
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源・エネルギー等の安定的かつ安価な供給を実現するためには、大型輸送船等を活用した輸送を実現し、広域的・効率的な海上輸送ネットワークを形成することが必要である。 ・一方、現状の我が国の資源・エネルギー等の物資の輸入においては、大型輸送船による輸送が進展する近隣諸国と比較して、相対的に非効率的な物流体系となっている。 <p>ii 原因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の資源・エネルギー等の物資の輸入においては、荷主企業が分散して立地し個々の荷主企業の需要が小さいことから、それぞれが必要に応じて輸送船舶を手配し、資源等の輸入を行っており、個々の企業単位では船舶の大型化のメリットが 		

	<p>出にくい構造となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期から使用されている国際水準から劣化した港湾インフラにより、大型輸送船による一括大量輸送のメリットを享受できない。 <p>iii 課題の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源・エネルギー等の安定的かつ安価な供給を実現するために、大型輸送船等を活用した輸送を実現し、広域的・効率的な海上輸送ネットワークを早急に形成する必要があり、そのために、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保、複数港に存在する企業連携の促進等に取り組む必要がある。 <p>iv 施策等の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの拠点となる大型輸送船に対応した国際物流ターミナルの整備 ・企業間連携の促進を図る当該ターミナル等を運営する民間事業者が行う施設整備、効率的なターミナル運営に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> →当該事業者が行う荷さばき施設等の整備に対する無利子貸付 →当該事業者が取得した荷さばき施設等に係る税制特例措置 (固定資産税・都市計画税) <p style="text-align: right;">等</p>
<p style="text-align: center;">社会的 ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、国民の暮らしや産業活動に必要不可欠な資源・エネルギー等のほとんどを海外からの輸入に依存しており、これら物資を安定的かつ安価に供給することは、我が国の最も基本的な課題の一つ。 ・中国等の急速な経済成長に伴う需要増等により、資源・エネルギー等の国際価格が高騰しており、資源価格の更なる上昇による所得の海外流出、貿易赤字が懸念されている。 ・中国等近隣諸国の港湾においては、資源・エネルギー等の大型輸送船への対応が進展している一方で、我が国の港湾は国際水準から劣後しており、物流のコスト・サービスの水準が改善されない状況である。このまま相対的に不利な事業環境が続けば、企業は生産拠点の海外への移転を一層進めざるを得ず、これまで我が国を支えてきた国内産業や雇用を維持できなくなる可能性がある。 ・本施策は、資源・エネルギー等の大型輸送船の活用により輸送コストの低減、調達先の多様化による価格交渉力の向上を図り資源・エネルギー等の輸入コストの低減を実現することで、雇用と所得の維持・創出を図り、ひいては国民の安全・安心で豊かな生活の確保を目指すものであり、社会的ニーズは高いといえる。
<p style="text-align: center;">行政の関与</p>	<p>個別主体では、当該港の需要等に鑑み、資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成に必要な投資には十分な便益が得られないため、過大投資のリスクを避けるため部分最適化を図ってしまう。従って、個々の事業者による投資がネットワークの拠点として不十分な規模になる可能性があるため、行政が埠頭用地・係留施設・航路・泊地等の下物施設等について整備主体となって取り組むとともに、資源・エネルギー等の物資の輸入にかかる企業間連携の促進等に向けた取り組みを行う。</p>

	国の関与	本施策は、個別港のみならず国全体として効率的で安定的な資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの形成を図るものであるため、大水深の係留施設・航路・泊地等の下物施設等について、国が整備主体となって取り組むとともに、資源・エネルギー等の物資の輸入にかかる企業間連携の促進等に向けた取り組みを行う。
施策等の効率性		
本案	費用	6,199百万円（平成25年度予算要求額） 資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成を行うための費用
	効果	当該ネットワークの拠点となる港湾において、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等を行うことにより、大型輸送船等を活用した資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークが形成される。
	比較	当該ネットワークの拠点となる港湾において、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等に集中的に取り組むことで、国全体として大型輸送船等を活用した輸送が可能となり、資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの迅速な形成を図ることができるため、投資効率の面からも本案は効率的である。
代替案	概要	全国各地の主要な資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾において、輸送船舶の大型化に対応した港湾機能の強化を総花的に実施することで、各港それぞれにおいて、大型輸送船等を活用した輸送を実現する。
	費用	全国各地の主要な資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾において、輸送船舶の大型化に対応した港湾施設の整備を総花的に実施するための費用。
	効果	全ての資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾において、大型輸送船に対応した港湾整備を行うことで、輸送船舶の大型化への対応が可能となるが、一方で、大型輸送船を満載にするための貨物集約が進まないことから、大型輸送船等の活用が進展せず、一括大量輸送によるスケールメリットが発揮できない可能性がある。
	比較	全ての資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾において、港湾整備を総花的に行うことで、輸送船舶の大型化への対応が可能となるが、貨物集約が進まないことにより大型輸送船等の活用が進展しない可能性がある。また、我が国の厳しい財政状況の中で、全ての資源・エネルギー等の物資を取扱う港湾に対して総花的に投資することは、費用対効果の面からも非効率であり、輸送船舶の大型化に迅速に対応できない可能性が高い。
本案と代替案の比較		大型輸送船等を活用した資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの形成が迅速に図られることから、本案がより効率的であるとともに、我が国の厳しい財政状況の中、限られた投資を、費用対効果に応じて、迅速かつ集中的に配分する観点からも、本案がより効率的である。
施策等の有効性		<ul style="list-style-type: none"> 国全体としての資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる港湾において、大型輸送船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等を行うことにより、大型輸送船等を活用した資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークが形成され、輸送コストの低減、調達先の多様化による価格交渉力の向上が図られ、資源・エネルギー等の輸入コストの低減に資する。 本施策は、社会資本整備重点計画の業績指標である「平成28年度までに、国際海上

	<p>コンテナ・バルク貨物輸送コスト低減率5%減（平成22年度比）」とも方向性は合致しており、本施策を実施することで、その達成に向けて大きく前進する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）の工程表において、2012から2015年度に実施すべき事項として「国際バルク戦略港湾における主力輸送船舶の満載での入港に対応」と記載。 ・「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策」（国土交通省：平成24年7月31日公表）の工程表において、2012から2015年度に実施すべき事項として「国際バルク戦略港湾における主力輸送船舶の満載での入港に対応等、総合的な対策の実施」と記載。 ・「産業構造ビジョン2010」（経済産業省：平成22年6月3日公表）において、「IV. 日本の産業を支える横断的施策」における「1. 日本のアジア拠点化総合戦略」において、国際戦略港湾の競争力強化に向けたバルク船の大型化への対応投資の集中実施等について記載 ・「『食』に関する将来ビジョン」（農林水産省：平成22年12月21日「食」に関する将来ビジョン検討本部決定）において、「プロジェクト10 総合的な食糧安全保障の確立」の取組内容として、「港湾等の物流インフラの確保」について記載 ・平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	公民連携方式の災害救援フェリーを活用した救援体制・緊急輸送ネットワークの整備に対する支援制度の創設		
担当課	海事局内航課 港湾局海岸・防災課	担当課長名	課長 瓦林康人 課長 丸山隆英
施策等の概要	<p>地方自治体、事業者、業界団体等が連携を強化し、救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリーの改造費用の一部を補助するとともに、港湾における受入体制や防災機能の確保に対し支援を行うことにより、災害時の救援体制・緊急輸送ネットワークの整備を促進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	<p>東日本大震災において、フェリーは発災直後から被災地へ支援物資、自衛隊、警察、消防等の要員や車両を緊急輸送するなど、改めてその役割が国民各層に幅広く再認識されたところであり、今後想定される大規模災害等に備え、地方自治体、事業者、業界団体等の連携による、災害時の救援体制・緊急輸送ネットワークの整備を促進する。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	—		
検証指標	救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリー一の整備（検討中）		
目標値	救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリー一の整備（検討中）		
目標年度	（検討中）		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>東日本大震災を踏まえ、今後想定される大規模災害等に備えた救援・緊急輸送体制の整備が必要であるが、フェリーの災害救援機能を効果的に活用するための具体的な枠組みがなく、多くのフェリーでは、本格的な災害支援活動の実施に必要な不可欠な設備が未整備である。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>これまでの「緊急輸送協定」は、抽象的な協力事項を羅列した紳士協定で実効性が不十分であるとともに、災害発生時にどのフェリーが救援に赴くか具体的な想定がされていない。さらに、航路外での救援活動に伴う事業者の減収・費用増の補填に関するルールがない。</p> <p>また、被災想定地域の多くはフェリー航路の空白地帯であり、事業者との関係が稀薄である。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>地方自治体、事業者、業界団体等の関係者の連携強化による救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が必要であるとともに、同体制に必要な災害救援フェリーの改造等費用に対する補助制度が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>地方自治体、事業者、業界団体等の関係者が連携を強化し、救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリーの改造（サイドランプウェイ※、電子チャート、被災者用設備等の設置）に対して一部補助するとともに、港湾における受入体制や防災機能の確保に対し支援する。</p> <p>（※船舶の側面に設置された自動車等が自走で乗降可能な可動橋）</p>
社会的ニーズ	東日本大震災を踏まえ、今後想定される大規模災害等に備えた実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が求められている。
行政の関与	今後想定される大規模災害等に備えた実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークを整備するには、本格的な災害支援活動が可能な災害救援フェリーの整備が不可欠であり、これに対する補助制度を創設するとともに、港湾における受入体制や防災機能の確保に対し支援することで災害発生時協力体制を整備することが行政として不可欠である。
国の関与	上記の施策については、大規模災害等が想定される全国各地で災害発生時協力体制を整備することが重要であり、国の関与が必要である。

施策等の効率性		
本案	費用	200百万円【平成25年度予算要求額】 救援活動を含めた災害発生時協力体制を構築する際に必要となる災害救援フェリーの改造（サイドランプウェイ、電子チャート、被災者用設備等の設置）及び港湾の整備に必要な費用。
	効果	本補助制度の創設により、今後想定される大規模災害等に備えた実効性のある災害時の救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が促進される。
	比較	国の補助により災害救援フェリーを用いた災害発生時協力体制を推進するため、より効果的に実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークが整備される。
代替案	概要	これまでの地方自治体と事業者又は業界団体等との間で締結された「緊急輸送協定」に基づく災害発生時協力体制の整備
	費用	国の補助制度がない場合、本格的な災害支援活動が可能な災害救援フェリーの改造は全てフェリー事業者の負担となる。
	効果	災害発生時にどのフェリーが救援に赴くか具体的な想定がされないなど、結果的に抽象的な協力事項を羅列した紳士協定にしかならないため、実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が促進されない。

	比較	事業者の負担が大きいことから、災害支援活動に必要なフェリーの改造が行われず、具体的なフェリーも特定されないなど、結果的に緊急輸送協定も抽象的な協力事項を羅列した紳士協定にしかならないため、救援体制・緊急輸送ネットワークとしては実効性が不十分なものとなる。
本案と代替案の比較		補助事業を創設することにより、実効性のある救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が促進されるため、本案の方が効率的である。
施策等の有効性		本補助制度の創設により、今後想定される大規模災害等に備えた実効性のある災害時の救援体制・緊急輸送ネットワークの整備が促進されることから、有効な施策である。
その他特記すべき事項		<p>○日本再生戦略（平成24年7月30日閣議決定）</p> <p>Ⅱ. 震災・原発事故からの復活</p> <p>1. (4) 防災・減災の取り組み強化</p> <p>(P8) 災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階で、行政機関、事業者、住民等が一体となって、交通インフラの代替性・多重性の確保、施設の耐震化や治水施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の強化などのソフト対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。</p> <p>Ⅳ. 日本再生のための具体策</p> <p>2. (2)③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成</p> <p>（重点施策：大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築）</p> <p>(P62) 災害に強い国土・地域の構築に向け、これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。</p> <p>○国土交通省「持続可能で活力ある国土・地域づくり」（平成24年7月31日公表）</p> <p>本文Ⅱ 3「災害に強い国土・地域づくり等の推進」</p> <p>（災害に強い国土・地域・経済の構築）</p> <p>陸海空が連携した人流・物流におけるリダンダンシーの確保（広域バックアップ体制の構築、各モード間のアクセス性の改善、国土のミッシングリンクの解消等）、災害に強い人流・物流システムの構築、施設の重要度に応じた耐震性・耐津波性の確保等に取り組む。</p> <p>○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、以下の記述がある。</p> <p>5 (3) ⑨ (ii) (へ)</p> <p>「類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」</p> <p>○平成28年度までに、事後検証シートにより事後検証を行う。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	東南アジア・訪日100万人プランの展開		
担当課	観光庁国際交流推進課	担当課長名	課長 亀山 秀一
施策等の概要	<p>今後顕著な成長拡大が見込める東南アジア市場において、「日ASEAN交流40周年」を契機に、クールジャパン等と連携したオールジャパンによる訪日促進プロモーションを本格的に展開する。東南アジア市場を5大市場（韓国、中国、台湾、アメリカ、香港）に並ぶ主要市場へと飛躍させる。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【予算要求額：599百万円】</p>		
施策等の目的	<p>東南アジア市場からの訪日旅行者については、震災後一早く回復し、さらに高い伸び率を維持しており、訪日促進プロモーションを本格的に展開することにより、東南アジア市場を韓国、中国等の5大市場に並ぶ主要市場へと成長させ、「2016年1800万人」目標達成のエンジンにするとともに、送客元の多様化により、特定市場に過度に依存しない構造を作り上げ、訪日外客促進のリスク分散を図る。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 観光立国を推進する		
業績指標	—		
検証指標	東南アジアからの訪日旅行者数100万人（2013年）		
目標値	東南アジアからの訪日旅行者数100万人		
目標年度	平成25年		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）に盛り込まれた訪日外国人旅行者数の目標（2016年1,800万人）を達成するためには、これまでの5大市場に加え、中間層の拡大が見込まれる東南アジアからの海外旅行需要を確実に取り込む必要がある。このため、2013年の東南アジアからの訪日旅行者数100万人（2011年の2倍）を目指して、東南アジア市場に集中・特化した施策を展開する必要がある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>東南アジア市場における訪日旅行促進については、特にインドネシア、ベトナム、フィリピンにおいて、当地で本格的なプロモーションをすでに実施している韓国等の競合国に訪問者の獲得で差をつけられている状況にある。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>東南アジアの中でも特に顕著な訪日旅行者数の拡大が見込め、相応の市場規模を抱えるタイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムを対象市場として、訪日旅行の認知度や選好度の向上を図ること。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>① 日ASEAN交流40周年、クールジャパン、日本食の海外展開等のイベントと連携した上で、日本に関心を持つ東南アジア人が立ち寄る訪日観光ポータルサイトにより、日本の観光魅力の総合的な発信</p> <p>② 人気観光コンテンツを活用した機動的・効果的な訪日促進プロモーションの展開</p> <p>③ ハラルフード※1対応等の受入環境整備※2</p> <p>④ 日本政府観光局の体制強化※2</p> <p>⑤ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善※2</p> <p>※1 イスラム教の法律に則った食べ物</p> <p>※2 ③～⑤については、本事業の予算措置とは別に実施するもの。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>震災とそれに続く原子力発電所事故による放射能への不安は、日本全国の観光地へ大きな打撃を与えており、一部の市場においては未だ震災前水準への回復に至っていないことから、訪日外国人旅行者の拡大による観光立国の実現により、地域経済の活性化、雇用機会の増大などをもたらすことが求められている。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>訪日外国人旅行者の拡大を図る上で、顕著な増加を見込める東南アジア市場であるが、現時点では、訪日旅行そのものの認知度が高くないことから、個々の企業による特定商品のPRではなく、行政が先頭に立って、日本ブランドの発信、観光地としての日本全体の認知度向上から進めていく必要がある。</p>
<p>国の関与</p>	<p>観光立国の実現にあたっては、競合国との競争に対抗するため、各主体それぞれではなく、国、地方、民間が一体となって、日本ブランド全体の発信を行う必要がある。また、東南アジア市場からの誘客については、日本の魅力発信のみならず受入環境を整備することなど他の施策との連携が必要となるため、多様な取組を国が主体となり実施することが必要である。</p>

<p>施策等の 効率性</p>		
<p>本案</p>	<p>費用</p>	<p>599百万円（平成25年度予算要求）</p> <p>① 日本に関心を持つ東南アジア人が立ち寄るポータルサイトにより、日本の観光魅力の総合的な発信。</p> <p>② 人気観光コンテンツを活用した機動的・効果的な訪日促進プロモーション。</p>
	<p>効果</p>	<p>東南アジア市場において、観光地としての日本の認知度向上、訪日選好度の向上、旅行商品の造成や販売促進が図られ、訪日旅行者の増加につながる土台が築かれる。</p>
	<p>比較</p>	<p>上記の費用で、訪日旅行者の拡大及び震災後の訪日旅行者の落ち込みからの回復が図られるほか、それに伴う日本国内での旅行支出の創出が期待できるため、効率的であると言える。</p>

代替案	概要	国の関与が無く、地方公共団体・民間主体が個別に実施した場合。
	費用	仮に総額が本案と同額であると仮定する。
	効果	特定地域における観光魅力が発信されるものの、規模が小さいほか、地域間の連携や日ASEAN交流40周年、クールジャパン等、他の取組との連携による相乗効果は期待できない。
	比較	個別の地方公共団体や民間団体が実施すると、日本全体としての認知度向上が図られず、特定地域の観光魅力のみが紹介されること等、国として観光立国を図る上では不十分かつ非効率にならざるを得ない。
本案と代替案の比較	<p>本案と代替案を比較すると、費用を同額と仮定した場合であっても、代替案では、特定地域における観光魅力は発信されるものの、規模が小さく、地域間の連携や日ASEAN交流40周年、クールジャパン等、他の取組との連携による相乗効果も期待できないこと等、国として観光立国を図る上では不十分かつ非効率にならざるを得ない。そのため、日本の多様な魅力の発信や日本としての統一のイメージ向上等により、東南アジアからの訪日旅行者数を増やし、観光立国を目指すという観点からは、本案の方がより効率的である。</p>	
施策等の有効性	観光地としての日本の認知度向上、旅行商品の造成や販売の促進により、訪日旅行の裾野が広がり、継続的な訪日旅行者の拡大、国内における旅行消費額の増加が期待できる。	
その他特記すべき事項	<p>○関連する閣議決定、施政方針演説等における位置付け</p> <p>【観光立国推進基本計画】（平成24年3月30日 閣議決定）</p> <p>【新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ】（平成22年6月18日 閣議決定）</p> <p>【日本再生戦略】（平成24年7月31日 閣議決定）</p> <p>「<u>今後の顕著な成長拡大が見込める東南アジアを始めとする新興国の中間層、莫大な消費が期待される富裕層市場からの誘客を、市場別目標に沿って効果的・効率的に拡大する。</u>」</p> <p>○平成26年度に事後検証シートにより、事後検証を実施。</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	観光地域ブランド確立支援事業の創設		
担当課	観光庁 観光地域振興課	担当課長名	観光地域振興課長 七條 牧生
施策等の概要	<p>国内外から選好される国際競争力の高い観光地域を早急に形成するため、観光地域の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域づくりについて、地域の取組段階に応じた支援を実施する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額： 245百万円】</p>		
施策等の目的	我が国の人口減少が進み、観光客獲得の国際的競争が激化する中、歴史・伝統・文化等を活かした地域の「ブランド」を確立することで、国内外から選好される日本を代表する国際競争力の高い魅力ある観光地域を形成する。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 観光立国を推進する		
業績指標	108 訪日外国人旅行者数 109 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 111 国内における観光旅行消費額		
検証指標	—		
目標値	108 1,800万人 109 2.5泊 111 30兆円		
目標年度	108 平成28年 109 平成28年 111 平成28年		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>人口減少下で地域活性化を図るためには、観光交流人口の拡大を図ることが必要であるが、近年、観光地域は国内外の旅行者獲得競争に晒されており、宿泊数等も減少傾向にあるなど厳しい環境にある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>地域の幅広い関係者が連携して滞在交流型の観光地域づくりを行う「観光圏」の取組みについては、一定程度浸透してきたものの、観光地域は、観光地域づくりの理念やその実現のための戦略が十分明確になっていない等により、地域の歴史・伝統・文化等観光資源の潜在能力を効果的に活用できておらず、観光客獲得の国際的競争が激化する中で、国内外の観光客を十分に惹きつけられていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>国際的な競争の中で、国内外から持続的に選好される観光地域を早急に形成することは、将来の観光立国の実現に向けて重要な課題である。そのような観光地域を</p>		

		<p>効果的に形成するためには、観光地域が差別化された「価値」や「魅力」を見出し、「ブランド」を確立することが重要であり、日本を代表する有形・無形の地域資源がある観光地域について、地域の取組段階に応じた戦略的な観光地域づくりを促進することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>①観光地域ブランド化基盤づくり支援 目指すべき地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築</p> <p>②観光地域ブランド化確立支援 来訪者の豊かな旅行を支える応接環境の整備（例：ワンストップ窓口の整備等）、地域らしさを演出する地域独自の空間の形成（例：まちなみ等に配慮した色彩の統一等）、取組の恒常的实施・改善（例：品質を保証するシステムの構築等）について関係省庁の施策との連携を図りながら実施</p>
社会的ニーズ		地域の「ブランド」の確立を通じた国内外から選好される魅力ある観光地域づくりは、地域経済の活性化や雇用の維持・創出等をもたらすことから、社会的ニーズは高い。
行政の関与		地域の「ブランド」の確立を通じた国内外から選好される観光地域を形成するには、地域の幅広い関係者の参画・協働のもと、地域の様々な資源を最大限に活かした取組を進めていく必要がある。このような取組は、地域全体の活性化を見据えた公共性の高い取組であることから、行政が積極的に関与する必要がある。
国の関与		観光地域における「ブランド」確立に向けた先進的な取組が進められ成功事例が生み出されることにより、先進事例を模範とする取組が普及し全国的な観光地域づくりの底上げへの寄与が期待されること、また、日本を代表する観光地域のブランド化への取組は、全国レベルの位置づけの中で行われるものであることから、国が積極的に関与する必要がある。
施策等の効率性		
本案	費用	<p>245百万円（平成25年度予算要求額）</p> <p>①ブランド戦略の策定</p> <p>②ブランド戦略を策定の上、ブランドの維持・向上に向けたアクションプランに基づく事業の実施</p>
	効果	日本を代表する有形・無形の地域資源がある観光地域を対象に、基軸となる観光地域づくりの理念（コンセプト）、主たる顧客層（ターゲット）、自地域の位置取り（ポジショニング）等を明確にした地域のブランド戦略を策定し、それに基づく事業を関係省庁等とも連携して集中的に実施することにより、国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域を早期に形成することが可能となり、効果的である。
	比較	ブランド戦略の策定とそれに則った事業の実施を行うものであり、上記のとおり、大きな効果が得られる。

代替案	概要	国はブランド戦略策定に向けた指導のみを行い、事業実施は地方公共団体等に委ねることとする。
	費用	国費はなし。
	効果	国内外から選好される国際競争力の高い観光地域を早急に形成するため、日本を代表する有形・無形の地域資源がある観光地域を対象に、先進的な取組の支援を全国的見地から行うものであり、取組地域間の競争環境の確保、取組全体を通じた知見の地域への還元等を踏まえると、一地方公共団体による施策の効果は限定的なものになると考える。 また、「ブランド」確立の前提となる滞在交流型の観光地域づくりに積極的に取り組んでいる地域も限定的であり、地方公共団体等の観光に係る施策が、一般的に即効性を期待した短期的な取組に重点を置く傾向があること等を踏まえれば、地方公共団体に全面的に委ねた場合の効果は限定的なものになると考える。
	比較	効果が限定的である。
本案と代替案の比較		本案は、日本を代表する有形・無形の地域資源があり、かつ意欲的な観光地域を対象にブランド戦略の策定とそれに則った事業の実施の支援を行うものであり、国が全国的見地から取組地域の状況を把握した上で、集中的に支援を行うため、国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを実現する事業として効果的である。また、国が事業を行うことにより、観光地域のブランド確立に向けた施策の効果把握・検証することで、観光行政としてのノウハウが構築され、今後その効果の全国的な展開が可能となる。
施策等の有効性		「ブランド」の確立を通じて、国内外からの観光客に選好される魅力ある観光地域が創出され、国内外の旅行者による交流人口の拡大、滞在時間の延長による旅行消費額の拡大が期待される。
その他特記すべき事項		○観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定） 2. 基本計画の策定の方向性 (2) 観光の質の向上 ・観光資源を十分に活用した戦略的な観光地域づくりを継続的に行い、国内外の観光客から日本を代表する「ブランド」としての評価を確立することが重要 ○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定） 2. 「共創の国」への具体的な取組～11の成長戦略と38の重点施策～ (1) 更なる成長力強化のための取組 ④観光振興〔観光立国戦略〕 ・ブランド化など、観光立国を推進 ○事後評価や事後検証の実施方法及び時期 平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）により事後評価を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	豪雪地帯における除排雪体制整備の推進		
担当課	国土政策局地方振興課	担当課長名	課長 長崎 卓
施策等の概要	<p>雪国の安全安心な暮らしの確保を推進するために、豪雪地帯において、雪対策に意欲的・積極的に取り組むコミュニティ、NPO等の多様な主体による、先導的で実効性のある地域の実情に即した新たな克雪体制の取組について実証調査を実施することにより、効果的・効率的な克雪体制の手法を確立し、その他の豪雪地帯に対して取組を紹介し普及を図る。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：24百万円】</p>		
施策等の目的	<p>豪雪地帯は、はなはだしい積雪のため、産業の発展、住民の生活水準の向上が阻害されており、雪処理に係る仕組みの普及啓発、快適な冬の生活環境づくりや地域特性を活かした個性的で生き生きとした雪国の形成が求められている。</p> <p>平成22・23年度の大雪では、平成18年豪雪に迫る約130名の死者が発生し、雪害対策についてさらなる検討が必要である。</p>		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	<p>共助等による除雪体制が整備された市町村の割合</p> <p>・ 特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）のうち、共助等による除雪体制が整備された市町村の割合</p>		
目標値	特別豪雪地帯に指定されている市町村（201市町村）の約90%		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>平成18年度豪雪では全国で152名（戦後第2位）の死者が発生している。その後も、毎年平均40名程度死者が発生。昨・今冬共に約130名の死者で例年より多い状況となった。なお、特別豪雪地帯（201市町村）において共助による地域除雪を実施している地区があるのは122市町村と6割程度であり、なお改善の余地がある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>豪雪地帯では人口減少・高齢化が進行している。除雪の担い手不足、地域コミュニティ不足、高齢化による防災力の低下等の理由により、近年雪処理に係る事故が多発している。また、全国の建設業者数は50万社とピーク時（H11）と比べ10万社減となり雪処理作業の人員不足が深刻となっている。これらの理由が、事故が多発する原因として考えられる。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>雪害は雪国共通の重大な課題となっている。特に、雪害による犠牲者の削減は、最重要課題である。また、多くの自治体は克雪体制整備の必要性・重要性は認識しつつも、財政負担、人員不足、ノウハウ不足等の理由から、道路除雪等の目先の対処的対策が優先され、新たな取組は後回し・後ろ向き、消極的になる傾向がある。このため、克雪体制整備に関わる多用な主体による取組の推進を国が率先して図る。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>豪雪地帯における安全・安心な暮らしの確保を目的に、共助による地域除雪の克雪体制手法について、先導的な地域の取組の効果検証調査を実施する。</p> <p>調査箇所については、全国の豪雪地帯の地域コミュニティ、NPO等様々な主体が連携した上で道府県、市町村と共同して応募があった箇所から、先導性、実効性、継続性等の視点から選定し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪ボランティアセンターの設立・運営 <ul style="list-style-type: none"> e x. 地域内外の豪雪地帯住民との相互連携による地域除雪、都市部在住地元関係者による地域除雪、関係者からなる連絡協議会設置による地域除雪、大学生との連携による地域除雪等 ・ ボランティアと地域を繋ぐコーディネーターの養成 <ul style="list-style-type: none"> e x. 雪かき道場（雪に不慣れな若者等が豪雪地のベテランから雪かきの知識と技術を学びボランティア活動に反映）等
<p>社会的 ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国土形成計画」では、「高齢化、人口減少が進行している現状を踏まえて、雪に強い安全・安心な地域づくりのためのハード・ソフトにわたる克雪対策の充実を促進する」と記載されている。 ・ 「新成長戦略」に掲げられた条件不利地域の自立・活性化の支援に基づき、豪雪地帯の安全で安心な暮らしの確保を推進することが必要である。
<p>行政の関与</p>	<p>総合的な雪対策の先導役となる市町村における地域特性を活かした個性的で創造的な取り組みを支援することで、国の豪雪地帯対策基本計画（豪雪地帯対策特別措置法第3条）に基づいた道府県豪雪地帯対策基本計画（同法第6条）が推進され、民生の安定向上の効果がある。</p>
<p>国の関与</p>	<p>平成18年豪雪を受けて平成18年11月に変更した国の豪雪地帯対策基本計画においては、雪処理の担い手確保や、市町村雪対策計画の策定について、新たに追加されたところである。</p> <p>さらに、平成24年3月には豪雪地帯対策特別措置法が改正され、非営利団体との連携等による地域における除排雪の体制の整備（雪処理の担い手確保）の規定が追加されたところ。本事業を遂行することにより犠牲者ゼロプランの目標達成を推進する効果がある。</p>

施策等の 効率性		
本案	費用	24百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	調査によって得られたデータを収集分析し、それをもとに効果を検証し、効果的・効率的な克雪体制の手法、及び多様な主体による克雪体制の実現方策について確立し、全国に紹介する。
	比較	国土の半分が豪雪地帯である我が国において、国が雪国全体を支援することで、活発な情報交換や事例紹介に資することができ、効率的である。
代替案	概要	既存の取組・体制などを調査し、全国にPR
	費用	2百万円
	効果	調査によって得られたデータを収集し、多様な主体による克雪体制を全国に紹介する。
	比較	既存の取組・体制だけでは、近年の豪雪地帯に係る除雪の担い手不足等の問題課題を解決することは困難であることが考えられるため、PRする内容も不十分となる可能性がある。
本案と代替案 の比較		本案は代替案に比べ、地域の実情に沿った先進的な取組・体制を支援することで、継続的な克雪体制を推進することが可能である。また、体制の整っていない他の市町村に対しても、効果的・効率的なPRをすることが可能である。
施策等の 有効性		本施策の実施により、効果的・効率的な克雪体制の手法を確立し、その他の豪雪地帯に対して取組を紹介し普及を図ることが可能となる。
その他特記 すべき事項		平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法を改正している。 その際、衆・参議院災害対策特別委員会において附帯決議がなされ、地域における除排雪体制の整備等について3年後を目途に本法の政策効果の検証が求められている。 平成24年度内に豪雪地帯対策基本計画（閣議決定）の見直しを実施する予定。 平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	国際競争力強化のための物流拠点整備・改善支援		
担当課	都市局市街地整備課 都市局街路交通施設課	担当課長名	課長 望月 明彦 課長 高橋 忍
施策等の概要	<p>物流拠点の整備が適切と認められる地域において、国際コンテナ対応施設や大規模災害時における防災拠点となる物流拠点等の整備・再整備等に対する特別の予算制度を創設するもの。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：11,832百万円】</p>		
施策等の目的	<p>大型コンテナ化等世界的な物流の効率化、企業サプライチェーンのグローバル化に対応するとともに、大規模災害時における防災拠点機能の確保を図るため、国際海上コンテナの通行可能な幹線道路ネットワーク沿道エリア等、物流拠点の整備が適切と認められる地域において、物流拠点等の整備・再整備を推進し、我が国の国際競争力の強化を図る。</p>		
政策目標	7. 都市再生・地域再生の推進		
施策目標	25 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	—		
検証指標	物流拠点の整備・再整備地区数		
目標値	30地区		
目標年度	平成29年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>臨海部の立地のよい既存物流施設の老朽化、大規模な物流施設が市街地に点在している状況から、物流の効率低下や居住環境への悪影響の懸念が生じている。</p> <p>また、東日本大震災により、自然災害による物流の寸断がサプライチェーンや支援助物資物流に甚大な影響を与えることが明らかとなった。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>3PL業者の伸長、物流施設新設ニーズ・大型施設への集約ニーズなど、物流施設に求められるニーズの変化に対し、適地における施設用地が不足し、立地が散在している。</p> <p>また、立地のよい既存物流施設は老朽化しているにも関わらず代替地の確保が難しいこと等により建替が進まず、近年の物流ニーズへの対応が不十分な施設が多く高度利用が図られていない。</p> <p>自然災害への備えについては、物流施設の災害対策、災害時を想定した物流ネットワーク構築の取組が十分ではなかった。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>適正な土地利用のあり方に基づく物流機能を実現するため、物流拠点適地に関する国の方針を定め、整備・再整備を促進する必要がある。</p> <p>また、災害時においても、物流拠点が防災拠点、支援物資のネットワーク拠点となるよう、拠点の防災性の強化を促進する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>国際競争力強化に資する物流拠点適地に係る国の方針に適合したプロジェクトに対する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○整備・再整備検討協議会への補助 ○整備・再整備事業への補助 <ul style="list-style-type: none"> ・国際コンテナ対応施設に対する支援 ・防災拠点に対する支援 等 ○適正配置に対するインセンティブ付与 等
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>総合物流施策大綱（2009-2013）における基本的な方向性「グローバル・サプライチェーンを支える効率的物流の実現」において「国際・国内を問わずグローバル・サプライチェーンの上に存在する物流のボトルネックを解消し、企業のグローバル・サプライチェーンを支える国際・国内一体の効率的な物流の実現に取り組む必要がある」と掲げられており、物流の主要要素の一つである物流拠点においても、グローバル・サプライチェーンを支えるという観点、およびコスト低減・効率化に向けた不断の改善が求められている。</p> <p>日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）における11の成長戦略の一つである「持続可能で活力ある国土・地域の再生」において、重点施策として「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」が掲げられており、国際競争力強化に資する取組が求められている。</p> <p>社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）における「プログラム14 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する」において、「国際交流拠点へのアクセス改善」の取組の中に物流拠点の整備促進等に向けた取組が掲げられている。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>適正な土地利用のあり方に基づく物流機能の実現のためには、行政の関与が不可欠である。</p>
<p>国の関与</p>	<p>国際競争力強化に資する物流適地に関しては、国家的・都府県をまたぐ広域的な観点が必要であり、国が関与すべき施策である。</p>

<p>施策等の 効率性</p>	
<p>費用</p>	<p>11,832百万円（平成25年度予算要求額）</p> <p>国際競争力に資する物流拠点の整備が適切と認められる地域における、国際コンテナ対応施設や大規模災害時における防災拠点となる物流拠点等の整備・再整備等に対する支援</p>

本案	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の国際競争力強化に資する物流コストの低減が図られる。 ・防災性の向上により、サプライ・チェーンの継続性の確保が図られる。 ・物流拠点の整備促進により、民間投資が誘発される。 ・物流拠点の適正配置により、市街地の環境悪化を防止できる。
	比較	国際競争力に資する物流拠点適地における物流拠点等の整備・再整備促進により、国際競争力と防災性の向上が促進される。
代替案	概要	個々の拠点ごとに整備・再整備を図る。
	費用	個々の拠点の整備・再整備に要する費用
	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の拠点が用地発生にあわせて整備される。 ・再整備のスピードが高まらない
	比較	物流効率の低下の懸念、迅速性が確保できないことから、拠点整備・再整備に見合う費用対効果が十分上げられない場合が想定される。
本案と代替案の比較		本案は、適地での拠点整備・再整備を促進することで物流効率化を図ることによる国際競争力強化、防災性の向上を図るものであることから、代替案よりも効果的なものである。
施策等の有効性		本施策は、「グローバル・サプライチェーンを支える効率的物流の実現」「国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する」という国家的な課題に対し、適正な土地利用・用途のあり方に基づく物流機能の実現により、都市機能の維持および国際競争力強化を図るものであることから、有効であると言える。
その他特記すべき事項		<ul style="list-style-type: none"> ・日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）における11の成長戦略の一つである「持続可能で活力ある国土・地域の再生」において、重点施策として「大都市等の再生と災害に強い国土・地域の構築」が掲げられており、国際競争力強化に資する取組が求められている。 ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、「プログラム14 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する」の「国際交流拠点へのアクセス改善」の取組として「物流拠点の整備促進等」と記載されている。 ・平成30年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	社会資本の適確な維持管理・更新の推進		
担当課	総合政策局 公共事業企画調整課	担当課長名	事業総括調整官 光成政和
施策等の概要	<p>施設の実態を踏まえた、より精度の高い維持管理・更新費用の推計方法や、社会構造の変化に対応した新たな維持管理・更新の実施方策に関する施設横断的な検討を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：30百万円】</p>		
施策等の目的	社会資本の適確な長寿命化・老朽化対策を推進するとともに、社会資本の実態や将来の維持管理・更新費用など公共投資の全体像を国民全体で共有することを目的とする。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	—		
検証指標	社会資本の適確な維持管理・更新に係るガイドラインの作成		
目標値	社会資本の適確な維持管理・更新に係るガイドラインが作成されている		
目標年度	平成26年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>社会資本の適確な維持管理・更新を進めるためには、各管理者において老朽化が急速に進行する社会資本の実態と今後必要となる維持管理・更新費用を把握した上で、計画的に長寿命化・老朽化対策を進めることが重要である。しかしながら、現状の維持管理・更新費用の推計方法は、過去の投資実績等を基にしたマクロ推計に留まっている。</p> <p>また、人口減少をはじめとする社会構造が変化する中でも、維持管理・更新を持続的に行い、社会資本を確実に次世代へ継承するべきである。しかしながら、現在その方策は確立されていないため、維持管理が困難となる社会資本が生じる恐れがある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>適確な実態把握や推計のためには各管理者が定期的な点検、診断を通してデータの蓄積を図り老朽化の実態を把握し、より実態に即した推計を行うことが求められるが、財政的問題や技術力不足などにより老朽化の実態を把握していない地方公共団体も多い。また、社会構造の変化に対応した維持管理・更新の実施方策については、未だ確立されていない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>財政的問題や技術力不足などにより老朽化の実態を把握していない地方公共団体に</p>		

	<p>においても維持管理・更新費の推計を可能とする方法や、社会構造の変化に対応した維持管理・更新の実施方策を確立することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>より精度が高く、データ収集・整理が容易な既存施設の老朽化の実態把握及び維持管理・更新の推計方法の検討を行うとともに、人口減少をはじめとする社会構造の変化に対応できるよう、サービス水準の維持・向上を図りながら費用を縮減する新たな維持管理・更新の実施方策について検討を行う。</p>
社会的ニーズ	<p>提言型政策仕分け（H23.11.22）において、「公共投資の全体像について一層の説明責任を果たすべき」、「既存ストックの維持管理・更新については、民間資金の一層の活用を図るとともに、重点化や長寿命化を図りつつ、見通しを立てた計画的な更新を行うべき。」との指摘がなされている。</p>
行政の関与	<p>本施策は社会資本の維持管理・更新を如何に的確に行うかを検討するものであり、管理者である行政機関が実施すべき内容である。</p>
国の関与	<p>国が管理している施設については、国自ら実施する必要がある。また、地方公共団体等が管轄する社会資本についても、参議院決算委員会の決算審査措置要求決議（H23.12.7）において、「政府は、国直轄の社会資本についてはもとより、地方公共団体が管轄する社会資本についても、資金、技術、人材等の支援を行う等して、長寿命化・老朽化対策を早急かつ効率的に行い、社会資本の維持管理・更新費の縮減に努めるべき」とされており、国が関与する必要がある。</p>

施策等の効率性		
本案	費用	30百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	社会資本の適確な維持管理・更新がなされることにより、国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐことが可能となる。
	比較	施設横断的に検討を行うことにより効率的な実施が可能であり、また様々な施設を横断的・俯瞰的に検証することにより、各施設における取組の相対評価も可能となる。
代替案	概要	事業毎で個別に実施した場合
	費用	事業毎にそれぞれ同額の費用が必要と想定される。
	効果	代替案で実施した場合、類似した検討を事業毎に行うこととなることから、非効率である。また、代替案では、施設横断的・俯瞰的な検証を行うことは難しいことから、検討結果が事業間での相対評価を踏まえたものとならない恐れがある。
	比較	代替案では、類似した検討を事業毎に行うこととなることから、非効率であり、また、検討結果が事業間での相対評価を踏まえたものとならない恐れがある。

<p>本案と代替案の比較</p>	<p>本案は、代替案と比較して、効率的な実施が可能であり、また検討内容の充実が図られることから、本案により実施することが適当である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策の実施により、社会資本の管理者において、適確な維持管理・更新が図られることとなり、もって国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐことに資する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本再生戦略(H24.7.31閣議決定)において、「社会資本の適確な維持管理・更新等が不可欠であり、長寿命化計画の策定推進等による戦略的な取組を推進する」と記載されている。 ・社会資本整備重点計画(H24.8.31閣議決定)において、「地方公共団体が管理する施設を含め、国土交通省が所管する主な社会資本の実態を継続的に把握するとともに今後の維持管理・更新費を推計」と記載されている。 ・平成27年度に事後検証シートにより事後検証を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	官民連携による社会資本の整備等に係る先導的取組の推進		
担当課	総合政策局官民連携政策課	担当課長名	課長 石田 優
施策等の概要	<p>地方公共団体等が実施するPPP/PFIに関する先導的取組（防災・エネルギー分野におけるエリア全体での取組やPFIの実施の可否を検討する制度の導入等）に係る支援を行い、PPP/PFIによる民間の知恵・資金等の積極的な活用を推進する。（予算関係） 【予算要求額：400百万円】</p>		
施策等の目的	<p>少子高齢化、財政制約、防災・減災対策、エネルギー制約等の様々な課題に直面する中で、PPP/PFIによる民間の知恵・資金等の積極的な活用を推進することにより、真に必要な社会資本の整備・維持管理・運営等を着実にを行い、持続可能で活力ある国土・地域づくりを進めていく必要がある。</p>		
	政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
	施策目標	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する	
	業績指標	—	
	検証指標	国土交通省関連のPPP/PFI事業費	
	目標値	2兆円	
	目標年度	2020年（平成32年）まで	
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>平成11年の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という）制定以降、平成24年1月時点で国土交通省所管PFI事業の累計は101件となっている。</p> <p>しかしながら、事業内容としては、土木施設がほとんどなく、公営施設や庁舎などの建築物が中心であり、事業形態も、民間PFI事業者のコストが公共部門により支払われるサービス購入料により全額回収される類型である「サービス購入型」が78%を占めているなど、社会資本整備に十分に民間の知恵・人材・資金を活用しているとは言えない状況にある。</p> <p>また、これまでは、新たなPPP/PFI事業の案件形成支援や課題検討調査に取り組んできたが、2020年度までの目標達成に向けて、今後、より一層の民間の知恵・人材・資金等の活用を推進するため、さらなる支援策の拡充が必要である。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>多くの地方公共団体等において、PPP/PFIの活用についての意識が希薄であり、一部の先進的な地方公共団体等を除き、PPP/PFIの活用実績がない。</p> <p>また、民間の創意工夫を積極的に取り込むため、民間事業者によるPFI事業についての提案制度が創設されたものの、今までのところ活用事例はない。</p>		

	<p>さらに、将来の大規模災害や深刻なエネルギー制約への対応が求められる中で、防災や再生可能エネルギーなど特に政策ニーズが高い新たな分野におけるPPP/PFI事業化促進に向けた取組が求められているところである。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>先導的な案件形成支援だけでなく、PPP/PFIの活用に向けた先進的な取組の導入にも支援することで、より多くの地方公共団体等でのPPP/PFIの活用や、民間提案制度の活用を推進し、防災や再生可能エネルギー分野におけるPPP/PFIの事業化を促進する。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>PPP/PFIの案件形成推進のため、地方公共団体等が実施するPPP/PFIに関する先進的取組の調査・分析に要する調査委託費を、国が地方公共団体等に補助する。</p>
社会的 ニーズ	<p>官民それぞれが明確な責任と義務を持って公共事業を進め、国民の税金を最大限有効活用し、国民に対して最高の価値を生み出すことを目的としている新たなPPP/PFIのより一層の活用推進を図るものであり、持続可能で活力ある国土・地域づくりを進めていくために不可欠である。</p>
行政の関与	<p>公共部門が担うべき公共サービスの提供において、民間の知恵、人材、資金等を活用した新たなPPP/PFIのより一層の活用推進を図るものであり、官と民とが連携して実施するものである。</p>
国の関与	<p>約9割の地方公共団体においてPFIの活用がなされていないという現状に鑑み、先導的な取組に対する支援といった具体的な事業案件の発掘等を支援する環境整備を国主導で行うことが必要である。</p>

施策等の 効率性		
本案	費用	<p>400百万円（平成25年度予算要求額）</p> <p>官民連携による社会資本の整備等に係る先導的取組推進費</p>
	効果	<p>先進的な取組の導入支援を行うことで、PPP/PFIの活用に取り組む地方公共団体等の裾野を広げ、民間の創意工夫を積極的に取り込むための民間提案制度の活用を推進し、防災や再生可能エネルギーといった新たな分野にPPP/PFIの活用を広げることができる。</p> <p>これにより、PPP/PFIをより一層活用できる環境を作り出すことができ、民間企業等の積極的な参加や創意工夫を最大限に引き出した優良なPPP/PFI事業を創生できる。</p>
	比較	<p>上記費用により、公的部門への民間の知恵・資金等の取り込みのための環境整備がなされることにより、真に必要な社会資本の整備・維持管理等が効率的かつ戦略的・重点的に実施され、より高いサービスの提供、財政負担の縮減、民間の新たな事業機会の創出が図られる。これらの大きな効果から、効率的といえる。</p>

代替案	概要	公共施設等整備のため、国又は地方公共団体等が、社会資本の新規投資及び維持管理を実施
	費用	公共施設等整備のため、国又は地方公共団体等による、社会資本の新規投資及び維持管理の実施に必要な事業費
	効果	社会資本の整備及び維持管理が適切に行われる
	比較	費用に見合った効果が得られるが、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めることは困難
本案と代替案の比較	<p>先進的な取組の導入支援を行うことで、PPP/PFIの活用に取り組む地方公共団体等の裾野を広げ、民間の創意工夫を積極的に取り込むための民間提案制度の活用を推進し、防災や再生可能エネルギーといった新たな分野にPPP/PFIの活用を広げることができる。</p> <p>これにより、PPP/PFIをより一層活用できる環境を作り出すことができ、民間企業等の積極的な参加や創意工夫を最大限に引き出した優良なPPP/PFI事業を創生できる。</p> <p>その結果、従来型の公共事業により社会資本の整備及び維持管理を行う場合と比べて、より高いサービスの提供、財政負担の縮減、民間の新たな事業機会の創出が図られる。</p> <p>よって、本案の方が効率的である。</p>	
施策等の有効性	<p>公的部門への民間の知恵・資金等の取り込みのための環境整備がなされることにより、真に必要な社会資本の整備・維持管理等が効率的かつ戦略的・重点的に実施され、より高いサービスの提供、財政負担の縮減、民間の新たな事業機会の創出が図られる。</p> <p>従って、施策目標の、社会資本整備・管理等を効果的に推進することにつながるため、有効であるといえる。</p>	
その他特記すべき事項	<p>○「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPP等の積極的な活用を図る」としており、また、「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日）においても、「従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP/PFI制度の構築を図る必要がある。」とし、「国土交通省関連のPPP/PFI事業費について2020年までの合計で新たに2兆円実施する。」との戦略目標が設定しているところである。</p> <p>このような中で、公共施設等運営権制度や民間提案制度等の新たな制度の導入を含む改正PFI法が平成23年11月に施行されたところであり、今後は、これらの新たな制度の活用も含めPPP/PFIを活用した具体的な案件を積極的に形成していく必要がある。</p> <p>○「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）において、「官民で連携して、...成長マネーの供給を拡大するため、...PFI事業推進の官民連携インフラファンド（仮称）の創設を進める」としており、官民連携インフラファンドの創設のための関連法案が第180回国会に提出されている。今後は、当該ファンドや地域金融機関の活用も含め、民間の資金を真に必要な公共施設等の整備・維持管理・運営等に供給する仕組みの活用を推進する必要がある。</p> <p>○「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、「PFIの強力な推進...により、インフラ更新等の投資を促進する」、「民間活力の活用を図りつつ、インフラ投資を促進するため、民間資金等を活用する手法（PFI/PPP）の具体的な案件形成等を推進</p>	

する」としており、新たな取組の導入などPPP/PFIのより一層の活用推進を図る必要がある。

○「政府一体となったPFI事業の一層の推進に向けた取組方針」（平成24年8月1日民間資金等活用事業推進会議決定）において、「防災や再生可能エネルギーなど特に政策ニーズが高い新たな分野における事業化促進に重点的に取り組む」、「独立採算型PFIの拡大に資するよう、公共施設整備を行う際に、まずはPFIの実施の可否を検討する制度につき、事務負担の観点にも留意しながら、独立採算型PFIを対象に、2013年度において2014年度予算の編成プロセスから実施できるよう、内閣府と関係省庁が連携・協力して検討を進める。」としており、防災・エネルギー分野におけるエリア全体での取組やPFIの実施の可否を検討する制度の導入等の先導的な取組への支援を進めることにより、PFI事業の一層強力な推進を図る必要がある。

○「社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）において、「PPP/PFIを推進するためには、民間提案の活用を推進する必要もある。このため、民間によるPPP/PFI事業に関する提案を、国及び地方公共団体が、積極的に活用できる環境整備を行う」としており、地方公共団体における民間提案制度の活用等の先導的な取組への支援を進める必要がある。

このような新たなPPP/PFIの仕組み・事業スキーム等の創設を踏まえ、新たなPPP/PFIの普及を図るためには、国主導で、地方公共団体等における先導的な取組を支援することが必要である。

○平成28年度とりまとめ政策レビュー「官民連携の推進」により事後評価を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	ベンチマークの開発による環境不動産の普及促進		
担当課	土地・建設産業局 土地市場課	担当課長名	課長 西川 智
施策等の概要	エネルギー消費量等不動産の管理情報を取りまとめたわかりやすい評価指標であるベンチマークを開発することにより、環境不動産（構造・設備などの環境性能が高く良好なマネジメントがなされている不動産）の普及促進を図る。（予算関係） 【予算要求額：30百万円】		
施策等の目的	消費エネルギーの低減 不動産市場の活性化 地球環境問題への対応		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	—		
検証指標	環境に配慮した不動産の延床面積		
目標値	10,000,000㎡		
目標年度	平成32年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>・業務部門（オフィスなど）は国内のエネルギー使用量の19%を占めており、省エネ法や環境確保条例（東京都）などエネルギー使用量・CO₂排出量に関する規制への対応に加え、東日本大震災を契機として今般電力需給がひっ迫し、エネルギー効率の良い不動産の重要性が再認識されているが、既存の不動産ストックの省エネ改修等が進んでいない。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>環境面などを考慮した不動産への投資の障害となっている要因として、約75%の投資家が「情報の欠如」、すなわち、個々の不動産の環境性能やマネジメントの良さが不明確であることを挙げている。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>海外では環境不動産に関する簡易な評価指標がすでに確立されており、我が国においてはさらなる情報の可視化・流通が課題である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>不動産の管理情報を統計的に取りまとめた評価指標であるベンチマークを開発し、以下を実現する。</p> <p>① 既存ビルへの改修投資促進による市場メカニズムを通じた都市の更新 ② 省エネ性能向上、消費エネルギー低減</p>		
社会的ニーズ	環境規制下、また震災後、電力需給がひっ迫する状況において、エネルギー効率の良い不動産は社会的な要請が大きい。		
行政の関与	市場のみに任せても、投資家・ディベロッパーなどの市場参加者がそれぞれ踏み出せず、進んでいないのが現状である。また、各市場参加者に公平・公正なベンチマークの開発を行うためにも行政の関与が必要である。		
国の関与	震災後、電力需給がひっ迫する状況において、市場メカニズムを活用した不動産の省エネ・環境対応を全国的にかつ強力に推進するためには、国が指標を作成しなければならない。		

施策等の 効率性		
本案	費用	30百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	ビルの環境性能やマネジメントに関する情報が可視化され、市場メカニズムを活用したストックの高質化、ひいては都市の更新が図られる。
	比較	2年間で完了する事業であることや、指標作成により民間の事業活動を促す施策であることから、費用対効果が大きい。
代替案	概要	ベストプラクティス集の作成、環境不動産の価値分析、セミナーの開催等により、不動産の環境価値が市場参加者に認識・評価されるための情報整備・提供を行う。
	費用	約50百万円／年
	効果	関係団体等に対して「環境不動産」の知名度の向上は図られるものの、実際の投資行為やストックの高質化等に直結するものではなく、効果は限定的。またセミナー開催による知名度向上は一過性の効果である。
	比較	情報提供業務だけでは、効果が限定的と言える。
本案と代替案 の比較		本案においては、評価指標を確立するため、ビルの環境性能やマネジメントに関する情報が可視化されるので、直接的に投資・改修行為につながることを期待される。一旦ベンチマークが開発され、運用されると継続的に効果があり、費用対効果を考えても本案の方が優位である。
施策等の 有効性		本施策により不動産の環境性能やマネジメントが可視化され、テナントによる環境不動産の選好が進む結果、運用改善や改修投資が促進されることでビルストックの高質化が図られる。オフィスワーカーが無理をせず、生産性を保ったままエネルギー消費量の抑制が達成できるうえ、不動産市場の活性化も期待できるため、有効な施策である。
その他特記 すべき事項		日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）の重点3分野の1つ「グリーン成長戦略」において、環境性能に優れた不動産の供給促進（環境に配慮したオフィス等の評価手法の開発・運用等）を行い、2020年度までに環境に配慮した不動産の延床面積を1,000万㎡とすることを明記。 また、国土交通省「持続可能で活力ある国土・地域づくり」（平成24年7月31日公表）の〔1 低炭素・循環型システムの構築〕（まち・住まい・交通が一体となった創エネ・蓄エネ・省エネ化の推進）において、環境に配慮したオフィス等の評価手法の開発に取り組むことと上記同様の目標を明記した。 平成30年度に事後検証シートにて事後検証を実施予定。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	不動産証券化を活用した地域活性化の推進		
担当課	土地・建設産業局 不動産市場整備課	担当課長名	課長 石川 卓弥
施策等の概要	<p>地方における不動産証券化事業の実施に向けた取組支援として、不動産証券化事業を検討している地方事業者等への助言や事業取組支援等を実施する。</p> <p>【予算要求額：42百万円】</p>		
施策等の目的	<p>不動産の証券化を検討している地方事業者等を対象とした総合相談窓口を設置するとともに、モデル性の高い証券化事業に対する支援を行うなど、地方における不動産証券化手法の活用のための支援体制を検討する。</p>		
	政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
	施策目標	3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	
	業績指標	1 5 0 不動産証券化実績総額	
	検証指標	—	
	目標値	7 5 兆円	
	目標年度	平成28年度	
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>不動産証券化実績は増加しているものの、その大半が東京都をはじめとする都心部において実施されているものであり、地方部における不動産証券化の取組みは進んでいない状況。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>証券化手法を活用した不動産投資に対する積極意図は示されているものの、地方においては証券化手法に関する知識やノウハウが不足している。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>地方において不動産証券化の取組みを実施するプレイヤーを増やすことが必要。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>不動産証券化を検討している地方事業者等を対象とする総合相談窓口の設置やモデル性の高い証券化事業に対する支援（専門家派遣、計画策定支援等）を行う。</p>		
	社会的ニーズ	<p>日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）においても、「民間資金導入のための不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた必要な耐震改修を進める」、「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る」とされており、地域における不動産証券化手法の拡充が求められている。</p>	
行政の関与	都市機能の更新や地域活性化につながる地方における不動産証券化の取組支援を		

		図るものであり、行政の関与が不可欠である。
	国の関与	全国における不動産証券化を活用した都市機能の更新、地域活性化を促進する取組みとして、国が実施する必要がある。

施策等の効率性		
本案	費用	42百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	地方事業者等を対象とした総合相談窓口を設置するなど、証券化事業の実施に向けた取組みを支援することにより、地方におけるプレイヤーや証券化事業の増加が見込まれる。
	比較	本案により、地方での事業の取組みが増加することは、証券化事業の活発化、地域活性化につながることとなり、費用に対して大きな効果が見込まれる。
代替案	概要	国による関与はなく、民間事業者が適宜実施。
	費用	国費はなし。
	効果	地方部において証券化事業の取組みを検討しながらも知識やノウハウのない事業者による事業の実施は難しい。
	比較	証券化事業を行っている既存の事業者により都心部での証券化事業は行われるものの、地方部における事業実施の拡大は見込めない。
本案と代替案の比較		本案により、既存の事業者のみならず、地方事業者等による証券化事業実施の拡大が見込まれる。
施策等の有効性		本施策の実施により、地方において不動産証券化の取組みを実施するプレイヤーが増加し、また、証券化事業の取組みが活発化することで、地域の活性化ひいては不動産投資市場の活性化につながるものであり、有効である。
その他特記すべき事項		<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）</p> <p>「民間資金導入のための不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた必要な耐震改修を進める」</p> <p>「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る」</p> <p>○平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	防災パッケージの推進		
担当課	水管理・国土保全局河川計画課	担当課長名	課長 池内 幸司
施策等の概要	<p>アジアをはじめとする災害に脆弱な国に対して、各国のニーズに応じて、産・学と協働、関係省庁・機関間で連携し、調査・計画段階から整備、管理・運用段階まで一貫して、防災情報、警戒避難体制、インフラ、土地利用規制、制度・体制を組み合わせた対策をヒト・モノ・ノウハウを合わせて総合的に提供する「防災パッケージ」を推進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：400百万円】</p>		
施策等の目的	<p>○途上国等における防災対策支援</p> <p>○民間企業ビジネスの海外展開促進</p>		
政策目標	<p>9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>12 国際協力、連携等の推進</p>		
施策目標	<p>32 建設市場の整備を推進する</p> <p>43 国際協力、連携等を推進する</p>		
業績指標	<p>154 我が国建設企業の海外建設受注高</p> <p>178 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数</p>		
検証指標	—		
目標値	<p>1.5兆円</p> <p>131件</p>		
目標年度	<p>平成27年度</p> <p>平成28年度</p>		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国等が成長するためには、蓄積した資産を基にさらなる生産活動に結びつけることが必要である。一方で、近年災害が頻発化する中で、ひとたび災害に遭遇したならばその資産を喪失する等貧困の悪循環から脱却することが難しい状況にある。この現状を打破するために防災対策の強化が求められている。 ・民間企業の海外展開のためには、民間企業が保有する技術が途上国等において利用される可能性を高める必要がある。一方で、当該国のニーズの把握が不十分である、あるいは、保有する技術が当該国の自然・社会条件の下で有効に適用できる形になっていない場合が多い。したがって、ニーズ把握や技術開発等のビジネス展開に係る環境整備の強化が必要である。 <p>ii 原因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国等の防災力向上のためには、防災情報、警戒避難体制、土地利用規制、インフラ、制度・体制の多岐にわたる防災対策の中からニーズに合った適切な組合せを特定し、実現化する調査・計画策定、整備、管理・運営が必要であるが、当該国の防災行政機関には、それを駆使するヒト・モノ・ノウハウが不足している。 ・民間企業が途上国等において防災対策の整備、管理・運営におけるビジネス展開を 		

	<p>行うためには、防災対策の調査・計画策定段階から関与し、民間企業が保有する技術が活用される可能性を高める必要があるが、防災を担当する機関は当該国の行政機関であるため、民間企業単独ではニーズの把握が難しい。</p> <p>iii 課題の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 途上国等の防災力向上および民間企業ビジネスの海外展開促進のためには、 <ul style="list-style-type: none"> ● 途上国等の防災力向上に資する協力案件の発掘・形成 ● 日本の防災技術を途上国等のニーズに適用できる形への改良・開発 ● 日本のプレゼンスが発揮される国際協力の展開 <p>を推進することが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 途上国等の防災力向上に資する協力案件の発掘・形成 <p>途上国等の政府高官招聘を含む政策対話の実施や、セミナーの開催を通じて、日本の防災に係る産学官が連携して当該国のニーズを把握し、協力案件を発掘・形成する。</p> ● 日本の防災技術を途上国等のニーズに適用できる形への改良・開発 <p>日本が保有する技術が災害脆弱国で広く普及されるよう、災害脆弱国の自然・社会条件に応じて柔軟に対応しうるような国際標準型の技術に改良・開発する。</p> ● 日本の防災技術協力が促進されるような国際協力の展開の推進 <p>防災の主流化の動きを促進し、各国の防災行動規範を策定する国連の活動に、初期の段階から継続的に参加することで、防災パッケージの展開に資する国際協力を推進する。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本が築き上げてきた社会インフラを、アジアを始め世界に展開し、世界経済の発展・安定化に貢献することが、日本再生にもつながる。日本の再生は、国際的な発展を伴わずには実現できない。このため、治水、防災等の我が国が有する優れたシステム・技術の海外への提供を進める。 <p>(「日本再生戦略」から一部抜粋)</p>
<p>行政の関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 途上国等の防災力向上のための防災行政機関の強化(制度・体制の構築、人材の育成等)にあたっては、日本の防災行政機関に蓄積された経験を国際協力を通じて共有することが必要であるが、それには防災対策に関する基本的な責任を有する行政機関が主導的に対応する必要がある。
<p>国の関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業が単独で途上国等のニーズを把握し、開発した技術を活用してビジネス展開を行うことは難しいため、国が実施する当該国の防災対策の案件形成にあわせて民間企業の技術を適用する範囲を拡大するという形で、国が先導的に民間企業が活躍できる環境整備を強化する必要がある。
<p>施策等の 効率性</p>	

本案	費用	<p>400百万円（平成25年度予算要求額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 途上国における水災害軽減案件形成調査 ➤ 我が国が有する水災害軽減のためのソフト技術を国際標準とするための技術開発 ➤ 国連「水と災害フォーラム（仮）」の運営
	効果	日本の優れた防災技術の導入による途上国等の防災力向上および日本の民間企業の海外展開の促進効果が見込まれる。また、途上国等の防災力の向上は、当該国に進出している日系企業の災害リスク低減、食料・製品の安定的生産・供給等を通じて、グローバル経済の安定化に寄与する。このプロセスにより、防災を旗印にした日本のプレゼンスが発揮される。
	比較	国際的に防災主流化が求められる中で、「防災への1ドルの投資による防げる被害は7ドルに及ぶ」との報告が国際機関からなされている。今後国際的に防災への投資が増大していく状況において、途上国等の安全性向上を図るとともに、優れた技術を有する日本企業が受注できる割合・量を拡大させることができ、効果がきわめて大きい。
代替案	概要	国が本施策を実施しない場合
	費用	なし
	効果	<p>国が本施策を実施しない場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 途上国等の防災力の向上が見込めない、あるいは、その向上が遅れる ・ 防災分野で日本の民間企業の海外展開が進まない、あるいは、限定される <p>ひいては、グローバル経済の災害脆弱性の改善が見込めず、日本のプレゼンスも発揮されない状況となる。</p>
比較	途上国等の防災力が向上されない状況において、近年に見られるように自然災害の頻発化、激化が進行したならば、災害被害額が増大することとなり、当該国だけでなく、日本の成長にとってもマイナス要素となる。	
本案と代替案の比較	災害被害額を低減するために、災害が発生してからの対症療法的な対応から、災害が発生する前にリスクを低減させる予防・減災に転換することが国際的に求められている。この観点から、本案は代替案と比べて極めて有効である。	
施策等の有効性	本施策を通じて、途上国等における防災力向上を促進することにより、途上国等の社会的な安全度の向上、経済社会の発展等への貢献につながるとともに、日本の優れた防災技術が活用される案件が増大することにより、日本の民間企業の海外ビジネス展開も促進される。	
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定） 「アジアなど災害に脆弱な国に対し、洪水対策マスタープラン策定・改定や災害に強靱なインフラの整備、防災システムの構築・運用といったハード・ソフト面での支援等を、産学官が連携しつつ効果的に組み合わせて行う」 ・ 平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）により事後評価を実施。 	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	海洋産業の戦略的育成のための総合対策		
担当課	海事局総務課技術企画室 海事局安全環境政策課	担当課長名	海事局安全・環境政策課長 (課長 加藤光一)
施策等の概要	<p>拡大を続ける世界の海洋開発分野の成長を我が国産業に取り込むとともに、将来のEEZ開発を我が国の技術で行うために、海洋資源開発プロジェクトへの進出支援、これまで我が国が商船で培った技術をもとに国際競争力の基盤となる技術力の向上、生産基盤の強化等により海洋産業の育成を官民一体となって戦略的に実施する。 (予算関係) 【予算要求額：2,900百万円】</p>		
施策等の目的	<p>将来のEEZ開発を我が国で行いうる技術を確認しつつ、海洋開発分野における我が国産業界の国際競争力強化、ビジネス拡大を図り、世界の成長を取り込むことにより、新市場の創出を目指す。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	-		
検証指標	海洋構造物の受注量（検討中）		
目標値	（検討中）		
目標年度	（検討中）		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ 現在世界の海洋開発市場が急成長している中で、韓国及び中国が海洋開発分野における政府としての戦略を策定し、シェアを拡大している。一方で、我が国は1980年代には海洋構造物の建造実績を有していたものの、現在の海洋構造物手持ち工事量のシェアはわずか1%に過ぎず、このままでは世界の成長から取り残されてしまうことが懸念される。また、我が国のEEZ開発は遅れをとっており、このままでは将来のEEZ開発を行うにあたって、自前の技術で開発を行うことが困難になりかねない。</p> <p>ii 原因の分析 我が国において海洋構造物建造実績のある技術者が年々減少するとともに、直近10年間の建造実績が乏しいことから、我が国造船事業者による受注が困難となっている。また、狭矮な敷地、高い人件費等我が国固有の課題も存在する。 さらに、海洋開発の投資額は年々大きくなってきており、民間企業1社でのリスクテイクが困難となってきている。</p> <p>iii 課題の特定 ○我が国の強みを活かして進出可能な新規分野の特定とその進出支援及び将来の</p>		

	<p>市場を見据えたフロンティア技術の開発・実用化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○狭矮な敷地、高い人件費等我が国固有の事情を踏まえた、設計、生産工程の合理化、効率化及び海洋人材の育成等生産基盤の強化 ○設計・調達・建造・設置・管理等を取り仕切る総合エンジニアリング能力の結集・強化及び民間では負いきれない大規模なリスクテイクを可能とする金融・財政支援の検討 <p>が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>我が国排他的経済水域（EEZ）内における海洋開発案件が直近では予定されていないところ、まずは海外で行われている海洋開発へ参画するための支援を行い、日本の優れた海事産業技術を活用する。</p> <p>具体的には、多数の洋上施設への人員、機材の輸送を効率的に行うための拠点基地となる大型浮体構造物（ロジスティックハブ）等新分野への進出にあたっての課題の整理及び解決策の検討、我が国海事産業がこれまで培った技術を海洋開発で活かし、さらに今後も世界の成長を取り込むため、国際競争力の基盤となる技術力の向上、革新的な工法の開発等生産基盤の強化等を戦略的に推進する。</p>
社会的ニーズ	<p>日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、『資源の宝庫である「海洋」は、政府を挙げて取り組んでいくべき人類全体のフロンティア』とされ、「海洋資源の宝庫と言われる周辺海域の開発・利用・保全、宇宙空間の開発・利用を戦略的に推進する」とされている等、我が国政府として海洋開発を進める方針が示されているところ。</p>
行政の関与	<p>本施策を講じなければ将来のEEZ開発を我が国の技術で行うことが困難になるため、エネルギー安全保障の観点からも国が主導すべきである。一方で、海洋開発は投資額が膨大でリスクが大きいと、民間企業のみで対応を行うことは難しいことから、官民一体となった海洋開発体制の構築が必要である。</p>
国の関与	<p>エネルギー安全保障の観点、民間ではとれない大規模リスクテイクの観点等より国の関与が必須である。</p>

施策等の効率性		
本案	費用	<p>2,900百万円（平成25年度予算要求額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海洋資源開発プロジェクトへの進出支援 ○国際競争力の基盤となる技術力の向上 ○生産基盤の強化等
	効果	<ul style="list-style-type: none"> ○海洋開発における新分野への我が国企業の参入 ○海洋開発に用いられる構造物・設備のシェア拡大 ○新産業の育成による雇用拡大 ○エネルギーの安定供給
	比較	<p>本施策により海洋構造物市場における我が国シェアの拡大が見込まれ、我が国における海洋開発新市場の創出・雇用拡大が期待され、さらには将来の我が国EEZ開発にも活用されエネルギー安全保障の観点からも大きな効果が期待できる。</p>

代替案	概要	商社等海洋権益取得を行う上流事業者に支援を行う。
	費用	国費2,900百万円
	効果	我が国企業による海洋開発の権益確保に寄与
	比較	権益確保は可能かもしれないが、構造物の設計・調達・建造・設置・管理等を取り仕切る総合エンジニアリング等中流分野や海洋開発を行う船舶の建造等を行う下流分野については韓国、シンガポール、中国等に委託される可能性が高い。このため、我が国における海洋開発の中・下流分野への波及効果は期待できず、我が国の関連産業育成がなされない。
本案と代替案の比較	代替案では、我が国の機器メーカー等実際に工事を行う産業が育成されないため、将来のEEZ開発を自前で行う技術の確保が困難になる。また、資源外交及び資源ナショナリズムが進む中、海外資源国の生産量を向上させるために参入国が優れた資源開発能力を保有していることが権益確保において今後重要となってくるが、資源開発能力の基本となる技術を我が国が有していなければ海外資源の権益確保にも支障をきたすおそれがある。さらに、海洋開発関連市場が急成長している中、我が国はその需要の一部しか享受できない。一方、本案では上流から下流まで我が国主導の海洋開発体制を官民で構築することにより、エネルギーの安定供給が期待されるとともに海洋開発関連市場を新たに創出できる。	
施策等の有効性	本施策の実施により我が国海洋産業が世界の海洋開発市場に参入することが可能になり、世界の海洋開発市場の成長を取り込むことにより、新市場の創設が期待される。また、これに伴って海洋開発技術の蓄積がなされ、我が国がEEZ開発を行うにあたって、自前で開発を行える技術を保有することが期待される。	
その他特記すべき事項	<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）の「グリーン成長戦略」における先導的中核プロジェクトに「海洋開発プロジェクト」が位置づけられている。</p> <p>○海洋基本計画（平成20年3月18日閣議決定）において、エネルギー・鉱物資源については、生産技術の開発等が必要であるとされている。</p> <p>○平成33年度に事後検証シートにより事後検証を実施</p>	

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	広域的地域間共助推進事業の創設		
担当課	国土政策局広域地方政策課	担当課長名	課長 佐竹 洋一
施策等の概要	<p>大規模災害発生時における地域間の効果的な相互扶助の発揮や、人口減少下において限られた地域資源を有効に活用した多様な主体による地域づくりの実現等災害に強く持続可能な国土づくり等を推進するため、平時から地域が相互に連携し、補完し合う新たな共助（「広域的地域間共助」）の形成を推進する事業を創設する。</p> <p>（予算関係）</p> <p>【予算要求額：1,600百万円、社会資本整備総合交付金の内数】</p>		
施策等の目的	<p>東日本大震災や、経済社会情勢の変化を踏まえ、平時から広域的に各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合うことにより、災害に強く持続可能な国土づくりを進めるとともに、地域資源を広域的に相互に有効活用すること等により、地域の自立・活性化等を推進することが必要とされている。このため、広域的に地域が相互に連携し、補完し合う新たな共助（「広域的地域間共助」）の推進が求められているが、こうした取組みは、その効果が見えにくいなどの理由から、現在一部の先進的取組みにとどまっていることから、その支援を行い拡大・発展させることが重要である。</p> <p>本施策は、「広域的地域間共助」により、各地域・主体が支え合い、補完し合う地域の自立・活性化を推進することを目的とする。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	37 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	—		
検証指標	地域間共助の取組主体数		
目標値	150主体以上		
目標年度	平成30年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>災害に強い国土・地域づくり等が喫緊の課題であり、各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う新たな共助の推進が重要となっている。</p> <p>その実効性を高めるためには、防災協定の締結など災害時の準備だけでなく、平時からの交流・連携が有効であるが、現状では一部の先進的な取組みにとどまっている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う新たな共助が進まない理由として、効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等の原因で</p>		

	<p>進んでいない。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>災害に強く持続可能な国土づくり等を進めるためには、平時から広域的に各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う新たな共助が必要であり、地域の中での主体の結び付け、ノウハウの共有等の環境整備が必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>「広域的地域間共助」については、一部の先進的取組みにとどまっており、効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等でなかなか進んでいない。このため、官民連携を含めた多様な主体による取組みについて、地域の中での主体の結び付け、ノウハウの共有等、協議会の立ち上げから、「広域的地域間共助基本計画」（仮称）の策定、事業実施まで一貫して支援することで、強力に推進する。</p> <p>また、現行制度における人流・物流による地域活性化については、社会資本整備総合交付金（広域連携）で引き続き支援を行いつつ、近年、地域のニーズが高い防災・環境分野を交付対象に拡充するとともに交付対象を政令市・市町村まで拡大等をするので、一層の事業効果の発現を図る。</p>
<p>社会的 ニーズ</p>	<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）</p> <p>「人々の「絆」やコミュニティに支えられる地域の在り方、国土における都市と農山漁村、人と自然、適切な機能分担の在り方を踏まえつつ、世界的にも魅力のある「地方」づくりなど、中長期的な観点に立った国の「かたち」づくりを推進する。」と記載されている。</p> <p>○災害に強い国土づくりへの提言（平成23年7月26日国土審議会政策部会防災国土づくり委員会）</p> <p>「地方公共団体間だけではなく、多様な階層で地域間連携を図っていくことが防災力の向上に向け有効であると考えられる。」「被災地の支援を検討する場合、国、地域ブロック、地方公共団体、企業、個人等の各段階における主体同士が連携した広域的な取組みが重要であり、その実効性を高めるには、防災協定の締結など災害時のための準備だけではなく、通常時からの交流・連携が有効であると考えられる。」と記載されている。</p> <p>○復興への提言（平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議）</p> <p>「大規模な災害においては、国や地方公共団体が行う「公助」、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」が、ともに重要である。」と記載されている。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>東日本大震災の経験等を踏まえ、防災・環境等の幅広い観点から、多様な主体が地域間で日頃から連携・交流する関係を構築することが重要であり、行政の関与が不可欠。</p>
<p>国の関与</p>	<p>広域的地域間共助の取組みの必要性に対する効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等の理由から、一部の先進的取組みにとどまっており、国として総合的に支援することが必要。</p>

施策等の 効率性		
本案	費用	【1,600百万円、社会資本整備総合交付金の内数（平成25年度予算要求額）】 協議会を設立しようとする、地域の中心となって活動する多様な主体等への専門家の派遣、協議会設立支援、計画策定のための各種調査、協議会が実施するソフト・実証事業補助、人流・物流による地域活性化及び防災・環境分野における地域間の連携を促進するための事業費
	効果	広域的な地域間共助の取組みを国として総合的に支援することにより、限られた地域の資源を有効に活用した地域間共助の取組みが特に必要とされる自治体において、他地域との連携・交流を高めることができる。
	比較	効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等のためになかなか進まない「広域的な地域間共助」の立ち上げ段階を重点的に支援することで、継続的な地域資源の有効活用による地域の自立・活性化の効果が期待できる。
代替案	概要	人流・物流の活発化による広域的な地域活性化に向けた基盤整備を現行制度を活用して推進し、災害に強い国土・地域づくり等の観点を含め、多様な主体と協働した「地域連携」の取組は地方の自主性により推進。
	費用	社会資本整備総合交付金の内数
	効果	広域的な地域間連携の重要性等は地方公共団体等でも理解されているが、災害に強い国土・地域づくり等の観点を含め、多様な主体と協働した「地域間連携」は、その効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等により、課題が円滑に解決されるとは言い難い。
	比較	追加的費用はないが、効果は限定的。
本案と代替案 の比較		地域間共助の取組みが特に必要とされる自治体において、効果の見えにくさ、共通の課題を抱えることの情報不足や人材不足等により、他地域との連携・交流が促進されないことが懸念され、国からの支援がないことで波及効果が限られる。このため、本案にて、国による広域的な地域間共助の推進に対する総合的な支援により、効果的な取組みを推進することができる。
施策等の 有効性		本政策の実施により、平時から広域的に各地域・多様な主体が相互に連携し、補完し合う地域の持続的な発展・活性化が図られることから有効であるといえる。

<p>その他特記すべき事項</p>	<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において、「地域間連携・共助のための制度づくり」が掲げられている。</p> <p>○災害に強い国土づくりへの提言（平成23年7月26日国土審議会政策部会防災国土づくり委員会）</p> <p>「地方公共団体間だけではなく、多様な階層で地域間連携を図っていくことが防災力の向上に向け有効であると考えられる。」「被災地の支援を検討する場合、国、地域ブロック、地方公共団体、企業、個人等の各段階における主体同士が連携した広域的な取組みが重要であり、その実効性を高めるには、防災協定の締結など災害時のための準備だけではなく、通常時からの交流・連携が有効であると考えられる。」と記載されている。</p> <p>○復興への提言（平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議）</p> <p>「大規模な災害においては、国や地方公共団体が行う「公助」、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」、地域の人々や企業、団体が力を合わせて助け合う「共助」が、ともに重要である。」と記載されている。</p> <p>○平成31年度に事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>
-------------------	--

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	離島活性化交付金（仮称）の創設		
担当課	国土政策局離島振興課	担当課長名	課長 大野淳
施策等の概要	<p>離島における交流促進・定住促進のため、市町村等が実施する人材育成、情報提供、雇用・起業機会拡充、U I J ターン者用の短期間の住宅確保、交流事業、受け入れ体制づくり、災害時の自立的エネルギー確保のための再生エネルギー活用に係る調査及びその他減災対策等の取組に対する支援を行う。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：800百万円】</p>		
施策等の目的	<p>我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島が抱える著しい人口減少や高齢化などの課題に対応しつつ、意欲ある地域が主体的に行う交流促進、定住促進のための新たな取り組み等の効果を促進させるための交付金を創設し、公共事業以外による離島地域の自立的発展をさらに促進することを目的とする。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	39 離島等の振興を図る		
業績指標	169-① 離島地域の総人口		
検証指標	—		
目標値	353千人以上		
目標年度	平成27年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>離島地域の総人口減少を抑制するため、交流人口の拡大促進や、定住促進のための情報発信等を行っているが、依然として人口の減少が続いている。（H17からH22：約9%減）</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>離島地域を有する自治体において、交流促進や定住促進のための取組みは現在も一部で行われてはいるものの、ノウハウ不足や自治体の厳しい財政事情（H22財政力指数：0.2）により、取組みが不十分である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>自治体の取組みが不十分な現状で、定住促進や交流人口の拡大のためには、新たな支援制度の創設が必要。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>意欲ある市町村等が、成果目標を設定した事業計画に基づいて主体的に行う離島地域の産業振興や雇用拡大、交流人口の拡大促進や、定住の促進のための情報発信</p>		

		強化、安全安心な定住条件の整備強化に資する離島地域活性化の取組を支援し、離島地域の自立的発展の促進を図る
	社会的ニーズ	本年6月に成立し、平成25年度より施行される改正離島振興法（以下「法」と言う）第1条に「居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り」と新たに規定されたところ。 また、日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」と記載されている。
	行政の関与	定住促進、交流促進の取組みを、地理的・社会的条件が不利な離島地域において進めることは、民間事業者や個人の自助努力だけでは限界があり、また、安全安心向上のための取組みには、行政の関与が不可欠である。
	国の関与	法第1条の2第1項に「離島の振興のための施策は、…地域間の交流の促進、…離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。」と、同条第2項に「国は、…離島の振興のため必要な施策を…実施する責務を有する。」と、第7条の3第2項に「国は、…離島活性化交付金等事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、…交付金…の交付を行うことができる。」と新たに規定されたところ。また、地方公共団体もこれらの問題を重視しているものの、ノウハウ不足や財政難から、限定的な取組みしかできず効果が十分に得られていない。さらに、定住促進、交流促進の取組みの成功事例を他へ波及するためにも、国が支援し、関与すべきである。
施策等の効率性		
本案	費用	800百万円（平成25年度予算要求額） 離島における交流促進、定住促進のため、意欲ある市町村等が主体的に行う取組みに対する国の支援。
	効果	国の補助により、厳しい財政事情におかれている離島地域の自治体においても定住促進、交流促進のための取組みの実現が図られる。
	比較	国の補助により離島地域の市町村等による取組みが促進され、離島における交流促進・定住促進の実現に資する。
代替案	概要	国の補助なく市町村等が定住促進、交流促進の取組みを単独事業等として実施。
	費用	市町村等が単独事業等として実施するため、国費の支出はない。
	効果	市町村等の単独事業等としての取組の実現には限界があり、当該市町村等の財政事情によっては取組自体がなされず、またなされたとしても国庫補助がある場合と比してより厳しい予算制約がある中での取組の実施では、その効果は限定的であり、目的を達成することは困難である。加えて、厳しい財政事情の中での単独事業等としての取組の実施は、当該市町村等の財政をより一層圧迫することとなる。

	比較	国の補助がないため国費の支出はないが、地方単独事業等では、取組の実現性や効果の限定性等の点で、離島における交流促進・定住促進という目的を十分に達成することができない。
	本案と代替案の比較	本案は、離島における交流促進・定住促進という目的に資するための取組の実現性やその効果の点等で代替案よりも優れている。
	施策等の有効性	意欲ある市町村等が主体的に行う交流促進や定住促進に資する離島地域活性化の取組を支援するため、受入れ体制の整備に伴う雇用の増加、離島の魅力の発信が促進されることによる離島への定住・交流人口の増加により、離島地域の総人口減少を抑制する効果があり有効である。
	その他特記すべき事項	<p>○日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）</p> <p> 《日本再生に向けた改革工程表》</p> <p> (2) Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成～ 国土・地域活力戦略～</p> <p> 「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」</p> <p>○平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）以降の政策チェックアップにより事後評価を実施。</p>

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度の創設		
担当課	総合政策局技術政策課	担当課長名	課長 吉田 正彦
施策等の概要	<p>交通運輸分野に係る新たな技術開発推進制度を創設する。</p> <p>具体的には、国土交通省の政策目的に資する技術開発テーマを決定した上で、研究課題及び研究主体について、公募を行う。その後、各分野の技術専門家等の事前評価を実施し、実現可能性が見込める研究課題の採択・実施主体の決定を行い、実施主体に技術開発を委託する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：180百万円】</p>		
施策等の目的	交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資する技術開発を実施する。		
政策目標	1 1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
施策目標	4 1 技術研究開発を推進する		
業績指標	1 7 6 目標を達成した技術研究開発課題の割合		
検証指標	—		
目標値	80%		
目標年度	平成23年度以降毎年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>国民生活や経済活動の基盤である交通運輸分野は、これまで独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の運輸分野における基礎的研究推進制度において基礎的研究を実施してきたところ、当該制度においては、運輸技術の底上げのため、画期的な技術革新をもたらす可能性を有する新技術を創出する独創的・革新的な研究を幅広く募集し、採択する事業を実施してきた。</p> <p>しかしながら、今後の基礎的研究は、より国土交通省の政策目的に資するものを実施することが求められている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>輸送効率化、交通安全確保、利便性向上、地方の自立的発展等の社会的ニーズへの対応が従前にも増して求められていることが原因である。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>交通運輸分野に係る技術開発の結果が着実に社会的ニーズに対応するためには、技術開発テーマを明確に設定し、当該技術開発テーマが国土交通省の政策目的に資するよう適切な基礎的研究を実施する必要がある。</p>		

	<p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>① 国土交通省の政策課題を解決する技術開発テーマについて、研究開発成果が適時・適確に対応し、より効果的なものとなるよう、毎年、有識者で構成される交通政策審議会技術分科会等において選定する。</p> <p>② 選定した技術開発テーマごとに実施主体を公募し、各分野の技術専門家等の事前評価を実施したうえで、実現可能性が見込める主体の課題を採択し、資金の配分を行う。</p> <p>③ 研究成果の実現可能性を適切に見極めるため、研究実施に影響のない形で年度評価を実施し、研究管理を適切に行う。</p>
社会的ニーズ	<p>国民生活や経済活動の基盤である交通運輸分野は、輸送効率化、交通安全確保、利便性向上、地方の自立的発展等の社会的ニーズへの対応が求められており、国土交通省の基礎的研究においても、これら社会的ニーズへの対応に貢献することが必要不可欠である。</p>
行政の関与	<p>本施策が対象とする技術開発は、「開発に高いリスクを伴い、短期的には経済合理性を見出しにくいことから、行政が先導的に実施して民間における取組を活性化させなければならないもの」、「技術基準等の検討と並行して研究促進を行う必要のあるもの」又は「緊急性を要するもの」等であるため、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>本制度は、国土交通省の政策目標（輸送効率化、交通安全確保、利便性向上、地方の自立的発展等）に資するものを行うものであり、かつ、国の技術基準等の見直しを並行して検討するものであることから、国が実施する必要がある。</p>

施策等の効率性		
本案	費用	180百万円（平成25年度予算要求額）
	効果	交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資する。
	比較	交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資する上に、研究開発の実施・技術の有効性の確認と技術基準等の検討を並行して進めなければならないものを効率的に実施できる。
代替案	概要	外部の機関に資金を交付し、当該機関が公募制により研究開発主体への資金配分を行う。
	費用	仮に本案と同額とする。
	効果	交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資するものの、研究開発の実施・技術の有効性の確認と技術基準等の検討を並行して進めなければならないものを実施するにあたっては非効率的となる。

	比較	本案と同様、費用対効果の高い施策とすることが可能であるものの、例えば、研究開発の実施・技術の有効性の確認と技術基準等の検討を並行して進めなければならないものを実施するにあたっては非効率的となる。
	本案と代替案の比較	本案も代替案も、交通運輸産業の国際競争力強化、交通安全確保、利便性向上、輸送効率化、観光振興、地方の自立的発展等に資するが、代替案は、研究開発の実施・技術の有効性の確認と技術基準等の検討を並行して進めなければならないものを実施するにあたっては非効率的となるため、本案の方が優れているといえる。
	施策等の有効性	本施策は、輸送効率化、交通安全確保、利便性向上、地方の自立的発展等の国土交通省の政策目標の達成に大きく資するものであるため、十分な有効性を有する。
	その他特記すべき事項	平成25年度政策チェックアップ（平成26年度実施）により、事後評価を実施。

政策アセスメント評価書（個票）

施策等	海外における鉄道新線建設調査事業の創設		
担当課	鉄道局国際課	担当課長名	課長 日笠 弥三郎
施策等の概要	<p>事業性の熟していない新規海外鉄道プロジェクトの構想段階において、国内の新幹線整備等の経験を有する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄運機構」という。）の技術・ノウハウを活用することにより相手国での案件の組成に資するため、鉄道建設に係る基本計画の策定支援、相手国の策定した計画のレビュー、建設工事施工の実施基準の策定支援等に必要調査を行う事業の創設（予算関係）</p> <p>【予算要求額：30百万円】</p>		
施策等の目的	<p>新規の海外鉄道プロジェクトについて、我が国の鉄道技術を有する企業等の受注に寄与することを通じ、我が国鉄道技術の継承・発展及び鉄道関連産業の国際競争力の向上と成長を図り、我が国の成長の牽引力としていく。</p>		
政策目標	12 国際協力、連携等の推進		
施策目標	43 国際協力、連携等を推進する		
業績指標	178 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数		
検証指標	-		
目標値	131件		
目標年度	平成28年度		
施策等の必要性	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>海外における高速鉄道プロジェクトのように大型の案件は参入の機会が限られるため、戦略的にその機会をとらえて我が国の技術の導入を図る必要がある。このため、プロジェクトの構想段階から新幹線方式等の我が国の技術・システムの導入を図ることが必要であるが、このような段階における働き掛けは十分にできていない状況にある。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>プロジェクトの構想段階における働きかけは、対象国の政策立案に対するアドバイスとなるため、公共的性格の強い業務であり、事業性に乏しい。このため、対価等を受け取って業務を請け負っているコンサルティング企業等が参画することが難しい。また、国際協力ベースでの政府間の働きかけのみでは、相手国の実情とニーズに応じた専門的・実務的なきめ細かな対応を十分に行えない。</p> <p>iii 課題の特定</p>		

	<p>事業計画策定等の鉄道プロジェクトの構想段階での経験を有する主体に対し、相手国に対する支援施策への参画を促すことが必要である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>事業計画策定等を含む国内の新幹線整備等の経験を有する鉄運機構による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道建設に係る基本計画の策定支援 ・ 相手国の策定した計画のレビュー ・ 建設基準の策定支援等に必要な調査の実施を支援する。
社会的ニーズ	<p>政府の新成長戦略（平成22年6月18日）をはじめとする国家戦略において、パッケージ型インフラ海外展開の支援の必要が挙げられているほか、世界的な潮流としても、省エネ性、環境性に優れた輸送モードである鉄道の整備について、関心が高まっているところ。</p>
行政の関与	<p>事業性の熟していない新規海外鉄道プロジェクトの構想段階においては、コンサルティング企業等の民間事業者の参画が期待できない。しかしながら、案件の組成が成立した場合には、事業規模が大きく、国際協力・連携等に与えるインパクトも非常に大きいものとなるため、構想段階から行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>新興経済国等においては、官民連携を活用した鉄道プロジェクトを国家プロジェクトとして位置付け、中央政府の主導により積極的に取り組んでいるところ。案件が成立した際には、我が国も国が中心となって対象国中央政府との連携・調整等を行うこととなるため、構想段階から継続して国が関与していくことが必要である。</p>

施策等の効率性	<p>本施策により、プロジェクトの構想段階におけるきめ細かな対応が実施され、対象国において制度整備から技術の導入まで一貫したオールジャパンでの支援が可能となり、効率的・効果的なプロジェクトの展開が可能となる。</p>	
本案	費用	<p>30百万円（平成25年度予算要求額）</p>
	効果	<p>海外において、我が国の優れた技術の導入による鉄道の整備及び我が国の民間企業の海外展開が促進される効果が見込まれる。</p>
	比較	<p>本施策により、鉄運機構の有する国内の新幹線整備の知見を活用しつつ相手国の実情に応じたきめ細かな対応が可能となり、我が国企業の効率的・効果的な海外展開につながるとともに、対象国の経済社会の発展、環境負荷の低減への貢献につながり、その効果は極めて大きい。</p>
代替案	概要	<p>国が本施策を実施せず、民間事業者の企業努力に委ねる。</p>
	費用	<p>なし（国費が発生しない）。</p>

	効果	プロジェクトの構想段階における関与が行われず、民間企業による海外展開が限定的なものにとどまる。
	比較	国費は抑制できるが、プロジェクト構想段階における業務は、公共的性格の強いものであり、事業性に乏しいことから、対価等を受け取って業務を請け負っているコンサルティング企業等の民間事業者による働きかけは困難である。
本案と代替案の比較		鉄道プロジェクトは案件実施段階には数兆円～数千億円の規模に及ぶこともあり、川下段階になるに従い受注に向けた働きかけにより多額の費用を要することを考慮すると、本案のようにプロジェクトの構想段階からきめ細かな支援を行うことが施策等の目的を達成する手段として効率的かつ効果的である。
施策等の有効性		本施策等の実施により、これまで欠けていた条件である、国内の新幹線整備等の経験を有する鉄運機構によるよりきめ細かな支援が具備されることから、新幹線方式等の我が国の技術・システムを前提とした案件の組成が図られ、我が国の優れた技術が対象国に導入されることにより、国際協力・連携に寄与するという効果が予測される。
その他特記すべき事項		<p>日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）では、アジア太平洋経済戦略の重点施策として「パッケージ型インフラ海外展開支援」が位置づけられており、「パッケージ型インフラ海外展開促進プログラム」（平成24年6月27日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）に基づき、「川上から川下まで」の受注に向けた体制・プレイヤーの強化を行うこととしている。</p> <p>なお、本戦略では、2020年までに市場規模19.7兆円を達成することを目標としている。</p> <p>「パッケージ型インフラ海外展開促進プログラム」では、「川上から川下まで」の受注に向けた体制の強化・プレイヤーの競争力強化の項において、公的部門のノウハウ等の活用に取り組むことになっており、国内で蓄積した知見や独自のノウハウを有する公的機関（鉄道・運輸機構、下水道事業団、水資源機構等）を、全体計画策定、施工管理、技術支援、研修受託、技術評価などの分野で民間企業のインフラ海外展開を支援するため積極的に活用することとしている。</p> <p>「持続可能で活力ある国土・地域づくり」（平成24年7月31日国土交通省発表）では、主要施策の一つとして「我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献」が位置づけられており、管理運営も含めた「川上から川下まで」の受注に向けた体制を強化することが求められている。そのため、企画から施工、管理・運営までのノウハウ等を有する我が国の公的機関（鉄道・運輸機構、下水道事業団、水資源機構等）による民間企業の海外展開支援、技術的評価等を積極的に実施するため、制度改正を含めて検討することとしている。</p> <p>平成28年度政策チェックアップ（平成29年度実施）により事後評価を実施。</p>

個別研究開発課題の評価

平成25年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書

平成24年9月7日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）に基づき、平成25年度予算概算要求等にあたって、45件の個別研究開発課題について評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別研究開発課題評価の概要について

個別研究開発課題評価は、研究開発に係る重点的・効率的な予算等の資源配分に反映するために行うものである。

国土交通省においては、研究開発機関等（国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所、海上保安庁海洋情報部及び海上保安試験研究センターをいう。以下同じ。）が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものについて事前評価を、研究開発が終了したものについて終了時評価を、また、研究開発期間が5年以上の課題及び期間の定めのない課題については、3年程度を目安として中間評価を行うこととしている。評価は、研究開発機関等、本省又は外局が実施する。

（評価の観点、分析手法）

個別研究開発課題の評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日閣議決定）を踏まえ、外部評価を活用しつつ、研究開発の特性に応じて、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価する。

（第三者の知見活用）

評価にあたっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに積極的に外部評価（評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする評価）を活用することとしている。外部評価においては、当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家により、研究開発の特性に応じた評価が行われている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成25年度予算概算要求等に反映することを目的として、個別研究開発課題について44件の事前評価を実施し、1件の中間評価を実施した。課題の一覧は別添1、評価結果は別添2のとおりである。

個々の課題ごとの外部評価の結果については、別添2の「外部評価の結果」の欄に記載のとおりである。今後とも、これらを踏まえ適切に個別研究開発課題の評価を実施することとしている。

対象研究開発課題一覧

○事前評価

No.	評価課題名	ページ
1)	災害拠点建築物の機能継続技術の開発	88
2)	社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発	89
3)	電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発	90
4)	鉄道設備の安全確認用画像圧縮技術の開発	91
5)	津波による橋りょう流失のメカニズム解明と対策法の開発	92
6)	地上構造物の更新技術の開発	93
7)	地域鉄道に対応した軌道構造改良計画システムの開発	94
8)	車上連動による列車制御システムの開発	95
9)	海洋産業の戦略的育成に向けたフロンティア技術研究開発	96
10)	下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査	97
11)	地域の住宅生産技術に対応した省エネルギー技術の評価手法に関する研究	98
12)	港湾堤外地における津波からの安全性向上に関する研究	99
13)	東日本大震災によって影響を受けた港湾域の環境修復技術に関する研究	100
14)	空港土木施設の維持管理効率化に向けた手法・技術に関する研究	101
15)	港湾分野における技術・基準類の国際展開方策に関する研究	102
16)	衛星干渉SARによる高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究	103
17)	地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究	104
18)	On Site Visualizationのコンセプトに基づく低コスト・低消費電力型モニタリングシステムの開発	105
19)	限界耐力設計法に対応した免震構造の開発	105
20)	荷重と環境作用を考慮した鋼橋の新しいライフサイクル耐久性評価システムの開発	105
21)	次世代無人化施工システムの開発	105
22)	小型加振器を用いた道路橋RC床版と踏掛版の健全性評価	106
23)	無人化施工による応急対応技術とその基盤となるデジタル通信技術の開発	106
24)	発泡ポリスチレンを用いた軽量・不燃・断熱天井材の開発	106
25)	構造物の中酸化防止、塩害防止、剥落防止機能付きひび割れ検出工法の開発	106
26)	都市水害の減災に資するダブルレイヤ貯水・排水システムの開発	106
27)	歴史的な町並みを有する飛騨・高山の伝統的な木造技術を継承した新木造技術の開発	107
28)	災害復旧を目的とした円筒金網とチェーンを用いた簡便な補強土工法の開発	107

29)	低コスト・高精度な地盤調査法に基づく宅地の液状化被害予測手法の開発	107
30)	動的貫入試験による経済的で高精度な液状化調査法の研究開発	107
31)	宅地、堤防等において従来とほぼ同程度の精度で安価かつ効率的な液状化判定システムの開発	107
32)	ピークカット及び省エネルギー計画のための総合的シミュレーションツールの技術開発	110
33)	電力ピークカット及び快適性向上に資する太陽熱を利用した住宅向け調湿・除湿並びに低温床暖房システムの開発	110
34)	地域型ゼロエネルギー住宅の実用化に関する技術開発	110
35)	潜熱蓄熱材料のパッシブハウスへの導入における評価技術の開発	110
36)	木材の省資源化と省力化を推進させる接合金物の開発と断熱パネルによる省力化工法の検討	111
37)	木造住宅部材の複数回使用を前提とした工法の技術開発	111
38)	木材循環利用によるE C Oサイトハウスの技術開発	111
39)	乾式窯業外装材(サイディング)の施工方法改善による省資源、廃棄物削減及び安全性向上につながる技術開発	111
40)	分割鋼板と繊維シートを併用した鉄筋コンクリート造柱の居ながら外付け補強法に関する技術開発	111
41)	地盤の液状化抑制工法とその地盤改良機械の技術開発	112
42)	24時間365日の安心、安全な在宅ケア・システムの開発	112
43)	短い埋め込み深さでせん断力と引張力に対して抵抗する外側耐震補強用接合工法の開発	112
44)	住宅等における室内放射線量低減技術の開発	112

○中間評価

1)	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	114
----	-------------------------------	-----

事前評価【No. 1】

研究開発課題名	災害拠点建築物の機能継続技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長：越智 繁雄)
研究開発の概要	<p>東日本大震災以降、従来の建築基準法では対象としてこなかった津波や竜巻等の外力・荷重に対する性能の評価手法の開発や災害後の建築物機能を確保するための研究開発が急務となっている。本技術開発は、構造実験や解析により地震動のみならず津波や竜巻を含めた災害発生直後から避難指示・応急復旧等の防災拠点となり得るような機能を維持できる安全拠点ビルに要求される技術開発を行う。</p> <p>【研究期間：平成25～28年度 研究費総額：約600百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>今後発生することが想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下型地震に対して建築物が防災拠点としての機能を維持するために配慮すべき設計技術水準を提案し、地方公共団体等の公的施設および民間拠点ビルに対して震災後の継続使用性能を評価する防災拠点設計ガイドラインを策定する。さらに、津波外力に対する高度な設計技術については特別な調査研究に基づく方法として従来の設計基準類に反映させる。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>東日本大震災からの復興基本方針（復興庁 H23.8.11 改定）における「最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点等の整備、必要な技術開発等の取組みの促進」に研究目的が合致しており、社会的要求や関心が高い研究テーマである。</p> <p>【効率性】</p> <p>災害発生後の建築物継続使用性の評価方法は構造・非構造部材の多岐に関連し、津波・地震・竜巻等想定する外力により異なる。そこで、研究諮問委員会を設け、最先端の知見を幅広く集め、産学官が一体となって効率的に技術開発を進める。</p> <p>【有効性】</p> <p>建築物の津波や竜巻等に対する安全性や災害後の継続使用性は、国民一般の重大関心事となっている。建築物の継続使用性に資する新たな性能評価基準を示すことによって、災害時に要請される性能に応じて、自治体や民間の主体的かつ効率的な建築物の防災・減災対策が促進される。</p>		
外部評価の結果	<p>今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震、首都直下地震、最近頻発している竜巻等に対応した建築物の安全性や災害後の継続使用性に関する研究開発は、今後の我が国の防災対策を考えていく上で、必要性が高いと評価する。</p> <p>研究の実施にあたっては、外力の確率的評価を踏まえた上で、各防災・減災対策の費用対効果についても考慮されたい。また、現在行われている被災地の復旧だけではなく全国的な防災対策に資するように、成果が出た段階から順次公表していくなど、成果の普及について工夫しつつ進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成24年8月17日、技術研究開発評価委員会）</p> <p>委員長 嘉門 雅史 香川高等専門学校長</p> <p>委員 神田 順 日本大学理工学部建築学科特任教授</p> <p>見城 美枝子 青森大学社会学部教授</p> <p>清水 英範 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授</p> <p>菅原 進一 東京理科大学総合研究機構教授</p> <p>土屋 幸三郎 (社)日本建設業連合会土木工事技術委員会副委員長</p> <p>汐川 孝 (社)日本建設業連合会技術研究部会部会長</p> <p>松村 秀一 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 2】

研究開発課題名	社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長：越智 繁雄)
研究開発の概要	<p>住宅・社会資本の施設情報を、計画、設計、施工、維持管理、更新の各段階において収集・蓄積し、利活用することで、施設の維持管理を、安全性確保や環境負荷低減にも配慮しながら効率的に進めていくための技術・方策の開発を行う。</p> <p>【研究期間：平成25～28年度 研究費総額：約395百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>住宅・社会資本の効率的かつ高度な維持管理の実現に向けて、必要な施設情報の収集・蓄積及び利活用に関わる技術・方策を検討し、マニュアル及びプロトタイプシステム等としてその成果を取りまとめて普及を図ることにより、施設修繕工事等の調達の不調・不落实を回避するとともに、施設情報の欠如に起因する非効率な施設維持管理の現況を打破し、安全面や環境面でも優れた戦略的な施設の維持管理を実現させる。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 高度経済成長期に集中投資した住宅・社会資本の老朽化が進んでおり、今後施設の維持管理・更新が著しく増加することが見込まれるが、投入可能な資源の増加が見込めない状況であることから、施設の維持管理を、安全面及び環境面にも配慮しつつ、効率的に進める技術・方策の開発が必要不可欠である。</p> <p>【効率性】 産学の各研究開発成果より、本研究の目標達成に必要な知見を取り入れながら、研究を進めていく。また、本研究は、国の関連施策を踏まえた適用性の高い総合的研究を行っている国総研において進めるものであり、それぞれの役割、強みを捉えた合理的・効率的な取り組み体制となっている。</p> <p>【有効性】 施設の効率的な維持管理に必要な施設情報の蓄積や利活用に関わる技術・方策を開発し、課題解決の処方箋となる成果をマニュアルやプロトタイプシステム等として取りまとめることにより、成果の普及を図るものであり、効率的な施設の維持管理と同時に安全性の確保や環境負荷の低減を実現する実効性を有している。</p>		
外部評価の結果	<p>効率的な住宅・社会資本の維持管理を目的とした本研究は、高度経済成長期に集中的に整備された我が国の社会資本の急速な老朽化が見込まれる昨今において、必要性が高いと評価する。</p> <p>研究の開発にあたっては、住宅・社会資本の維持管理に関する課題の整理を行い、その課題解決に向けた技術開発の内容を明確にした上で、既存の技術との差別化を意識しつつ、効率的かつ効果的に取り組まれない。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成24年8月17日、技術研究開発評価委員会)</p> <p>委員長 嘉門 雅史 香川高等専門学校長 委員 神田 順 日本大学理工学部建築学科特任教授 見城 美枝子 青森大学社会学部教授 清水 英範 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授 菅原 進一 東京理科大学総合研究機構教授 土屋 幸三郎 (社)日本建設業連合会土木工事技術委員会副委員長 汐川 孝 (社)日本建設業連合会技術研究部会部会長 松村 秀一 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 3】

研究開発課題名	電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長：越智 繁雄)
研究開発の概要	<p>建築物における既存の省エネルギー対策を施すことで、建築物の電力のピークカット・ピークシフトにどの程度寄与するのかを適正に評価するために、建築物の電力のピークカット・ピークシフトに効果的な躯体、設備の組み合わせによる熱負荷最適化技術や建築設備の蓄エネルギー技術の開発を行うものである。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約500百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>本研究開発は、住宅、ビルの設備システム、躯体構造についてエネルギーソースの多様化・分散化の視点から総合的な検討を行い、建築物の電力ピークを飛躍的に低減させることを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>夏期の省エネルギー対策について（H24.5.18 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定）において「省エネルギー対策においても、電力のピークカット・ピークシフトの考え方を含めて把握していくことが適切である」と記載されており、建築レベルでも電力低減の視点も含めて省エネルギー施策を推進する必要がある。</p> <p>【効率性】</p> <p>国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所、学識、民間、関係団体等から構成される研究委員会を設置して、要素技術、環境予測技術、評価指標等の開発において、専門的助言を受けつつ、それぞれの役割を分担しながら、効率的に技術開発を進める。</p> <p>【有効性】</p> <p>建築物の省エネルギー指標として「電力依存度低減率」（仮称）、「電力ピーク低減率」を新たに作成することで、建築物の電力依存度を低減する効果を明らかにするとともに、住宅・建築物におけるピークシフトを促進することで、我が国の電力依存度を低減させる。</p>		
外部評価の結果	<p>福島第一原発事故の影響により、現在に至っても電力供給の見通しが不透明な状況であり、我が国のエネルギー需給において、電力依存度を低減させることは必須であることから、本研究内容は必要性が高いと評価する。</p> <p>研究の実施にあたっては、建築物の電力消費に関する課題を再整理した上で、建築分野における課題解決に向けた技術開発の内容をより明確にして取り組まれない。また、ハード面だけではなく、建築物の適切な配置など街区単位で電力のピークカット・ピークシフトの対策を考えるなど、ソフト面からも取り組まれない。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成24年8月17日、技術研究開発評価委員会）</p> <p>委員長 嘉門 雅史 香川高等専門学校長</p> <p>委員 神田 順 日本大学理工学部建築学科特任教授</p> <p>見城 美枝子 青森大学社会学部教授</p> <p>清水 英範 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授</p> <p>菅原 進一 東京理科大学総合研究機構教授</p> <p>土屋 幸三郎 (社)日本建設業連合会土木工事技術委員会副委員長</p> <p>汐川 孝 (社)日本建設業連合会技術研究部会部会長</p> <p>松村 秀一 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 4】

研究開発課題名	鉄道設備の安全確認用画像圧縮技術の開発	担当課 (担当課長名)	鉄道局技術企画課技術開発室 (室長：江口秀二)
研究開発の概要	<p>鉄道は、一度自然災害が発生すると保線員や補修員（以下、係員という。）が徒歩で線路・架線等を点検し、安全を確認した上で運行を再開する。東日本大震災では、点検を行う係員との連絡や、点検場所への係員の移動に時間がかかり、その結果、点検及び補修完了までに長時間を要したため、首都圏で多くの帰宅難民が発生した。</p> <p>運行再開までの時間を少しでも短縮するためには、鉄道設備の点検等、施設の状況確認を早期に実施する必要がある。そこで、鉄道設備を早期かつ安全に確認するために、高画質の画像を汎用の無線でリアルタイムに伝送する画像圧縮技術の開発を行う。</p> <p>【研究期間：平成25～26年度 研究費総額：約80百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>高画質の画像を汎用の無線伝送装置でリアルタイムに伝送する画像圧縮技術を開発し、遠隔での施設の確認を早期に安全に確認可能とすることを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>近い将来発生する可能性がある大地震や、近年多発している異常気象発生後に行なう点検及び施設の確認作業において、東日本大震災と同様に係員との連絡、現場への移動に時間がかかる可能性がある。そこで画像による遠隔からの施設の状況確認により、2次災害の発生する可能性のある場所等の安全性の確認を行なうことができれば、係員による徒歩での点検前に重点点検箇所の抽出や復旧のための必要機材の準備も可能になり、早期の運転再開を図ることができる。</p> <p>【効率性】</p> <p>従来から保有してきた画像圧縮技術を応用して、鉄道の設備や画像の特徴を利用して圧縮することにより、画像データを一般的な圧縮データの1/10以下に圧縮し汎用の無線でリアルタイムに伝送する技術開発を目指す。</p> <p>【有効性】</p> <p>従来は、走行する車内からリアルタイムに画像を伝送することは技術的に困難であったが、本研究開発により、車両側の画像による状況判断が可能となる。また、補修作業時や緊急時に、装置を簡単に設置し伝送を行うことができるため、修繕作業の様子や、鉄道設備附近の河川の状況等を伝送監視することが可能になる。</p>		
外部評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等の異常時に際し、鉄道軌道及び沿線環境の安全確認を迅速に実施するという社会的な意義はある。 ・鉄道分野固有の画像圧縮技術を開発することが必要。 ・実用化に向けて災害時の状況をより具体的に検討する等、鉄道事業者との議論の深度化を図ることが必要。 <p><外部評価委員会委員一覧>(平成24年7月25日、平成24年度鉄道技術開発課題評価委員会)</p> <p>委員長 吉本 堅一 東京大学 名誉教授</p> <p>委員 岩倉 成志 芝浦工業大学 教授 河村 篤男 横浜国立大学 教授</p> <p>古関 隆章 東京大学大学院 准教授 須田 義大 東京大学 教授</p> <p>中村 芳樹 東京工業大学大学院 准教授</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 5】

研究開発課題名	津波による橋りょう流失のメカニズム解明と対策法の開発	担当課 (担当課長名)	鉄道局技術企画課技術開発室 (室長：江口 秀二)
研究開発の概要	<p>東日本大震災における鉄道橋りょうの津波被害調査分析を踏まえ、橋りょう模型を用いた津波作用の実験結果および流体解析結果を蓄積することで、津波による橋りょうへの流体作用の評価を行う。そして、橋桁の流出、無筋コンクリート橋脚の流失や倒壊に対して、模型実験による検証に基づき、津波に対する桁や橋脚等の流失対策法の提案を行う。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約84百万円】</p>		
研究開発の目的	橋りょうの津波被害予測手法に基づく、津波に対して粘り強く抵抗できる橋りょう流失対策法を開発する。		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>既存の鉄道橋りょうなどの構造物の多くは、津波に対する桁の流出や無筋コンクリート橋脚の倒壊の被害予測に有効な判定法が確立されていない。今後想定される地震を考慮し、東日本大震災で被災した橋りょうの状況に基づき、沿岸部における鉄道橋りょう等の津波に対する新たな被害予測や対策法が必要である。</p> <p>【効率性】</p> <p>沿岸部に多く存在する鉄道橋りょうに対して、その被害調査分析を踏まえ、橋りょうへの津波作用力等々を評価し、鉄道事業者と連携を図りながら津波に対する流出対策法を提案する。その際、流体解析ソフトを用いた数値計算や、外部を活用した水路を用いた模型流体実験を行い、効率的に開発を進める。</p> <p>【有効性】</p> <p>近い将来発生する可能性がある東海・東南海・南海地震によって、東海、近畿および四国などの沿岸部の鉄道が大きな被害を受けることが想定される。本開発により、津波に対する評価法と対策法を提案することで、鉄道橋りょうの減災が可能となる。</p>		
外部評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の津波対策に資する社会的要請、緊急性の高い技術開発である。 ・ 実態の詳細な調査を行い、想定される具体的な技術的な課題等を明確に整理する必要がある。 ・ シミュレーション結果を震災時の実際の流出結果と比較して精度を分析し、設定条件の妥当性等の検討が必要。 <p><外部評価委員会委員一覧>(平成24年7月25日、平成24年度鉄道技術開発課題評価委員会)</p> <p>委員長 吉本 堅一 東京大学 名誉教授</p> <p>委員 岩倉 成志 芝浦工業大学 教授 河村 篤男 横浜国立大学 教授</p> <p>古関 隆章 東京大学大学院 准教授 須田 義大 東京大学 教授</p> <p>中村 芳樹 東京工業大学大学院 准教授</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 6】

研究開発課題名	地上構造物の更新技術の開発	担当課 (担当課長名)	鉄道局技術企画課技術開発室 (室長：江口 秀二)
研究開発の概要	<p>本課題では、高架橋などの地上構造物を対象に、工場で製造されたプレキャスト部材を現場で組み立てて直上高架化を行う方法と、既設高架橋における各種部材の補強方法を組み合わせた更新技術を開発する。その際、各種実験と解析を行い、試設計を踏まえて新たな設計法を提案する。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約146百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>高架工事及び高架橋の大規模更新時における工事費の縮減並びに工期の短縮を可能とするための技術開発を実施する。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 鉄道事業者において、列車を運休することなく、地上構造物を低コストでかつ短期間に更新する技術が求められている。その背景として地方都市部は、老朽構造物の延命化や踏切の保守等と合わせ、都市活性化への対応として連続立体高架化等の課題を抱えている。また、地上構造物の維持管理業務が大きな負担となっており、十分な検査や適切な補修・補強を行い難い場合がある。</p> <p>【効率性】 事例調査や適用性の検討を行いFEM解析や載荷試験を行うことで、直上高架方式の開発および高架構造物の更新技術の開発を効率的に進めることが可能。</p> <p>【有効性】 地方都市部においては、連続立体交差事業などを低コストでかつ短期間に更新できるようになり、再開発や踏切削減等にも寄与できる。また、鉄道土木構造物の延命化や耐震性の早期向上等の効果も期待される。その他、土木構造物の維持管理業務の軽減にも有効である。</p>		
外部評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地上構造物の更新技術は重要な課題であり、直上高架化の合理的な手法の開発と既設高架橋の更新技術という2つのアプローチからの検討は有意義。 ・従来技術での課題について充分考慮したうえで、本技術開発成果が実社会で活用されるためのロジックを十分に検討することが必要。 ・直上高架や大規模更新の技術については、安全面の観点からの検証も検討課題に含めるべき。 <p><外部評価委員会委員一覧> (平成24年7月25日、平成24年度鉄道技術開発課題評価委員会)</p> <p>委員長 吉本 堅一 東京大学 名誉教授</p> <p>委員 岩倉 成志 芝浦工業大学 教授 河村 篤男 横浜国立大学 教授</p> <p>古関 隆章 東京大学大学院 准教授 須田 義大 東京大学 教授</p> <p>中村 芳樹 東京工業大学大学院 准教授</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 7】

研究開発課題名	地域鉄道に対応した軌道構造改良計画システムの開発	担当課 (担当課長名)	鉄道局技術企画課技術開発室 (室長：江口 秀二)
研究開発の概要	<p>地域鉄道の軌道構造改良計画を策定する場合において、軌道状態や使用条件等の実情を考慮して安全性と経済性が高い改良計画や材料交換計画を提案するためのシステムを開発する。また、本システムの開発に必要なロングレールの成立条件の明確化に関する解析や試験を行う。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約76百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>限られた改良費や修繕費を安全性や経済性の向上効果が高い箇所へ有効に配分するための手法とツールを開発し、安全輸送の継続を支援することを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>劣化した設備を保守しながら安全輸送を継続することは、経営基盤の弱い中小事業者において緊急の課題である。多くの保守費を要している軌道変位、レール、道床、まくらぎの保守を減らすためには、修繕費や改良費を有効に活用し、軌道構造改良や材料交換の計画の適正化が重要であるが、これらの計画を作成し、妥当性を評価するツールがないのが現状である。また、熟練社員の減少、要員削減の一方で経費低減が求められる状況下では、軌道や保守の質の低下の防止、安全レベルの維持、向上のための支援が課題である。このため、安全性や経済性を考慮して軌道構造改良や保守の優先度の高い箇所を選択し、改良計画等を作成可能とするツールの開発が必要である。</p> <p>【効率性】</p> <p>鉄道事業者と連携し、実際の線路データを収集するとともに保守担当者と現場検証を行いながら効率的に開発を行うことが可能である。また、これまでに蓄積したデータや既存の解析技術、試験方法に関する知見を活用して、ロングレール成立条件に関する検討を効率的に進めることも可能である。</p> <p>【有効性】</p> <p>特に中小事業者に対して、既存の軌道保守計画や軌道構造強度評価等の技術を加味したシステムとすることで、軌道の保守から改良までを一体としたシステム化が可能である。また、輸送高度化計画の策定においても有効であり、軌道の状態不良を原因とする列車脱線事故の防止に寄与し、ひいては乗客の安全を守ることが可能となる。</p>		
外部評価の結果	<p>・地域鉄道を今後も活用していくための技術開発であり、社会的に意義が高い。</p> <p>・開発したシステムをどのように運用するのか、開発の目標として挙げられている改良計画システムが成立するのか、本開発成果が安全向上にどのように貢献するのかという点についても検討することが必要。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>(平成24年7月25日、平成24年度鉄道技術開発課題評価委員会)</p> <p>委員長 吉本 堅一 東京大学 名誉教授</p> <p>委員 岩倉 成志 芝浦工業大学 教授 河村 篤男 横浜国立大学 教授</p> <p>古関 隆章 東京大学大学院 准教授 須田 義大 東京大学 教授</p> <p>中村 芳樹 東京工業大学大学院 准教授</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 8】

研究開発課題名	車上連動による列車制御システムの開発	担当課 (担当課長名)	鉄道局技術企画課技術開発室 (室長：江口 秀二)
研究開発の概要	<p>車上で非接触の検知方式による地点検知を行い、車上からの無線制御により直接進路を構成することで、軌道回路および地上連動設備の省略を可能とする車上主体の列車制御システムを開発する。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約94百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>地域鉄道事業者では、更新システムのコスト削減が可能でメンテナンスを必要とする地上設備が削減可能なシステムの開発が求められている。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>地域鉄道事業者は、効率的な経営から地上システムの更新に対して低コスト化を進める必要がある。また、メンテナンスコストの削減の観点からも、軌道回路、進路制御のための駅連動装置、地上信号機などの地上設備を省略する方法が求められている。</p> <p>【効率性】</p> <p>本課題の実施にあたり、鉄道事業者との連携を図りつつ、適用可能な線区を想定して開発を行う。その際、地上に設置するICタグはこれまでの開発品を活用することにより、効率的に開発を進める。</p> <p>【有効性】</p> <p>軌道回路設備など地上設備の省略が可能となり、導入コストおよび保守コストの削減が図られる。また、大容量の電源設備が不要であり、軌道回路の短絡不良を起因とする障害の解消や車内信号による保安度の向上も期待できる。なお、本列車制御方式は必要により踏切の制御にも適用が可能であるため、無警報対策への応用も期待される。</p>		
外部評価の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地上インフラ設備を削減した列車制御システムの構築は、近年の鉄道技術にとって重要な課題。 ・実用化に向けた具体的展望と、信頼性、フェイルセーフ性の評価方法、コスト低減効果の定量的見通しが具体的に示されることが必要。 ・地上の分岐制御を車両から行うという新たな取り組みとなるため、安全性に十分配慮することが必要。 <p><外部評価委員会委員一覧>(平成24年7月25日、平成24年度鉄道技術開発課題評価委員会)</p> <p>委員長 吉本 堅一 東京大学 名誉教授</p> <p>委員 岩倉 成志 芝浦工業大学 教授 河村 篤男 横浜国立大学 教授</p> <p>古関 隆章 東京大学大学院 准教授 須田 義大 東京大学 教授</p> <p>中村 芳樹 東京工業大学大学院 准教授</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 9】

研究開発課題名	海洋産業の戦略的育成に向けたフロンティア技術研究開発	担当課 (担当課長名)	海事局安全環境政策課 (課長：加藤光一)
研究開発の概要	<p>ゼロエミッション船、液体水素輸送船、CO2 輸送・貯留システム等の次世代の海洋環境技術の研究開発や、極低温の LNG 等を安全かつ効率的に荷役するシステム、不安定な洋上において掘削等の際に位置を確実に保持するシステム等の海洋資源開発技術の研究開発を公募にて実施</p> <p>【研究期間：平成 25 年～平成 29 年度 研究費総額：約 14,250 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>次世代の海洋環境技術、海洋エネルギー・資源開発技術の研究開発により、新たなフロンティア市場を獲得し、海洋産業の育成を図る。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>我が国は、一般商船において高い技術力と豊富な実績で国際競争力を有している一方で、海洋開発の実績が乏しく、我が国のポテンシャルが十分に活用されているとは言い難い。このままでは、世界の海洋開発の急成長から取り残されてしまうばかりでなく、将来の EEZ 開発を我が国の技術で行うことが困難になるため、我が国海洋産業の育成及びエネルギー安全保障の観点から官民一体となって技術開発を行う必要がある。</p> <p>【効率性】</p> <p>2020 年に世界で約 10 兆円規模の海洋構造物建造需要が見込まれている中、本技術研究開発により市場シェアの拡大、ひいては約 2.5 兆円規模の海洋開発市場の創出・雇用拡大を目指すものであり、100 億円の研究開発の効率性は極めて高いと言える。</p> <p>【有効性】</p> <p>官民一体で技術開発を効率的に推進することのほか、関連施策として我が国の強みを活かせる新分野への進出支援、生産基盤の強化等もあわせて総合的に推進することで、日本再生戦略等に記載のある海洋産業の戦略的育成の実行性、有効性が確保される。</p>		
外部評価の結果	<p>我が国の海洋開発は技術、実績ともに世界で遅れをとっており、経済活動・雇用・安全保障・環境保護の観点から、海洋産業の戦略的育成に向けたフロンティア技術研究開発を行うことが必要である。</p> <p>また、海洋開発は投資額が大きくリスクも大きいことから、目標達成には官民一体となった研究開発の推進が極めて有効であり、新分野進出支援・生産基盤強化をパッケージ化することでさらにその有効性は高まる。</p> <p>本研究開発により、新たなフロンティア市場を獲得し、海洋産業の育成が図られるものと考えられ、本研究開発の必要性、効率性、有効性はいずれも適切と認められる。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 24 年 8 月 第 5 回マリンイノベーション検討会)</p> <p>座長 大和 裕幸 東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授</p> <p>委員 太田 和博 専修大学 商学部 教授</p> <p>高崎 講二 九州大学 総合理工学研究院 教授</p> <p>吉田 清隆 一般社団法人 日本船主協会 環境委員会 副委員長</p> <p>蔵原 成実 一般社団法人 日本造船工業会 企画委員会 委員長</p> <p>山田 信三 社団法人 日本船用工業会 政策委員会 委員長</p> <p>中村 靖 一般財団法人 日本海事協会 副会長</p> <p>愛川 展功 一般財団法人 日本船舶技術研究協会 理事長</p> <p>茂里 一紘 独立行政法人 海上技術安全研究所 理事長</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 10】

研究開発課題名	下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査	担当課 (担当課長名)	国土技術総合政策研究所 下水道研究室 室長：横田 敏宏
研究開発の概要	<p>東日本大震災より得られた多くの被災情報を整理し、高精度な下水道施設被害想定手法を開発し、被災想定に基づき、必要不可欠な事前耐震対策を抽出することで、被災時において下水道機能を維持あるいは早期回復させる対策を短期間で実現させる耐震対策優先度評価手法を確立する。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約31.2百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>旧基準（H9以前）で建設された「重要な幹線」の耐震化率は、管きょ14%、処理場10%と非常に低く、東日本大震災では未耐震箇所を中心として下水道施設に甚大な被害が生じ日常生活に大きな影響を与えた。</p> <p>そのため限られた予算制約条件で、必要不可欠な耐震対策を施し、被災しても最低限の機能維持（水洗トイレの利用、溢水防止）と早期に機能回復を実現させる耐震対策優先度評価手法を確立することを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>中央防災会議において、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下地震のモデルや対策の方向性などが検討されており、ライフラインの一つである下水道も最低限の機能を維持する必要がある。限られた時間、予算で対策をとるため、精度の高い被害想定手法を確立し、それに基づき事前耐震対策・事後応急対応それぞれの長所を生かした役割分担をした上で、優先順位を決定し重点的・緊急的に対策を実施する必要がある。</p> <p>【効率性】</p> <p>東日本大震災で貴重な被災データが大量に入手できたこと、国土地理院において地理情報のデータベースが充実してきたことから、入手が容易なデータを用いた精度の高い被害想定手法の開発が可能であると考えている。</p> <p>【有効性】</p> <p>精度の高い定量的な被害想定手法及び事前耐震対策・事後応急対応間の効果的な配分手法を確立することによって、予算や時間的制約下で必要不可欠な耐震対策を施すことが可能となり、大規模地震災害時において水道・ガスの利用を妨げない最低限の下水道機能（水洗トイレの利用、溢水防止）が確保されることが期待できる。</p>		
外部評価の結果	<p>下水道施設について、限られた予算制約条件下でも優先的に耐震対策を実施し、被災しても最低限の機能維持と早期機能回復を実現させるための耐震対策投資優先度評価手法を確立する重要な研究であり、国土技術政策総合研究所において実施すべきと評価する。</p> <p>なお、より具体的な手順や調査内容となるよう精査し、目的を達成するための手法・手順、成果のイメージを明確にした上で研究を進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成24年7月31日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会） 主査 古米 弘明 東京大学教授 委員 岡本 直久 筑波大学准教授 執印 康裕 宇都宮大学教授 寶 薫 京都大学理事補 京都大学防災研究所教授 西村 修 東北大学教授 野本 昌弘 (社)建設コンサルタンツ協会技術委員会委員長 (株)長大取締役上席執行役員構造事業本部長 大村謙二郎 GK大村都市計画研究室代表 窪田 陽一 埼玉大学教授</p> <p>※ 詳細は、国土技術政策総合研究所 HP>国総研について>国総研の紹介>研究評価>評価委員会報告>平成24年度 (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm) に掲載（予定）。</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 11】

研究開発課題名	地域の住宅生産技術に対応した省エネルギー技術の評価手法に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術総合政策研究所 住宅研究部 部長：白井 清広
研究開発の概要	<p>住宅の省エネルギー基準はこれまで主として断熱性能のみが評価されてきたが、断熱性能以外にも日射熱の利用や通風の利用、地域産材の活用など、地域の住宅生産技術に対応した省エネルギーに資する技術は多く、それらの大部分は新築着工数の大部分（約6割）を占める、地方の中小の大工・工務店が担っている。2012年度に予定されている省エネルギー基準の改正では、省エネ性能の評価指標が断熱性能からエネルギーへと変更され、これらの技術が評価される枠組みが整備されるが、個々の技術に対する具体的な評価手法についてはほとんど未整備である。2020年にむけた住宅の省エネルギー基準の義務化までに、既往の学術的知見を活用して中小の大工・工務店等においても評価可能な評価手法（基準）を開発する。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約51百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>現行の基準で主に評価されている躯体の断熱性能に加えて、現状では評価されていない省エネルギー技術について省エネルギー基準で評価できるように、既往の学術的知見を活用しながら評価手法を開発・整備する。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 2020年度までに、省エネルギー基準が義務化されるため、住宅生産の約4割を占める在来木造工法の省エネ化が喫緊の課題であり、地域の大工・工務店が担う地域の気候風土に適した多様な省エネルギー技術が活用できない。</p> <p>【効率性】 エネルギー計算のモデル化・基礎的実験については、これまでの国総研の技術検討や学会等における既往の知見を最大限に活用し、評価における妥当な与条件の作成や計算の簡易化、住宅生産の現場の実状に応じた入力情報の簡易化などに人的資源を集中させる。</p> <p>【有効性】 地域性（気候）に応じた地域の住宅生産技術が適正に評価でき、地域の特性を活かした省エネルギー技術を用いた設計が可能となり、地域性を反映した省エネルギー住宅の普及が進み、さらに省エネルギー化が促進される。さらに、これまで大学等の学識経験者のみ評価可能であった省エネルギー性能の評価技術を大工・工務店等における設計実務者が利用可能となり、省エネルギー分野における学術的知見を社会へと反映させることができる。</p>		
外部評価の結果	<p>住宅の省エネルギー基準の義務化に向けて、現状ではほとんど評価されていない要素技術について、評価手法（基準）を開発するための重要な研究であり、国土技術政策総合研究所において実施すべきと評価する。</p> <p>なお、実施にあたっては、コスト面の分析も行い、地域区分の整備について十分検討し、地域の工務店等が対応できるような分かりやすい評価指標・評価方法となるよう留意しつつ進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成24年7月31日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会）</p> <p>主査 野城 智也 東京大学生産技術研究所教授 委員 大村謙二郎 GK大村都市計画研究室代表 加藤 仁美 東海大学教授 園田真理子 明治大学教授 野口 貴文 東京大学准教授 芳村 学 首都大学東京教授 岡本 直久 筑波大学准教授 窪田 陽一 埼玉大学教授</p> <p>※ 詳細は、国土技術政策総合研究所 HP>国総研について>国総研の紹介>研究評価>評価委員会報告>平成24年度 (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm) に掲載（予定）。</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 12】

研究開発課題名	港湾堤外地における津波からの安全性向上に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所沿岸海洋・防災研究部(津波災害研究官:高田直和)
研究開発の概要	<p>・港湾の堤外地における津波避難計画の作成手法の体系化</p> <p>1) 短波海洋レーダ技術を活用した津波・副振動観測手法の開発 港湾域に伝搬する津波の早期検知および津波伝搬後に港湾域に発生する副振動のリアルタイムモニタリング、海洋レーダハードウェアの改良、レーダ観測データを利用した津波・副振動検知アルゴリズムの改良を行う。</p> <p>2) 津波避難シミュレーションを活用した堤外地の避難計画・避難施設配置計画手法の開発 港湾の堤外地における効果的な避難訓練プロセスの提案、津波避難シミュレーションの改良等を行う。</p> <p>【研究期間:平成25~27年度 研究費総額:約62百万円】</p>		
研究開発の目的	本研究は、港湾の堤外地を対象として、津波避難計画の作成手法の体系化及び沿岸複雑地形場における津波検知手法の開発を行い港湾における津波対策の促進を目的とするものである。		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>・港湾の堤外地は、物流等の港湾活動の効率性の観点から、水際線に防潮施設を設置する等の構造物による対策が困難である。従って、防波堤の開口部等から進入してくる津波の防護は困難であり、いわば浸水に対して無防備な状態にあるといえる。一方、堤外地には物流関連企業等の労働者、フェリー旅客等が多数存在している。そこで、そうした人命の安全性確保のため、港湾の堤外地における津波避難計画の作成手法を体系化し、避難を効果的に実施する必要がある。</p> <p>・レーダによる津波検知および副振動モニタリングの必要性 港湾が位置する沿岸域に襲来する津波の波高(流速)分布は地形の影響を受け非常に複雑であり、波高計によるポイント計測では港湾に襲来する津波の正確な状況を把握することが困難である。レーダは広域(数十キロメートル四方)の流速分布を高時間分解能で計測できる唯一のリモートセンシング機器であり、この特徴を活かし港湾沖合での津波伝搬状況を面的に計測する。津波到達後に港湾域では副振動が発生し、しばしばこの副振動による最大波が発生する。港湾域の副振動の空間分布も非常に複雑であり、最大波の波高、発生時刻は理論的・数値的に予測することは非常に困難である。そこで、副振動による海水の面的な流動状況をレーダでリアルタイムにモニタリングし、副振動の発達・減衰状況を把握する。</p> <p>【効率性】</p> <p>・本研究の実施にあたって、港湾管理者が実施する避難訓練、ふ頭利用企業の津波対策の検討等の関係機関の取組みと連携して効率的に実施する。また、津波避難シミュレーションの改良にあたっては、津波避難に係るリスクを評価する部分のサブモジュール化を図るなど、効率的な技術開発を実施する。</p> <p>・レーダハードウェアの改良についてはレーダ技術に関する研究機関(情報通信研究機構・琉球大学等)と連携して進める。</p> <p>・東北地方太平洋沖地震により発生した津波を紀伊水道において海洋レーダで計測することに成功している(Hinata et al, ECSS, 2011)。そのデータ解析の中で、津波や副振動検知に関する海洋レーダの現時点での技術的課題については既に整理済み(日向ら、土論、2012)。</p> <p>・この時の計測データに加え、2011-12年度計測した台風通過前後の副振動・長周期波動観測データを利用して、津波・副振動検知アルゴリズム開発を先行検討していく。</p> <p>・津波は頻繁には発生しない現象であるが、改良レーダの検証は、このように台風等の気象攪乱によって発生した副振動や長周期波動の計測により行うことができる。</p> <p>【有効性】</p> <p>・研究成果は、港湾管理者による臨港地区における労働者・来訪者の津波避難計画の策定、既存計画の修正等に資する実用的手法の検討を行うものであり、技術的知見の必要な事項に対し研究成果を有効に活用できると考えられる。</p> <p>・既存の津波モニタリングシステムに比べてより沖合での面的な津波検知が可能である。波高や流速分布が複雑な沿岸域での高精度の津波情報提供が可能になるものと考えられる。</p>		
外部評価の結果	<p>本研究は、港湾堤外地における労働者・来訪者の津波避難計画の策定等に資する実践的で有用な研究であり、国土技術政策総合研究所において実施すべきと評価する。</p> <p>なお、研究の実施にあたっては、被害状況や避難のパターンに応じた検討に留意して進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>(平成24年7月31日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <p>主査 柴山 知也 早稲田大学教授</p> <p>委員 窪田 陽一 埼玉大学教授 執印 康裕 宇都宮大学准教授</p> <p>佐藤 尚次 中央大学教授 大村 謙二郎 GK 大村都市計画研究室代表</p> <p>兵藤 哲朗 東京海洋大学教授</p> <p>※ 詳細は、国土技術政策総合研究所 HP>国総研について>国総研の紹介>研究評価>評価委員会報告>平成24年度 (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm)に掲載(予定)。</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 13】

研究開発課題名	東日本大震災によって影響を受けた港湾域の環境修復技術に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術総合政策研究所 沿岸海洋・防災研究部 部長：鈴木 武
研究開発の概要	<p>東日本大震災による港湾域における環境影響に対する修復・対策技術を検討および評価する。大震災による環境影響は多岐にわたっているが、本研究では、次の3つに焦点をあてて検討する。環境に配慮した港湾構造物の復旧に関して、①湾口防波堤に付加する環境配慮技術の検討。海域環境修復・再生に関して、②放射性物質を含んだ底泥の取り扱い技術の検討、および③津波被害を受けたアマモ場の再生手法に関する検討。これらの検討を通じて、震災による港湾域への環境影響の修復・対策技術の体系化を図る。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約48百万円】</p>		
研究開発の目的	東日本大震災からの復旧・復興に向け、港湾域における水環境を修復・改善する技術を検討・評価することを目的とする。		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】東日本大震災によって、港湾域の水環境は、津波による港湾背後地の工場等からの有害化学物質や放射性物質等の環境汚染物質の流入、および干潟や藻場等の生物生息基盤の消失等の多大な影響を受けた。これらは、周辺水域の生態系に甚大な影響を与え、ひいては地域住民の社会基盤および生活環境に大きな影響をもたらす可能性があり、喫緊に対応する必要がある。また、震災前において湾内水質悪化の要因として懸案事項となっていた港湾構造物の復旧には、環境に配慮した構造が強く求められている。</p> <p>【効率性】国総研では、本研究課題に関連した多くの研究実績がある。例えば、大船渡湾における湾口防波堤の環境影響に関する研究、放射性物質が吸着する底泥の輸送に関する研究、都市沿岸域におけるアマモ場・干潟の造成に関する研究。これらの研究で得た情報・知見および先進的な技術を用いて、迅速かつ高い技術の研究が可能である。また、種々の研究機関・活動グループとの連携を図ることによって、データ共有および多面的な研究・活動が図られ、効率的・効果的な研究推進が可能である。</p> <p>【有効性】湾口防波堤への環境配慮技術の付加、放射性物質を含んだ底泥の取り扱い、アマモ場の再生は、東北津波被害からの復旧・復興を進める際に避けて通れない課題であり、それらに対して重要な知見を提供するものである。また、実務機関と連携して研究を進めるため、研究の成果を実務に反映して行くことが可能である。</p>		
外部評価の結果	<p>本研究は、東日本大震災による港湾域における環境影響に対する修復および対策技術を検討する有用な研究であり、国土技術政策総合研究所において実施すべきと評価する。</p> <p>なお、研究の実施にあたっては、継続性をもって取り組むべき課題である点を考慮し、事後の環境観測の考え方とそれを踏まえたときの研究の位置づけなどに留意して進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成24年7月31日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <p>主査 柴山 知也 早稲田大学教授 委員 窪田 陽一 埼玉大学教授 執印 康裕 宇都宮大学准教授 佐藤 尚次 中央大学教授 大村 謙二郎 GK 大村都市計画研究室代表 兵藤 哲朗 東京海洋大学教授</p> <p>※ 詳細は、国土技術政策総合研究所 HP>国総研について>国総研の紹介>研究評価>評価委員会報告>平成24年度 (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm) に掲載 (予定)。</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 14】

研究開発課題名	空港土木施設の維持管理効率化に向けた手法・技術に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 空港研究部 空港施工システム室 伊豆 太
研究開発の概要	<p>空港土木施設のストックの維持管理に係る現状、課題等を的確に把握した上で、民間の能力を活用した空港運営等(コンセッション)の動向や将来の施設更新動向を踏まえ、維持管理効率化に資する手法・技術の検討等を実施し、国、地方自治体、空港会社の間で共有すべき維持管理の効率化に資する手法・技術等を検討する。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約15百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>コンセッションの動向に適切に対応し、航空機運航の安全性、定時性を確保しつつ、空港土木施設のストックの有効活用を図るため、空港土木施設のより一層効率的な維持管理の実現に資することを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】空港土木施設については、今後、財政制約等が一層強まる中、老朽化の進行とこれにともなう維持管理費の増大や施設不具合による問題の発生が懸念される。一方、コンセッションが進展し、多様な空港土木施設の維持管理主体間における手法・技術等の共有の必要性がより一層高まっている。こうした中、航空機運航の安全性、定時性を確保した上でそのストックの有効活用を図ることが重要な課題である。このため、空港土木施設の維持管理の現状や課題を把握した上で、効果的な手法、技術の評価整理するとともに良好な実践事例等をガイドラインとしてとりまとめ、関係者間で共有すること等により、より一層効率的な維持管理の実現をめざすことが必要である。</p> <p>【効率性】国、空港会社と既存会議等の場を活用した連絡調整、連携を図る。また、空港会社、地方自治体、航空会社、地方整備局等におけるニーズ、現状等を把握するため、ヒアリング等を実施する。</p> <p>手法・技術の評価については、外部有識者による委員会等を活用して実施する。上記実施体制の構築により、空港土木施設の維持管理に関する現状、課題を的確に把握するとともに、技術・手法の適用性を適切に評価し、研究を効率的に推進することができる。</p> <p>【有効性】研究成果がガイドラインとして、国、自治体、空港会社、コンセッション主体等で新たな知的情報として共有されるとともに施工基準等へ反映されることを通じて、コストの平準化やトータルコストの縮減、人材の育成、技術継承、コンセッションへの技術支援など空港土木施設維持管理のより一層の効率化や航空機運航の安全性の確保に資することが期待される。</p>		
外部評価の結果	<p>本研究は、空港の民営化の動向も踏まえ、管理主体の多様化に対応すべく空港土木施設の適切な維持管理を行うための、効率的かつ低コストの維持管理手法、技術に関するガイドラインの作成に資する研究であり、国土技術政策総合研究所において実施すべきと評価する。</p> <p>なお、実施にあたっては、空港施設の維持管理の諸事情に留意して進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成24年7月31日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会)</p> <p>主査 柴山 知也 早稲田大学教授</p> <p>委員 窪田 陽一 埼玉大学教授 執印 康裕 宇都宮大学准教授</p> <p>佐藤 尚次 中央大学教授 大村 謙二郎 GK 大村都市計画研究室代表</p> <p>兵藤 哲朗 東京海洋大学教授</p> <p>※ 詳細は、国土技術政策総合研究所 HP>国総研について>国総研の紹介>研究評価>評価委員会報告>平成24年度 (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm) に掲載 (予定)。</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 15】

研究開発課題名	港湾分野における技術・基準類の国際展開方策に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土技術政策総合研究所 港湾研究部 港湾施設研究室長 宮田 正史
研究開発の概要	<p>旺盛なインフラ需要が見込まれるアジア諸国等の発展途上国を対象に、日本の港湾分野における既存の技術・基準類を相手国の自然条件、技術水準、経済状況等に合わせた形で容易にカスタムメイドする手法について検討する。</p> <p>検討にあたっては具体的な対象国を絞り込み、相手国との協働作業をケーススタディーとして実施し、その作業過程で得られた知見等を盛り込んだ形で成果を取りまとめ、日本の港湾分野における技術・基準類を各国の事情に合わせてカスタムメイドする際の指針案を取りまとめる。</p> <p>【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約25百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>本研究の目的は、日本ベースの港湾分野における技術・基準類の国際展開をスムーズに図るために、その具体的な手法を構築することにある。これにより、日本企業の海外港湾インフラビジネスにおける競争力の維持・向上を目指すものである。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 国土交通省成長戦略において、海外へ進出する日本企業への支援施策として「スタンダードの整備（国内スタンダードのグローバルスタンダードへの適合を図るとともに、日本の技術・規格の国際標準化や投資対象国での採用に向けた取組を推進）」が掲げられている。港湾分野においても本施策を進めるためには、当該分野における正確な情報に基づく具体的な目標設定・戦略構築、及びそれらに基づく我が国の技術・基準類の国際展開の具体的な進め方（戦術）が必要となる。 本研究は、日本ベースの技術・基準類の国際展開を図るための具体的な手法（指針案）を構築するものであり、上述した施策の推進に不可欠なものである。</p> <p>【効率性】 港湾研究部では港湾施設研究室を中心に、自ら港湾施設の設計法の研究を行うとともに、港湾空港技術研究所や大学等における港湾施設整備に関する自然条件調査や各種構造設計技術の専門家等、及び本省港湾局・地方整備局との協働作業を通じて、我が国における港湾施設の設計基準の策定を継続的に実施している。 本研究では、そのノウハウと人脈を最大限に活用するとともに、本省港湾局、在外大使館・JICA・相手国（本省港湾局を通じて）との連携を図り、港湾関連企業（建設、コンサル、地盤調査、鉄鋼等）からも情報収集を行い、効率的な研究体制を構築する。</p> <p>【有効性】 本研究による調査結果や指針案（日本ベースの技術・基準類を相手国の自然条件や技術水準等に合わせた形でカスタムメイド化する手法）は、日本の港湾分野における技術・基準類の国際展開を図るために必要不可欠であるとともに、日本企業の海外港湾インフラビジネスにおける競争力の維持・向上に寄与するものであり、その有効性は非常に高い。</p>		
外部評価の結果	<p>本研究は、日本の港湾分野における技術・基準類の国際展開を図るための重要な研究であり、国土技術政策総合研究所において実施すべきと評価する。</p> <p>なお、実施にあたっては、技術・基準類のガラパゴス化への危機感を持ち、各国の事情を考慮するなど留意して進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成24年7月31日、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会） 主査 柴山 知也 早稲田大学教授 委員 窪田 陽一 埼玉大学教授 執印 康裕 宇都宮大学准教授 佐藤 尚次 中央大学教授 大村 謙二郎 GK 大村都市計画研究室代表 兵藤 哲朗 東京海洋大学教授</p> <p>※ 詳細は、国土技術政策総合研究所 HP>国総研について>国総研の紹介>研究評価>評価委員会報告>平成24年度 (http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/hyouka/index.htm) に掲載（予定）。</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No. 16】

研究開発課題名	衛星干渉 SAR による高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土地理院 地理地殻活動研究センター (センター長：齊藤 隆)
研究開発の概要	<p>電子基準点データを用いて SAR 干渉解析に適用可能な電離層補正手法を構築するとともに、国土地理院における干渉 SAR による国土の地盤変動監視へ適合した補正システムを構築する。</p> <p>【研究期間：平成 25～27 年度 研究費総額：約 34 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>国土地理院が実施する国土の定常的な地盤変動監視において、電子基準点データに基づく電離層補正を実現することで、詳細な地盤変動情報を安定的に提供することを可能とし、干渉 SAR を用いた国土の地盤変動監視の信頼性向上を図ることを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】</p> <p>東北地方太平洋沖地震により広範囲で誘発が懸念されている内陸活断層での地震発生の仕組みの解明には、電子基準点に加えて空間分解能が高い干渉 SAR による地殻変動の高頻度な監視が有効である。また、地震・火山活動等による被害域の速やかな把握と地殻活動の推移予測には SAR 干渉画像の適時な提供が、必要である。それらの実現には、電離層擾乱に伴う誤差により干渉 SAR で正確な地盤変動情報が抽出できない場合があるという問題があり、干渉 SAR に対する電離層補正技術の構築が必要である。</p> <p>【効率性】</p> <p>電離層補正には GNSS データに含まれる電離層情報に基づく手法が有効であり、先行研究で開発した GPS 解析への電離層補正技術に基づき、国土地理院で運用する全国の電子基準点データを用いた、干渉 SAR に適用可能な電離層補正手法を効率的に構築できる。</p> <p>【有効性】</p> <p>成果が ALOS-2 (平成 25 年度打上げ予定 SAR 衛星) を用いた国土の地盤変動監視に適用されることで監視の信頼性向上が期待される。特に地震・火山活動時の地盤変動情報を適時に提供することで気象庁による噴火警戒レベルの検討など被害軽減に貢献し、全国の活断層における詳細な地殻変動の監視は内陸地震発生に至る仕組みの解明に資する。</p>		
外部評価の結果	<p>SAR の画像というのは面的に地盤変動を把握できるという意味で非常に有効な手法であり、その精度を上げることは大変重要であること、それから、既に DEM を使った水蒸気の補正など着実に研究が進んでおり、本研究はこのまま鋭意発展させていただきたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧> (平成 24 年 6 月 29 日、国土地理院研究評価委員会)</p> <p>委員長 大森博雄 東京大学名誉教授</p> <p>委員 巖 網林 慶應義塾大学環境情報学部教授</p> <p>大野邦夫 職業能力開発総合大学校顧問</p> <p>齊藤享治 埼玉大学教育学部教授</p> <p>里村幹夫 静岡大学理学部教授</p> <p>鹿田正昭 金沢工業大学環境・建築学部教授</p> <p>田部井隆雄 高知大学教育研究部教授</p> <p>中村浩美 科学ジャーナリスト</p> <p>日置幸介 北海道大学理学部教授</p> <p>詳細は、国土地理院 HP > 研究開発 > 国土地理院の研究評価を参照 http://www.gsi.go.jp/REPORT/HYOKA/hyoka-1.html</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わらうるものである。

事前評価【No. 17】

研究開発課題名	地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究	担当課 (担当課長名)	国土地理院 地理地殻活動研究センター (センター長：齊藤 隆)
研究開発の概要	<p>地震ハザードマップ（地震防災マップ、液状化ハザードマップ）の作成に必要な土地の地震時脆弱性情報（地形・地盤情報）を体系的に整理し、それを航空レーザ測量や衛星リモートセンシング等の新技術を活用して、主に平野部において効率的かつ安価に半自動で抽出する手法を確立し、地震ハザードマップへの適用手法を提案する。 【研究期間：平成25～27年度 研究費総額：約38百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>行政機関の地震ハザードマップ作成の効率化・高度化や地域防災教育の促進・啓発を支援するため、土地の地震時脆弱性情報を効率的かつ広域的に高空間分解能（50mメッシュ）で整備する手法を確立することを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 東日本大震災における深刻な液状化被害は、旧河道や旧水部の埋立地等に集中したが、現在全国整備されている250mメッシュサイズの土地の地震時脆弱性情報では液状化の危険性の高い地域がハザードマップに反映されない事例が見られた。そのため、全国平野部の空間分解能の高い土地の地震時脆弱性情報の整備が求められている。そこで、地震ハザードマップ作成に有用な全国平野部の高空間分解能の土地の地震時脆弱性情報を効率的かつ安価に作成する手法の開発が必要である。</p> <p>【効率性】 本研究により、土地の地震時脆弱性情報の整備コストが従来手法の1/10～1/20程度になると想定され、国土地理院等による土地の地震時脆弱性情報の全国整備や、その情報を用いた地方公共団体による地震ハザードマップの整備が効率化・広域化することから、本研究は効率的である。</p> <p>【有効性】 本研究により、地震防災に有用な空間分解能の高い土地の地震時脆弱性情報の全国的整備が促進されることで、地方公共団体における地震ハザードマップの高精度化や整備率の向上が期待され、国民の安心・安全な暮らしの向上に寄与することができる。</p>		
外部評価の結果	<p>本研究は、ハザードマップ（地震防災・液状化）作成支援に特化した形で研究を進展させるという方向で、既存の250mメッシュ地形・地盤情報を50mメッシュに高精度化するという事は、今後の防災対策をする上で非常に重要であるので、大いに進めていただきたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成24年6月29日、国土地理院研究評価委員会）</p> <p>委員長 大森博雄 東京大学名誉教授 委員 巖 網林 慶應義塾大学環境情報学部教授 大野邦夫 職業能力開発総合大学校顧問 齊藤享治 埼玉大学教育学部教授 里村幹夫 静岡大学理学部教授 鹿田正昭 金沢工業大学環境・建築学部教授 田部井隆雄 高知大学教育研究部教授 中村浩美 科学ジャーナリスト 日置幸介 北海道大学理学部教授</p> <p>詳細は、国土地理院 HP> 研究開発> 国土地理院の研究評価を参照 http://www.gsi.go.jp/REPORT/HYOKA/hyoka-1.html</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

事前評価【No.18～31】

<p>制度の概要</p>	<p>建設技術研究開発助成制度は、研究者から課題を公募し、複数の候補の中から優れた研究開発課題を競争的に採択し、補助金を交付する制度である。採択にあたっては外部専門家による評価を実施する。</p>	
<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>大臣官房技術調査課 (課長：越智 繁雄)</p>	
<p>研究開発課題名</p>	<p>研究開発概要</p>	<p>評価^{※注)}</p>
<p>On Site Visualizationのコンセプトに基づく低コスト・低消費電力型モニタリングシステムの開発</p>	<p>自然災害の予兆や、インフラの建設・供用・維持管理中に発生する異常・不具合などを早期かつ効果的に把握し、その情報を「その場(On Site)」で「可視化(Visualization)」することによって、国民の安全・安心を勝ち取ると共に、貴重な財産を守るための新しい方法論を開発する。これを実現するために、電力消費を極端に抑えた(もしくは完全に無電源で作動する)低コストセンサ群を開発してその実用性を検証し、市民と一体になって実現する新しい時代の安全管理システムの構築を目指す。 【公募区分：政策課題解決型一般タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約6.79百万円】 【交付申請者：神戸大学大学院 芥川 真一】</p>	<p>新規性) 優れている 実現可能性) 良好である 導入効果・事業化計画) 優れている ヒアリング評価) 良好である</p>
<p>限界耐力設計法に対応した免震構造の開発</p>	<p>免震構造の持つ高い耐震性能は、東日本大震災の際にも実証されているが、被災地の復興に役立つ技術とするには、設計手法を簡易にすることや、より低価格で免震構造を実現する工夫が必要である。そこで、建築確認申請のみで免震構造の設計(限界耐力設計法)を行うことを目標とし、市販されている一般的な免震構造用積層ゴム支承に比較して、2倍以上の変形性能を持ち、小型で低価格な高性能積層ゴム支承の実現を目指す。 【公募区分：政策課題解決型一般タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約11.70百万円】 【交付申請者：東京都市大学 西村 功】</p>	<p>新規性) 優れている 実現可能性) 優れている 導入効果・事業化計画) 優れている ヒアリング評価) 優れている</p>
<p>荷重と環境作用を考慮した鋼橋の新しいライフサイクル耐久性評価システムの開発</p>	<p>橋梁の老朽化の主要因は交通荷重と日射や風雨など環境因子であるが、橋梁の長期耐久性評価において、これまでこの二つの要因は個別に考慮されてきた。本研究では、荷重と環境作用を同時に考慮した新たな実験手法を構築し、橋梁の寿命を左右する防食塗装や、橋梁を地震から守る免震ゴム支承の劣化特性を解明する。その劣化特性に基づいた橋梁の長期耐久性評価システム開発し、橋梁の合理的な維持管理を実現するためのデータを提供する。 【公募区分：政策課題解決型一般タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約13.54百万円】 【交付申請者：名古屋大学大学院 伊藤 義人】</p>	<p>新規性) 優れている 実現可能性) 優れている 導入効果・事業化計画) 良好である ヒアリング評価) 良好である</p>
<p>次世代無人化施工システムの開発</p>	<p>従来の無人化施工では、建設機械のオペレーターは、機械周辺に設置された複数の動画カメラの映像を見ながら、絶えず操縦桿を操作するラジコン型操作である。したがって、操作の熟練度・カメラ車など複数の支援機械・動画伝送のための高速通信網などが必要であった。そこで、機械が自ら判断・作業するインテリジェント型の無人化施工機械により、先述の問題を解決し、屋内作業にも適用可能な未来型の無人化施工システムを研究・開発するものである。 【公募区分：政策課題解決型一般タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約8.23百万円】 【交付申請者：大成建設株式会社技術センター 宮崎 裕道】</p>	<p>新規性) 良好である 実現可能性) 優れている 導入効果・事業化計画) 優れている ヒアリング評価) 優れている</p>

<p>小型加振器を用いた道路橋 RC 床版と踏掛版の健全性評価</p>	<p>社会基盤施設の劣化対策として、小型加振器を用いたコンクリート構造物の非破壊検査技術を開発し、その実用化に向けた検討を行う。それにより、従来の目視点検や非破壊検査技術では発見が困難な道路橋コンクリート床版の内部に発生する疲労損傷や、踏掛版下面土の空洞化を簡便かつ劣化の初期段階において発見することができ、これらの重大な劣化事例に対して、時間的余裕を持った対策が可能となる。</p> <p>【公募区分：政策課題解決型一般タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約11.75百万円】 【交付申請者：東北大学大学院 鈴木 基行】</p>	<p>新規性) 優れている 実現可能性) 優れている 導入効果・事業化計画) 優れている ヒアリング評価) 優れている</p>
<p>無人化施工による応急対応技術とその基盤となるデジタル通信技術の開発</p>	<p>緊急時における我が国の災害対処能力を高めることを目的として、無人化施工による新型土嚢(ど)を用いた高速度築堤技術や地盤改良技術等を開発し、実証実験等を通じて研究を行う。それにより、無人化施工の応急・復旧対策の迅速化(工期短縮)と土砂災害等で発生しやすい現場条件(泥濘化した地盤上の作業)への施工を可能とし、自然災害の脅威から国民の財産・社会資本を保全するとともに被災地の早期復旧を促すことが期待できる。</p> <p>【公募区分：政策課題解決型一般タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約12.35百万円】 【交付申請者：財団法人先端建設技術センター 吉田 貴】</p>	<p>新規性) 優れている 実現可能性) 優れている 導入効果・事業化計画) 優れている ヒアリング評価) 良好である</p>
<p>発泡ポリスチレンを用いた軽量・不燃・断熱天井材の開発</p>	<p>東日本大震災では建物が倒壊しなかったにもかかわらず、天井が落下する被害事例が多く報告され、天井の耐震化を求める声が高まっている。これを受け、①不燃、②軽量、③安価等の条件を満たす天井材が求められているが、現状ではこれらの条件を全て満たす素材が存在しない。本開発品は発泡スチロールの不燃化技術による天井材開発を目指すもので、上記の要求を全て満たすことを目標としている。実用化により地震災害時の被害減少へ大きな貢献ができる。</p> <p>【公募区分：政策課題解決型中小企業タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約9.49百万円】 【交付申請者：三和化成工業株式会社】</p>	<p>F/Sに係る実施計画の妥当性) 優れている 技術の優位性) 優れている 技術開発への展開可能性) 優れている 事業化計画の信頼性) 優れている 費用対効果) 優れている ヒアリング評価) 優れている</p>
<p>構造物の中性化防止、塩害防止、剥落防止機能付きひび割れ検出工法の開発</p>	<p>コンクリートのひび割れが簡単に検出できる保護工法として、中性化・塩害・剥落防止の保護工法を開発し、これにひび割れを簡便に検出できる弊社技術を一体化する。それにより、従来の保護工法では点検できなかったひび割れを、構造物の保護を行いながら、ひび割れ点検が簡便で安価にできることで、点検頻度を上げ、構造物の長寿命化の為に予防保全に係る修繕計画の策定に寄与できる工法を開発する。</p> <p>【公募区分：政策課題解決型中小企業タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約9.24百万円】 【交付申請者：プラナスケミカル株式会社】</p>	<p>F/Sに係る実施計画の妥当性) 優れている 技術の優位性) 優れている 技術開発への展開可能性) 優れている 事業化計画の信頼性) 優れている 費用対効果) 良好である ヒアリング評価) 優れている</p>
<p>都市水害の減災に資するダブルレイヤ貯水・排水システムの開発</p>	<p>近年、多発しているゲリラ豪雨による都市部の水害を軽減・解消しようとする開発研究である。具体的には、連続した空隙を有するポーラスコンクリートを複層として使用することで、意匠性・耐久性に配慮しつつ、集中豪雨による大量の雨水を即座に路面下に通し、路面上では雨水を流すことなく、かつ路面下の雨水の流れを制御することで川の氾濫を防ぐ手法を開発・実用化する。この技術により、1時間あたり150mmというきわめて激しい豪雨であっても、川の氾濫や道路・市街の浸水を防ぐことが可能になるなど、都市の防災に寄与できる。</p> <p>【公募区分：政策課題解決型中小企業タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約8.78百万円】 【交付申請者：株式会社川島工業】</p>	<p>F/Sに係る実施計画の妥当性) 優れている 技術の優位性) 良好である 技術開発への展開可能性) 優れている 事業化計画の信頼性) 優れている 費用対効果) 優れている ヒアリング評価) 優れている</p>

<p>歴史的な町並みを有する飛騨・高山の伝統的な木造技術を継承した新木造技術の開発</p>	<p>伝統構法木造建物の技術や構法の内在する組立、解体及び移築の技術は特に優れている。飛騨の匠の技術を伝承する多くの木造建物が存在しており、その技術を採り入れて現代のニーズに応える構法や生産システムを開発することで、被災時の仮設住宅や復興住宅において、経済的な負担を軽減することができる。また、常時においては、林業から建築までの生産システムを活用し林業の活性化や地産地消を推進することで地域の活性化に寄与することが期待できる。</p> <p>【公募区分：政策課題解決型中小企業タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約8.60百万円】 【交付申請者：オークヴィレッジ株式会社】</p>	<p>F/Sに係る実施計画の妥当性)優れている 技術の優位性)優れている 技術開発への展開可能性)優れている 事業化計画の信頼性)良好である 費用対効果)良好である ヒアリング評価)優れている</p>
<p>災害復旧を目的とした円筒金網とチェーンを用いた簡便な補強土工法の開発</p>	<p>地震や豪雨・洪水による地盤災害の早急な復旧を目的として簡便な補強土工法を開発する。山間地の多い地方では地震による斜面崩壊や、洪水の時に河川沿いの道路が崩れ車の通行ができないことが多くみられ、これらをいかに早く復旧するかが社会基盤整備の上で重要になっている。開発する工法は引抜抵抗力の大きいチェーンを補強材とし、組立が簡単な円筒金網を壁面とする補強土工法であり、災害時において早期に現場を復旧して車両の通行を可能にする。</p> <p>【公募区分：政策課題解決型中小企業タイプ】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約5.07百万円】 【交付申請者：昭和機械商事株式会社】</p>	<p>F/Sに係る実施計画の妥当性)優れている 技術の優位性)良好である 技術開発への展開可能性)良好である 事業化計画の信頼性)優れている 費用対効果)優れている ヒアリング評価)優れている</p>
<p>低コスト・高精度な地盤調査法に基づく宅地の液状化被害予測手法の開発</p>	<p>宅地用の地盤調査法であるスウェーデン式サウンディング試験と動的コーン貫入試験を対象に、低コストのまま高精度に地盤強度と土質判定が得られるように試験方法を改良し、それに基づく液状化判定と被害予測手法を開発し、実用化に向けた検討を行う。これにより、液状化検討のための地盤調査費用を従来の手法(ボーリング調査に基づくもの)よりも40%~60%程度削減させる。</p> <p>【公募区分：震災対応型】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約10.53百万円】 【交付申請者：大阪市立大学大学院 大島 昭彦】</p>	<p>新規性)良好である 実現可能性)優れている 導入効果・事業化計画)優れている ヒアリング評価)優れている</p>
<p>動的貫入試験による経済的で高精度な液状化調査法の研究開発</p>	<p>経済的で高精度な液状化調査法として、原位置で直接、地盤の非排水強度を評価することができる「ピエゾドライブコーン」の技術を用いた、動的貫入試験のみによる「液状化調査システム」を構築し、その実用化と高精度化に向けた検討を行う。これによって、従来の液状化調査法に比べより高精度な評価結果を、概ね1/5の費用、1/4の時間で得ることを目指すだけでなく、液状化後の被害程度の評価も可能な調査法を開発する。</p> <p>【公募区分：震災対応型】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約10.00百万円】 【交付申請者：関東学院大学 規矩 大義】</p>	<p>新規性)優れている 実現可能性)優れている 導入効果・事業化計画)優れている ヒアリング評価)優れている</p>
<p>宅地、堤防等において従来とほぼ同程度の精度で安価かつ効率的な液状化判定システムの開発</p>	<p>宅地・公共インフラを対象とした簡易な液状化被害予測として、SDS(スクリュードライバー・サウンディング試験法)に地下水検知装置等を付加した安価な液状化判定システムを開発し、さらに、その実用化に向けた検討を行う。それにより、従来のボーリング調査と土質試験を用いた詳細な液状化判定法と比べて、ほぼ同程度の地盤情報取得と液状化判定を可能とし、低コスト(約1/10)及び高効率(約10倍)な液状化判定システムを開発する。</p> <p>【公募区分：震災対応型】 【研究期間：平成24年度 研究費総額：約9.47百万円】 【交付申請者：基礎地盤コンサルタンツ株式会社 柳浦 良行】</p>	<p>新規性)優れている 実現可能性)優れている 導入効果・事業化計画)優れている ヒアリング評価)優れている</p>

<p>外部評価の結果</p>	<p>建設技術研究開発助成制度評価委員会及び審査部会の審査の結果、新規応募課題59課題のうち、実施すべき課題として上記14課題が採択された。</p> <p><外部評価委員会委員一覧></p> <p>・建設技術研究開発助成制度評価委員会（平成24年5月）</p> <p>委員長 神田 順 日本大学理工学部建築学科特任教授</p> <p>副委員長 林 良嗣 名古屋大学大学院環境学研究科教授</p> <p>委員 加藤 信介 東京大学生産技術研究所第5部教授</p> <p>久保 猛志 金沢工業大学環境建築学部教授</p> <p>新宮 清志 日本大学理工学部教授</p> <p>田中 哮義 京都大学防災研究所社会防災研究部門名誉教授</p> <p>田中 仁 東北大学大学院工学研究科教授</p> <p>津野 洋 大阪産業大学人間環境学部生活環境学科教授</p> <p>二羽 淳一郎 東京工業大学大学院理工学研究科教授</p> <p>深尾 精一 首都大学東京都市環境学部教授</p> <p>榎田 佳寛 宇都宮大学大学院工学研究科教授</p> <p>道奥 康治 神戸大学大学院工学研究科教授</p> <p>安田 進 東京電機大学理工学部教授</p> <p>山口 栄輝 九州工業大学大学院工学研究院教授</p> <p>竹之内 博行 (一社)日本建設機械化協会施工技術総合研究所技師長</p> <p>村西 正実 国土交通省大臣官房技術調査課建設技術政策分析官</p> <p>牧 哲史 国土交通省国土技術政策総合研究所企画部評価研究官</p> <p>・液状化対策技術審査部会（平成24年5月）</p> <p>委員 龍岡 文夫 東京理科大学理工学部土木工学科教授</p> <p>安田 進 東京電機大学理工学部建築・都市環境学系教授</p> <p>岸田 隆夫 公益社団法人地盤工学会副会長</p> <p>村西 正実 国土交通省大臣官房技術調査課建設技術政策分析官</p> <p>日野 康彦 国土交通省都市局都市安全課都市防災対策推進室長</p> <p>明石 達生 国土交通省国土技術政策総合研究所都市計画研究室長</p>
----------------	--

※注) 評価について

研究開発課題ごとに下記の評価項目について、「優れている」、「良好である」、「やや劣っている」、「劣っている」の4段階で評価を実施。評価項目は公募区分により異なる。

【政策課題対応型一般タイプ、震災対応型の評価項目】

○新規性

既存の技術に比べた場合の新規技術研究開発要素があるか、当該技術の優位性などについて審査

○実現可能性

提案された技術研究開発の目標の達成及び実用化が技術的に可能であるか、提案者が技術研究開発を実施するだけの技術研究開発計画、技術開発体制を整えているか、費用対効果の妥当性などについて審査

○導入効果・事業化計画

提案された技術研究開発が実用化となった場合に想定される、導入効果（品質確保、工期短縮、コスト縮減、環境への影響、安全性）が期待できるか、また、当該研究開発成果の事業化計画（現場への採用予定や、具体的な販売計画、「地域再生法」に基づく地域再生計画への位置づけ等）などについて審査

【政策課題対応型中小企業タイプの評価項目】

○F/S（技術開発を行うための事前調査）に係る実施計画の妥当性

設定された技術開発課題を解決・克服するための技術的方法に関し、提案する解決手法の根拠となる理論、データ等が示されており、F/Sに係る実施計画の内容が技術開発課題に対応した妥当なものとなっているかについて審査

○技術の優位性

設定された技術開発課題を解決・克服するための技術的方法が、他の解決手法に比べて優位性があるかについて審査

○技術開発への展開可能性

F/S終了後の技術開発に係る計画を有し、実際に技術開発へ展開できる見込みについて審査

○事業化計画の信頼性

技術開発終了後3年以内に実用化が達成される可能性について審査

○費用対効果

申請されたF/Sに係る実施計画、実施体制等の研究開発費の費用対効果の妥当性について審査

事前評価【No. 32～44】

<p>制度の概要</p>	<p>住宅・建築関連先導技術開発助成事業は、環境問題等の住宅政策上緊急に対応すべき政策課題について、先導的技術の導入により効果的に対応するため、民間事業者等から技術開発課題を公募し、優れた技術開発に対し支援を行うことにより、当該技術の開発とそれを用いた住宅等の供給の促進を図る制度である。</p>	
<p>担当課（担当課長名）</p>	<p>住宅局住宅生産課（課長：橋本 公博）</p>	
<p>研究開発課題名</p>	<p>研究開発概要</p>	<p>評価</p>
<p>ピークカット及び省エネルギー計画のための総合的シミュレーションツールの技術開発</p>	<p>我が国における建物需要側の省エネルギー努力をさらに推進するため、ピークカット、省エネルギー検討が可能な総合的なシミュレーションツールの技術開発を行う。開発にあたりユーザーの利用範囲を広げるため、多様な建築形態の入力や最新の設備システムの計算が可能な工夫を行い普及を促す。 【研究期間：】平成24年度 【研究費総額：】約20百万円</p>	<p>必要性、緊急性：優れている 先導性：優れている 実現可能性：優れている 実用化・市場化の見通し：優れている</p>
<p>電力ピークカット及び快適性向上に資する太陽熱を利用した住宅向け調湿・除湿並びに低温床暖房システムの開発</p>	<p>太陽光発電・太陽熱温水集熱一体型パネルにより得られる太陽熱を、夏期はデシカント除湿換気等、冬期は床暖房等に使用、電気は当該システムの動力として使用することで、電力ピークカットと快適性向上を実現する。 【研究期間：】平成24年度～平成26年度 【研究費総額：】約44.9百万円</p>	<p>必要性、緊急性：良好である 先導性：良好である 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：良好である</p>
<p>地域型ゼロエネルギー住宅の実用化に関する技術開発</p>	<p>岐阜県「地域材利用開発プロジェクト支援加速化事業」により建設したLCCM（=Zero Energy Timber House ゼロ・エネルギー木造住宅。）モデルハウスの性能を評価し、地域型ゼロエネルギー住宅の標準的な仕様を整理して技術マニュアルを作成する。 【研究期間：】平成24年度～平成25年度 【研究費総額：】約8.1百万円</p>	<p>必要性、緊急性：優れている 先導性：良好である 実現可能性：優れている 実用化・市場化の見通し：優れている</p>
<p>潜熱蓄熱材料のパッシブハウスへの導入における評価技術の開発</p>	<p>自然エネルギーを有効に利用するパッシブハウスは、蓄熱がポイントになる。潜熱蓄熱材の各種熱物性の測定・評価法を開発し、冷暖房エネルギーの削減及び室内環境を改善するための設計・評価指針の策定を行う。 【研究期間：】平成24年度～平成25年度 【研究費総額：】約35.1百万円</p>	<p>必要性、緊急性：優れている 先導性：良好である 実現可能性：優れている 実用化・市場化の見通し：良好である</p>

<p>木材の省資源化と省力化を推進させる接合金物の開発と断熱パネルによる省力化工法の検討</p>	<p>木造住宅におけるリユース、リペア、リサイクルを可能とさせ、加工と施工及び流通における省力化による省エネ性を高め、防火、耐久性を向上させる木造接合金物の開発と、その接合金物を使用した断熱パネルによる省力化工法の検討により、総合的かつ継続的な木材の省資源化の推進を図る。</p> <p>【研究期間：】平成24年度～平成25年度 【研究費総額：】約11百万円</p>	<p>必要性、緊急性：良好である 先導性：良好である 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：良好である</p>
<p>木造住宅部材の複数回使用を前提とした工法の技術開発</p>	<p>多種の素材で構成される建築の各部位を、木材の多様な性能を活用し、必要とされる性能を木材で満たすことで一体化された部位とし、解体や再使用を容易にし、廃棄物の削減と炭素固定を延長させる工法の技術開発</p> <p>【研究期間：】平成24年度 【研究費総額：】約13.6百万円</p>	<p>必要性、緊急性：優れている 先導性：良好である 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：良好である</p>
<p>木材循環利用によるEcoサイトハウスの技術開発</p>	<p>用途の少ない間伐材を利用し、柱梁接合部に再利用可能な構造ユニットを採用することで、資源循環可能な木造の仮設ハウスを開発する。この仮設ハウスは省エネ効果も高く、木材を利用するので温室効果ガスの削減にもつながる。</p> <p>【研究期間：】平成24年度～平成25年度 【研究費総額：】約22.1百万円</p>	<p>必要性、緊急性：良好である 先導性：良好である 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：優れている</p>
<p>乾式窯業外装材(サイディング)の施工方法改善による省資源、廃棄物削減及び安全性向上につながる技術開発</p>	<p>窯業外装材(サイディング)プレカット及び、現場の安全衛生、品質確保、履歴保管から成る維持管理までのトータル施工体制による、廃棄物削減への取り組みとソフト開発、施工技術開発。</p> <p>【研究期間：】平成24年度～平成26年度 【研究費総額：】約67百万円</p>	<p>必要性、緊急性：良好である 先導性：良好である 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：劣っている</p>
<p>分割鋼板と繊維シートを併用した鉄筋コンクリート造柱の居ながら外付け補強法に関する技術開発</p>	<p>リブを設けた薄型の鋼板と繊維シートを併用して鉄筋コンクリート造柱を外付け補強し、強度及び靱性に関する耐震性能を著しく向上させ、両材料の複合効果に関する抵抗機構の解明と制振効果などの付加価値を探る。</p> <p>【研究期間：】平成24年度～平成26年度 【研究費総額：】約92.5百万円</p>	<p>必要性、緊急性：良好である 先導性：劣っている 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：良好である</p>

<p>地盤の液状化抑制工法とその地盤改良機械の技術開発</p>	<p>液状化に強い耐震地盤を安価に造成する地盤改良工法とその施工機械装置である。既存の液状化対策工法は、環境負荷、資源消費、工事価格が高いなどの課題がある。本技術開発工法はこの課題を全て解決する。</p> <p>【研究期間：】平成24年度～平成26年度 【研究費総額：】約104百万円</p>	<p>必要性、緊急性：優れている 先導性：劣っている 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：良好である</p>
<p>24時間365日の安心、安全な在宅ケア・システムの開発</p>	<p>高齢者社会の今日、老人世帯の日常生活における動向や安否、異常な侵入者をセキュリティーカメラと顔面認証による本人確認、緊急時の音声認識による登録者一斉メール等で安心安全な24時間365日の在宅ケアを実現する。</p> <p>【研究期間：】平成24年度～平成25年度 【研究費総額：】約75百万円</p>	<p>必要性、緊急性：優れている 先導性：良好である 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：良好である</p>
<p>短い埋め込み深さでせん断力と引張力に対して抵抗する外側耐震補強用接合工法の開発</p>	<p>集合住宅等の耐震補強に有効な『建物を使いながら』の『外側耐震補強』を推進するため、せん断力と引張力が作用する箇所でも『短い埋め込み深さ』で施工が可能で、かつ高い接合耐力により施工数量の低減をはかり施工環境性能およびコスト競争力ともに高い耐震補強用接合工法を開発する。</p> <p>【研究期間：】平成24年度 【研究費総額：】約17.4百万円</p>	<p>必要性、緊急性：良好である 先導性：劣っている 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：良好である</p>
<p>住宅等における室内放射線量低減技術の開発</p>	<p>福島原発の事故に伴い、周辺地域は放射性物質に汚染され、同地域では被曝量を減らすために建築物内での放射線量低減対策が求められている。そこで、住宅等における新たな放射線量低減技術の開発を行う。</p> <p>【研究期間：】平成24年度～平成26年度 【研究費総額：】約144百万円</p>	<p>必要性、緊急性：良好である 先導性：良好である 実現可能性：良好である 実用化・市場化の見通し：良好である</p>

外部評価の結果

応募課題については、住宅・建築関連先導技術開発審査委員会において、次の点から総合的に審査を実施。新規応募課題26課題のうち、上記13課題を採択した。

【必要性、緊急性】

本助成制度として行われることの必要性、他の技術開発よりも先んじて行う緊急性について審査。

【先導性】

既存の技術と比較しての技術革新性や技術開発の方向性等に対し審査。

【実現可能性】

目標達成の技術的可能性及び技術開発を実施するために必要な資金、体制等に係る計画等に対し審査。

【実用化・市場化の見通し】

実用化・市場化に向けた生産体制の整備、関連する規制等への対応、低コスト化の見通し等に対し審査。

<外部審査委員一覧> (平成24年7月、住宅・建築関連先導技術開発審査委員会)

委員長	坂本 功	東京大学名誉教授
委員	秋澤 淳	東京農工大学大学院工学研究院 先端機械システム部門教授
委員	久保 哲夫	一般財団法人日本建築防災協会 耐震改修支援センター副センター長
委員	坂本 雄三	独立行政法人建築研究所理事長
委員	榎田 佳寛	宇都宮大学大学院工学研究科教授
委員	本橋 健司	芝浦工業大学工学部建築工学科教授
委員	小川 富由	国土交通省国土技術政策総合研究所副所長
専門委員	足永 靖信	国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部 環境・設備基準研究室長
専門委員	小豆畑 達哉	国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部 構造基準研究室長
専門委員	棚野 博之	国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部 建築品質研究官

(順不同 敬称略)

※詳細は国土交通省HP 住宅・建築関連先導技術開発助成事業を参照

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/sendou/02_sendou.html

中間評価【No. 1】

研究開発課題名	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長：越智 繁雄)
研究開発の概要	<p>建築物屋内外での地震観測記録を分析することにより、従来の設計では、考慮されていなかった「地盤の揺れ」と「建築物の揺れ」との関係性を明らかにし、建築物と地盤の特性の双方を考慮した地震力評価手法等の開発を行う。</p> <p>超高層建築物については、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震での地震被害の分析結果から、その耐震対策を施す上で、長周期地震動の発生に深く関係する工学的基盤より深い地盤の特性まで、考慮して評価する必要性が生じた。したがって、平成 24 年度までに主に工学的基盤以浅の表層地盤の特性までを考慮した地震力評価手法等の開発を行ったが、研究期間を 1 年延長した上で、超高層建築物の深部地盤特性の影響分析を追加的に行い、深部地盤の影響を考慮した地震力評価手法等の開発を行う。</p> <p>【研究期間：平成 22～25 年度 研究費総額：約 235 百万円】</p>		
研究開発の目的	<p>本技術開発は、「地盤の揺れ」と「建築物の揺れ」との関係性を明らかにして、海溝型巨大地震等に対し、建築物に必要な十分な耐震設計や耐震補強を行うための建築物の耐震性能評価技術を開発することを目的とする。</p>		
必要性、効率性、有効性等の観点からの評価	<p>【必要性】 海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築構造物の耐震性向上に関する共同提言（社団法人土木学会、社団法人建築学会 H18.11.20）において、「応答解析モデルの高度化を行うためには、自由地盤系・周辺地盤系・近傍地盤 - 基礎 - 上部構造系の高密度な地震観測の着実な実施が必要」とされている。また、総合科学技術会議社会基盤 PT による分野別推進フォローアップ（H21.5.8）においては、「観測された地震動と被害との関係を科学的に十分に解明するとともに、このような研究成果を社会インフラの地震対策に確実に役立てていくことが重要である。」と指摘されており、東北地方太平洋沖地震等で観測された建築物の地震記録等を今後の地震力評価手法等の高度化に反映させていく必要がある。</p> <p>【効率性】 建築物の地震記録の収集、整理の効率化を図り、また建築物の設計、防災対策に有効に活用できる成果を上げられるものとするため、国土技術政策総合研究所、(独)建築研究所、民間、学識経験者等からなる委員会を設置して、技術開発に取り組んでいる。</p> <p>【有効性】 東北地方太平洋沖地震等での建築物の地震記録に関するこれまでの分析結果に、さらに深部地盤の影響を考慮した分析を加えることによって、海溝型巨大地震等に対する建築物の安全対策を、超高層建築物まで含め、より効率的に行うことができる。</p>		
外部評価の結果	<p>東北地方太平洋沖地震で観測したデータを分析することにより、工学的基盤より深い地盤における「地盤の揺れ」を考慮した形で、超高層建築物の耐震性能評価技術を高度化しようとする本研究内容は、今後発生することが想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震に備えるために必要性が高い課題であり、延長して取り組むことが妥当である。</p> <p>研究の実施にあたっては、地震動モデルの不確実性の対応についても十分に配慮されたい。また、長周期地震動の超高層建築物への影響を、適切に技術基準等に反映されるよう、効率的に研究を進められたい。</p> <p><外部評価委員会委員一覧>（平成 24 年 8 月 17 日、技術研究開発評価委員会）</p> <p>委員長 嘉門 雅史 香川高等専門学校長 委員 神田 順 日本大学理工学部建築学科特任教授 見城 美枝子 青森大学社会学部教授 清水 英範 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授 菅原 進一 東京理科大学総合研究機構教授 土屋 幸三郎 (社)日本建設業連合会土木工事技術委員会副委員長 汐川 孝 (社)日本建設業連合会技術研究部会部会長 松村 秀一 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授</p>		

※研究費総額は現時点の予定であり、今後変わりうるものである。

租税特別措置等に係る政策評価

租税特別措置等に係る政策評価

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）に基づき、租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。）に係る政策評価（事業評価方式）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施するものである。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。

事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等について、事後評価実施計画に定めるものについて実施する。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、各府省共通の様式により、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等）等を明らかにする。

（第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事録等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果等について

今回は、平成25年度税制改正要望にあたって26の租税特別措置等について事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

以上

租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
(大臣官房)		
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	120
2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	125
(総合政策局)		
3	PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設	132
4	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	135
(国土政策局)		
5	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	139
6	特定地域における工業用機械等の特別償却(振興山村として指定された地区)の拡充及び2年延長	145
7	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長	150
8	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	154
9	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長	157
(土地・建設産業局)		
10	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し	160
11	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置(海外不動産関係)	163
(都市局)		
12	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	165
13	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために土地が地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への5,000万円特別控除の適用	169

租税特別措置等に係る政策評価書一覧

	事前評価	ページ
14	都市再生緊急整備地域に係る課税の特別措置の延長	172
15	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長	176
16	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設	180
17	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	183
18	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の充実	186
19	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充	189
	(水管理・国土保全局)	
20	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長	192
21	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)	199
	(住宅局)	
22	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化	204
23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	207
24	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長	212
	(海事局)	
25	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)の拡充	216
26	船舶に係る特別償却制度の延長	221

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		
2	要望の内容		
3	担当部局		
4	評価実施時期		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 《政策目的の根拠》
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	
		③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性 等	① 適用数等	

		②: 減収額	
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (法人税)	
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)	
3	担当部局	大臣官房技術調査課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで 	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41. 技術研究開発を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。

〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉
 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)
 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

・将来推計

〈総額型〉

平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度)
 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度)
 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度)
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉

平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度)
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

・利用業種

下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	158	22
化学	56	7
電気機器	25	3
精密機器	14	2
輸送用機器	12	0
機械	9	0
食料品	8	1
ゴム製品	7	2
情報・通信業	4	1
金属製品	3	1
その他	20	5

平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より

② 減収額

・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

〈総額型〉

平成21年度 2,432億円(125億円)

平成22年度 3,502億円(165億円)

(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)

〈総額型のうち、控除上限20%→30%〉

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 460億円(12億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

・将来推計
 <総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)>
 平成23年度見込み 3,735億円(131億円)
 平成24年度見込み 3,760億円(120億円)
 平成25年度見込み 4,178億円(126億円)
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

<総額型のうち、控除上限20%→30%>
 平成25年度見込み 589億円(11億円)
 (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)
 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率

(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64

アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成25年度～平成34年度)

平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。

<控除上限型>

平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果

- ・減収額：589億円程度
↓ (マクロモデルによる計算)
- ・GDP 押し下げ影響：約3, 596億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)

<今回要望：控除上限20%→30%>

- ・平成25年度減収額 (大企業 579 億円、中小企業11億円)
↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果
大企業：1.49 倍
中小企業：1.41 倍
- ・研究開発投資押上げ額
大企業：863 億円(579 億円×1.49 倍)
中小企業：15.5 億円(11 億円×1.41 倍)
↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
大企業：3, 532億円
中小企業：64億円
- ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3, 596億円

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月(平成24年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (法人住民税)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)</p>
3	担当部局	大臣官房技術調査課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p>
6	適用又は延長期間	<p>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</p> <p>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP4%以上にする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p> <p>「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」</p>

			「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41. 技術研究開発を推進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等	適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】 国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】 以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。 本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度

したがって、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。

また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

主な業種の本租特利用実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウエア業	3.5%	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成21年度 23億円

平成22年度 30億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み

平成23年度見込み 23億円

平成24年度見込み 21億円

平成25年度見込み 22億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考) 国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,565億円(131億円)

平成22年度 3,726億円(174億円)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度見込み 3,857億円(137億円)

平成24年度見込み 3,938億円(126億円)

平成25年度見込み 4,373億円(131億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】
 ※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考) 国税のうち、総額型における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,432億円(125億円)

平成22年度 3,502億円(165億円)

【出典: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 663億円(12億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度 3,735億円(131億円)

平成24年度 3,759億円(120億円)

平成25年度 4,178億円(126億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)

総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額

平成25年度見込み 589億円(11億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

③ 効果・達成
 目標の実
 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年~平成21年)
 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合

わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分:

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。)。

・平成25年度地方税における減収額 1.9億円

↓ (マクロモデルによる計算)

・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円

		<p>上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25～34年度)</p> <p>経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)</p> <p>【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度減収額 (大企業589億円、中小企業11億円) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業:1.49倍 中小企業:1.41倍 ・研究開発投資押上げ額 大企業:863億円(589億円×1.49倍) 中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍) ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:3,532億円 中小企業:64億円 ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,532億円 <p>※地方税部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度減収額 11億円 ↓ 地方税に換算:0.173倍 ・平成25年度での地方税減収額:1.9億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.41倍 ・研究開発投資押上げ額:2.6億円(1.9億円×1.41倍) ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円 ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分):約11.1億円
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国においては、 ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%。主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているということが出来る。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p>

		<p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	<p>PFI事業が実施される公共施設等のうち、大規模修繕が必要となるものについては、PFI事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。</p> <p>PFI事業者の準備金積立を促進し、PFI事業による公共施設等の適切な維持管理を確保するため、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設けることを要望するもの。</p> <p>一定期間ごとに大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。</p>
3	担当部局	総合政策局官民連携政策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「2010～2020 年のPFI事業規模:少なくとも約 10 兆円以上」が掲げられた。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等に関しても、PFI事業化を推進する必要がある。</p> <p>大規模修繕が必要な公共施設等においては、大規模修繕に備え、修繕費用を一定期間にわたり積み立てを行う必要がある。 このため、大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることが必要。このことにより、大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕に必要な公共施設等におけるPFI事業の増加、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考え</p> <p>《政策目的の根拠》 上記ご参照</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標30 社会資本整備・管理等を効率的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 【日本再生戦略】 2010～2020年のPFI事業規模:少なくとも約10兆円以上
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 大規模修繕が必要となる公共施設等について、準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図り、大規模修繕の必要なPFI事業の安定的な運営を通じて、PFI事業投資への魅力を高め、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。
8 有効性等	① 適用数等	<<適用数の実績把握>> 本要望は2013年度以降に事業化するPFI事業を対象とするもの。 <<適用数の将来予測>> 大規模修繕が必要な公共施設等におけるPFI事業における、大規模修繕について、措置の適用が見込まれる。	
		② 減収額	-
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理確保のための備えの強化を図ることは、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の安定的な運営、ひいては大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加を促進し、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成32年度) 2010年から2020年までの11年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 99年末～09年末(11年間)のPFI事業規模(累計)は約4.7兆円と見込まれる。	

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度)</p> <p>大規模修繕に備えた準備金の積み立てが民間事業者にとって負担となり、大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p>
			<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 32 年度)</p> <p>大規模修繕の必要な公共施設等におけるPFI事業の増加が促進され、日本再生戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	大規模修繕が必要となる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とすることにより、公共施設等の適切な維持管理を図ることができる。また、PFI事業のより安定的な運営が可能となり、大規模修繕の必要なPFI事業の増加を見込むことができることから、要望は妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体の長が公共施設等の管理者等としてPFI事業を実施しており、PFI事業数も多いことから地方公共団体において本租税措置を講ずることが必要。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成 17 年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下、「物流総合効率化法」という。)が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者(同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。)が、倉庫用建物等の施設(特定流通業務施設に限る。)を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度(年間 10%)の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>本租税特別措置により物流事業者の初期投資負担を軽減することができ、物流の総合化及び効率化や環境負荷低減に資する倉庫等の整備を推進してきているところであり2年間延長する。</p> <p>倉庫業者のうち9割を占める中小零細事業者においては、多額の設備投資が必要となることから、1事業者で新たに高機能な物流施設を建設するのは困難な状況である。このことから、流通業務総合効率化事業について、複数の事業者が既存の倉庫を一体的に活用しながら、共同化で事業を行う場合についても、流通業務の総合化及び効率化を図る総合効率化計画の認定を受けることができるものとする(物流総合効率化法の改正)。これに伴い、共同化事業に係る特定流通業務施設(新たに建設又は取得したものに限り)についても、新たに本税制の適用対象に加える(拡充)。</p> <p>また、近年のネット通販やeコマースの発展を背景とした、少量多品種出荷や一般消費者向けの配送の増加等を踏まえ荷揃の効率化に対応するため設備要件を見直す。</p> <p>更に、東日本大震災等での教訓を踏まえ、上記見直しに併せて流通業務の早期機能回復を可能とする施設の整備を推進するため、荷崩れが予想される貨物を取り扱う場合には、荷崩れ防止のための措置を講ずるものとする(物流総合効率化法の改正)。また、情報交換機能及び貨物保管場所管理機能について、バックアップデータの当該倉庫施設外での保管体制の構築や災害時のバックアップデータによる運用に必要な非常用通信・非常用電源を機能要件に追加する。</p>
3	担当部局	総合政策局物流政策課物流産業室
4	評価実施時期	平成 24 年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	<p>昭和 49 年度 創設</p> <p>平成 8 年度 延長 (20/100)地区要件の追加</p> <p>平成 10 年度 延長 (18/100)ランプウェイ構造追加</p> <p>平成 12 年度 延長 (16/100)</p> <p>平成 14 年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ</p> <p>平成 16 年度 延長 (10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成 17 年度 延長 (10/100)要件の見直し</p> <p>平成 18 年度 延長 (10/100)</p> <p>平成 19 年度 延長 (10/100)</p>

		平成 21 年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長 (10/100)要件の見直し																
6	適用又は延長期間	2年間																
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 当該事業は、近年における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること(物流総合効率化法第一条)が目的である。 《政策目的の根拠》 平成 21 年 7 月 14 日に閣議決定されている「総物流施策大綱(2009-2013)」において、『同法に基づく、社会資本整備と連携した物流施設の整備及び当該施設を利用した物流の総合化・効率化や、「流通業務市街地の整備に関する法律」による流通業務団地等及び土地区画整理事業の活用による物流施設の配置と供給も、引き続き必要である。』とされているところ。 また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成 17 年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく現行施策の確実な実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきているところ、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」においては、同戦略における 7 つの戦略分野の 1 つである「グリーン・イノベーション」に、「2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する」との目標を掲げており、環境負荷の低減(CO2 排出量の削減)を図る必要がある。 更に、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災において、重要な物流拠点が津波等による電源喪失により情報交換機能や貨物保管場所管理機能が損なわれ、保管貨物を出庫できない状況となったことから、長期にわたり物流網の寸断が生じ国民生活や地域経済に支障が生じた経験を踏まえ、流通業務の早期の機能回復を可能とする流通業務施設の整備を促進する(物流総合効率化法の目的規程に追加予定)。																
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含																
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からの CO2 排出量について 29 万トン(1990 年排出量 115 万トンに対して 25%相当)を削減。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成 26(2014)年度末までの 2 年間に、CO2 排出量を 4.4 万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.2 万トン/年))削減する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行に寄与する。																
8	有効性等	① 適用数等 《過去の実績》 (単位:件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table>	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計	6	17	23	28	37	37	28	176
17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計											
6	17	23	28	37	37	28	176											

		<p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績 *平成23年度は見込み 《将来の推計》 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="544 300 991 378"> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>32</td> <td>37</td> <td>38</td> <td>283</td> </tr> </table> <p>アンケート調査を基に集計 平成17年度から平成23年度までの物流総合効率化法による認定件数は168件、税制利用棟数は45棟あり、約27%が本制度を利用していることから僅少とは言えない。また、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、本税制の適用を受けるための立地要件や設備要件を高く設定している。そのため、中長期的な設備投資計画で施設及び設備の導入を決定するものであり、また、導入される普通倉庫の耐用年数は31年、冷蔵倉庫は21年、倉庫附属設備は12年であり、毎年設備投資が行われるものではない。</p>	24年度	25年度	26年度	合計	32	37	38	283																			
24年度	25年度	26年度	合計																										
32	37	38	283																										
	② 減収額	<p>《過去の実績》 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 712 1439 790"> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>6</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>88</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>402</td> </tr> </table> <p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績 *平成23年度は見込み 《将来の推計》 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 902 991 981"> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>61</td> <td>57</td> <td>46</td> <td>566</td> </tr> </table> <p>アンケート調査を基に集計</p>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計	6	31	51	66	88	92	68	402	24年度	25年度	26年度	合計	61	57	46	566			
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計																						
6	31	51	66	88	92	68	402																						
24年度	25年度	26年度	合計																										
61	57	46	566																										
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年度～平成23年度) 平成17年10月1日の物流総合効率化法施行後、平成24年3月末現在で168件の総合効率化計画の認定があり、そのうち営業倉庫(160件)の排出削減量は89,095トンとなっている。(達成目標29万トンに対する達成率約31%) 今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成32年(2020)度末までにCO2排出量を1990年比25%削減する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年度～平成24年度) 環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、平成24年度末までにCO2排出量を20万トン削減する(営業倉庫については12万トン(1990年比11%相当)を削減)と目標を定めていた。 平成23年度末における総合物流効率化計画の認定件数は168件、そのうち営業倉庫(160件)の排出削減量は89,095トンであり、平成24年度末までにあと約3万トンを削減する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成17年度～平成26年度) 近年の景気悪化等により厳しい経営環境に直面している倉庫業者が、流通業務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、CO2排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成32(2020)年度末までに25%(1990年比)という政府の地球温暖化対策の中期目標を達成できなくなることが予想される。</p> <table border="1" data-bbox="544 1843 1439 1957"> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>CO2削減量トン</td> <td>8,899</td> <td>6,856</td> <td>39,756</td> <td>19,892</td> <td>4,874</td> <td>6,339</td> <td>2,479</td> <td>89,095</td> </tr> </table>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計	件数	22	29	35	29	18	12	15	160	CO2削減量トン	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計																					
件数	22	29	35	29	18	12	15	160																					
CO2削減量トン	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095																					

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成26年度)</p> <p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額な資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、普通倉庫全体では、5,873㎡なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では、17,198㎡、同様に、冷蔵倉庫では、15,205㎡なのに対して、本税制の適用のあった倉庫では、36,822㎡であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO2削減率は1件あたり28%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが、事業運営上避けて通れなくなっている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。</p> <p>なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置等はない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (法人税)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。 延長:2年間 特別償却率: 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100) 取得価額:2,000万円超
3	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近12年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。 また、過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして特別償却が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられることから、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術</p>

		<p>を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とされている。</p> <p>「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p> <p>「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)において、「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」することが定められている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">特別償却実績額(百万円)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>42</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1,836</td> <td>34</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>63</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>5,112</td> <td>26</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,022</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24(見込み)</td> <td>50</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,657</td> <td>20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H25(見込み)</td> <td>53</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>2,930</td> <td>16</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>50</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2,203</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H21	42	2	0	1,836	34	0	H22	63	3	0	5,112	26	0	H23	47	0	0	1,022	0	0	H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—	H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—	H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—
					適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)																																																		
				製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																	
H21	42	2	0	1,836	34	0																																																				
H22	63	3	0	5,112	26	0																																																				
H23	47	0	0	1,022	0	0																																																				
H24(見込み)	50	2	—	2,657	20	—																																																				
H25(見込み)	53	2	—	2,930	16	—																																																				
H26(見込み)	50	1	—	2,203	12	—																																																				
<p>※ソフトウェア業は H21 まで。H22 よりコールセンター。 ※H24 (見込み) については H21～23 の 3 年平均で算出。 H25 (見込み) については H22～24 (見込み) の 3 年平均で算出。 H26 (見込み) については H23～25 (見込み) の 3 年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少なものではない。 また、適用者数の内訳を見ると、平成 23 年度の実績のあった適用者数 47 件のうち、適用市町村は、37 団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>																																																										
<p>② 減収額</p> <p>平成 21 年度 5.6 億円 平成 22 年度 15.4 億円 平成 23 年度 3.1 億円 平成 24 年度(見込み) 6.8 億円 平成 25 年度(見込み) 7.5 億円 平成 26 年度(見込み) 5.7 億円</p>																																																										
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21～H23) 本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。 これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成 21 年度 100 件、平成 22 年度 74 件、「雇用増加人員」では、平成 21 年度 1,340 人、平成 22 年度 1,588 人、平成 23 年度 1,660 人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 また、本特例措置の延長により、平成 26 年度までの雇用増加人員は 3,186 人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待される場所である。 ※H25 (見込み) については H22～24 (見込み) の 3 年平均で算出。 H26 (見込み) については H23～25 (見込み) の 3 年平均で算出。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21～H23) 直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成 21 年度 100 件、平成 22 年度 74 件、「雇用増加人員」では、平成 21 年度 1,340 人、平成 22 年度 1,588 人、平成 23 年度 1,660 人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 所期の目標であった「過疎地域の人口を 2015 年の将来推計人口以上にすること」について、平成 22 年度の租税特別措置等に係る政策の事前評価書に</p>																																																										

			<p>おける指摘を踏まえ、「過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る」という達成目標に変更した。実際、過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される本特例制度が、インセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられ、過疎地域における企業立地の促進及び雇用の増加という効果が確認された。また、測定指標についても、本特例措置による直接的な効果を確認できる指標とするため、今回、「過疎地域の人口」から「工場立地件数」と「雇用増加人員」に変更することにした。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にする」と目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成21年度5.6億円、平成22年度15.4億円、平成23年度3.1億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H21~H23)</p> <p>過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっており、税収減を是認するような効果があると言える。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p> <p>事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。国税により初期投資を軽減するとともに、過疎地域における減免措置による多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p> <p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第30条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

減収額積算根拠

(平成21年度)	561百万円
(平成22年度)	1,541百万円
(平成23年度)	307百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398

・平成21年度減収額

$$\begin{array}{rcl}
 1,869,658 & \times & 0.300 & = & 560,897 & (\text{千円}) \\
 \text{(特別償却実績額)} & & \text{(法人税率)} & & &
 \end{array}$$

・平成22年度減収額

$$\begin{array}{rcl}
 5,138,310 & \times & 0.300 & = & 1,541,493 & (\text{千円}) \\
 \text{(特別償却実績額)} & & \text{(法人税率)} & & &
 \end{array}$$

・平成23年度減収額

$$\begin{array}{rcl}
 1,022,398 & \times & 0.300 & = & 306,719 & (\text{千円}) \\
 \text{(特別償却実績額)} & & \text{(法人税率)} & & &
 \end{array}$$

減収見込額積算根拠

(平成24年度見込み)	683百万円
(平成25年度見込み)	751百万円
(平成26年度見込み)	565百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成21年度	360	1,869,658
平成22年度	642	5,138,310
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度(見込み) ※平成21年度～23年度平均	479	2,676,789
平成25年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	519	2,945,832
平成26年度(見込み) ※平成22年度～24年度平均	478	2,215,006

・平成24年度減収見込額

$$2,676,789 \quad \times \quad 0.255 \quad = \quad 682,581 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成25年度減収見込額

$$2,945,832 \quad \times \quad 0.255 \quad = \quad 751,187 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成26年度減収見込額

$$2,215,006 \quad \times \quad 0.255 \quad = \quad 564,827 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定地域における工業用機械等の特別償却(振興山村として指定された地区)の拡充及び2年延長(法人税)
2	要望の内容	振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取得、建設等した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却について、対象業種を拡充の上、適用期間を2年延長する。 拡充:対象業種に農林水産物等販売業を追加する。 延長:機械及び装置 10/100(旅館業を除く)、建物及びその附属設備 6/100
3	担当部局	国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の2年延長 対象業種からソフトウェア業を除外
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、豊かな自然環境に恵まれ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。</p> <p>しかしながら、依然として産業基盤や生活環境の整備は低位にあり、また、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。</p> <p>このような状況を踏まえ、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号 「(前略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(中略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する」</p> <p>○同法第4条 「国は、前条の目的を達成するため、(中略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する」</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保安全管理上の問題が深刻化している。(中略)このような状況にかんがみ、(中略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(中略)の取組を拡大することが求められている」</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 「(前略)離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」</p>

		<p>「(前略)いわゆる6次産業化(生産・加工・流通の一体化等)や農商工連携(中略)等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」</p> <p>○「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定)</p> <p>「(前略)地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」</p> <p>「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」</p>														
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生</p> <p>施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>														
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p>														
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>年平均人口減少率を0.98%以内に抑制 (基準値:H20年度末~H22年度末の年平均人口減少率0.98%)</p>														
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>														
8 有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>24</td> <td>調査中</td> <td>調査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添参照。</p> <p>平成21年度に創設された制度であり、本特例の活用によって振興山村での雇用が増加する効果も出ているところ。</p> <p>また、平成24年5月に実施した関係事業者へのアンケート調査において、近年中に振興山村で設備投資を行う予定の事業者のうち6割の事業者が本特例の活用を検討している。今後、本特例の周知浸透を通じて更なる活用が期待されるものである。</p> <p>さらに、本特例は食料品、木材、繊維、石油、金属、機器、旅館等の多様な業種に適用でき、そのような対象事業を営む事業者一般(個人・法人)を対象としているものであり、特定の者に偏っているものではない。</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	適用数	6	3	5	24	調査中	調査中
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)										
適用数	6	3	5	24	調査中	調査中										
	② 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (見込)</th> <th>24年度 (見込)</th> <th>25年度 (見込)</th> <th>26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>52</td> <td>調査中</td> <td>調査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添参照。</p>		21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)	減収額	17	4	11	52	調査中	調査中
	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度 (見込)	25年度 (見込)	26年度 (見込)										
減収額	17	4	11	52	調査中	調査中										

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 27 年3月)</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の中で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいる。一例として、北海道森町に所在する製材業者において、本特例の活用により、工場や機械の新設を行うとともに、6名の常用職員を新たに雇用している。同社の工場等の新設により、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透と更なる活用により、民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 27 年3月)</p> <p>基準値である H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%と比較して、直近(平成 20 年度末～22 年度末)の年平均人口減少率は 0.98%となっている。</p> <p>本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでおり、人口減少の抑制に寄与しているところであるが、振興山村では依然として人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつあるなどしており、引き続き本特例による支援が必要。</p> <p>また、平成 24 年 5 月に実施した関係事業者へのアンケート調査において、近年中に振興山村で設備投資を行う予定の事業者のうち 6 割の事業者が本特例の活用を検討している。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透と更なる活用により、民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 27 年3月)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者の振興山村への進出意欲は失われ、それに伴う雇用機会の喪失と、更なる人口減少や集落の衰退、耕作放棄地の増加等が危惧されるなど、振興山村にとって大きな打撃となる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 27 年3月)</p> <p>本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下の表のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p> <p>設備投資に係る減収額及び経済波及効果</p> <table border="1" data-bbox="550 1982 1444 2020"> <tr> <td></td> <td>21 年度</td> <td>22 年度</td> <td>23 年度</td> <td>24 年度</td> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> </tr> </table>		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度			

			(実績)	(実績)	(見込)	(見込)	(見込)	(見込)
			減収額	17	4	11	52	調査中
			投資額	822	162	493	4,003	調査中
			経済波及効果	2,034	410	1,224	9,617	調査中
			<p>※ 租税特別措置を受けないで投資することも可能な中、租税特別措置が適用されることを勘案すれば、設備投資の理由の一つに、この租税特別措置があると考えることが妥当。したがって当該租税特別措置を適用して設備投資を行っているものについては、当該租税特別措置がインセンティブになっているとして計算。</p> <p>※ 経済波及効果については、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」から得られた投資額を用い、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用して算出。</p> <p>※ 消費転換係数は0.73で算出。</p> <p>※ 経済波及効果は2次効果まで算定。</p>					
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等がほ場等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、振興山村における企業の立地や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かつ必要最小限の措置であると考えられる。</p>					
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>定住や二地域間居住、都市との交流を促進し、農山漁村地域の活性化を図るため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」(6,778 百万円(H24 当初、国費))により、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援する措置が講じられている。</p> <p>他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等がほ場等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の民間事業者(法人・個人)の振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置であり、明確に役割分担。</p>					
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—					
10	有識者の見解	(平成 22 年 8 月 24 日:農林水産省政策評価第三者委員会) 基本的に経費の前倒しをするだけのものなので是認できる。						
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)						

1. 減税見込額積算

○ 延長要望(製造業及び旅館業)に係る減収見込み額

(平成23年度)

平成21、22年度と同様の特別償却の適用があると仮定し、減収見込み額を算出。

単位: 百万円

$$\text{見込額} = \begin{array}{c} \text{(平成21年度実績)} \times 1 \\ 17 \end{array} + \begin{array}{c} \text{(平成22年度実績)} \times 1 \\ 4 \end{array} \div \begin{array}{c} \text{(平均)} \\ 2 \end{array} = 11$$

(平成24年度)

対象資産を取得した事業者のうち、30%が本特例を適用すると仮定し(※2)、減収見込額を算出。

単位: 百万円

	(特例適用対象額)※3		※2		(特別償却率)		(法人税率)		
機械等 =	8,973	×	0.3	×	0.10	×	0.15	≒	40
建物等 =	4,371	×	0.3	×	0.06	×	0.15	≒	12
合計									52

○ 拡充要望(農林水産物等販売業)に係る減収見込み額

(平成25年度)

振興山村内の農林水産物等販売業の事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定及び本特例の適用見込みを調査中。

※1 実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し把握。

※2 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、60%が本特例の活用を検討している旨を回答しており、そのうちの5割の事業者(対象資産を取得した事業者の30%)が本特例を適用すると仮定した。

※3 振興山村において、平成21、22年度に本特例の対象となる資産を取得した実績を基に、平成24年度も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額の見込みを算出。

単位: 百万円

$$\begin{array}{l} \text{建物等} = \begin{array}{c} \text{(平成21年度)} \\ 7,748 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(平成22年度)} \\ 10,198 \end{array} \div \begin{array}{c} \text{(平均)} \\ 2 \end{array} = 8,973 \\ \text{機械等} = \begin{array}{c} \text{(平成21年度)} \\ 3,802 \end{array} \times \begin{array}{c} \text{(平成22年度)} \\ 4,940 \end{array} \div \begin{array}{c} \text{(平均)} \\ 2 \end{array} = 4,371 \end{array}$$

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)
対象者数(社(者))	82	76	80	80	調査中	調査中
適用件数(件)	6	3	5	24	調査中	調査中
減税見込額(百万円)	17	4	11	52	調査中	調査中

注) 1 対象者数は、振興山村で2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数。

2 平成23、24年度の対象者数(見込)については、21、22年度実績を勘案。

3 適用件数は、特別償却の適用事業者数。

4 平成23年度の適用件数(見込)は、平成21、22年度実績を勘案。

5 平成24年度の適用件数は、対象者数の30%(本特例の活用を検討者(60%)の5割)が本特例を適用すると仮定。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>半島振興対策実施地域として指定された地域内において、製造の事業の用に供する設備（取得価額の合計額 2,000 万円超）の新設又は増設した場合の特別償却制度（機械・装置：10/100、建物・付属施設：6/100）の適用期間を 2 年延長する。</p> <p>半島振興対策実施地域として指定された地域内において、農林水産物等販売業の事業の用に供する設備（取得価額の合計額 2,000 万円超）の新設又は増設した場合の特別償却制度（機械・装置：10/100、建物・付属施設：6/100）の適用期間を 2 年延長する。</p>
3	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(製造業)昭和61年度:創設 昭和63年度,平成2,4年度:適用期間の2年延長 平成6年度:適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21,23年度:適用期間の2年延長</p> <p>(農林水産物等販売業) 平成23年度:追加</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という。）は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなど不利な条件を抱えていることから、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にあり、人口減少・高齢化が加速している。</p> <p>このため、半島地域においては、半島振興法に基づき、半島循環道路、上水道等の交通・生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業を振興することにより、若年層の人口流出を抑制するための雇用の場の創出や地域経済の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この目的の達成目標としては、製造業に係る製品出荷額及び半島地域の交流人口の増加を設定する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法(昭和60年法律第63号) <ul style="list-style-type: none"> 第13条の2(農林水産業の振興) 第15条の2(地域間交流の促進) 第16条(税制措置) ・国土形成計画(平成20年7月4日閣議決定。観光振興、都市や他の半島地域との交流の促進)

		② 政策体系における政策目的の位置付け	国土交通省政策評価体系 政策目標： 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標： 25 都市再生・地域再生を推進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・ 半島地域における製造業の製品出荷額の増加 ・ 半島地域における交流人口の増加
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・ 半島地域における製造業の製品出荷額の変化率（対前年比）が、継続的に全国の変化率（対前年比）を上回ること。 ・ 半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）が、継続的に全国の変化率（対前年比）を上回ること。 ※ 観光入込客数とは、観光地及び行祭事・イベントの参加を目的に地域外から訪れた人の数を指す。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に変化市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額の増加が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な農林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外の者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。 これらを通じて、地域においては労働需要が生じ雇用が創出されるなど半島地域の経済が活性化するものと考えられる。	
8	有効性等	① 適用数等	平成 21 年度 : 適用 55 件 平成 22 年度 : 適用 86 件 平成 23 年度 : 適用 47 件 平成 24 年度 : 適用 64 件(見込み) 平成 25 年度 : 適用 65 件(見込み) 平成 26 年度 : 適用 64 件(見込み) ※道府県から聞き取った結果による。見込みについては聞き取り結果より推計
		① 減収額	平成 21 年度 : 1,156 百万円 平成 22 年度 : 493 百万円 平成 23 年度 : 343 百万円 平成 24 年度 : 638 百万円(見込み) 平成 25 年度 : 479 百万円(見込み) 平成 26 年度 : 472 百万円(見込み) 【算定根拠】 建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率 ※道府県から聞き取った結果による。見込みについては聞き取り結果より推計

	<p>② 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>本特例の活用により、製造業における設備投資が促されることで、常に変化する市場ニーズに対応した商品が供給されるようになり、製品出荷額の増加が期待される。また、農林水産物等販売業については、半島地域の豊富な農林水産物やそれを活かした商品を販売する基盤が整うことで、半島地域外の者の来訪意欲が高まり、交流人口が増加することが期待される。</p> <p>これらを通じて、地域において労働需要が生じ雇用が創出されるなど、半島地域の経済が活性化する。</p> <p>過去の実績によれば、食品製造業者が、本特例を活用し、新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られており、本特例は半島地域の経済活性化に繋がっていると考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>製造業に係る製品出荷額の対前年度比率(平成 21 年)については、全国値が 79.1%であった一方、半島地域では 75.0%となっている。近年では、このように半島地域に減少幅が、全国の減少幅を上回る状況が続いている。</p> <p>また、観光入込客数の対前年度比率(平成 22 年)については、全国値が 97.1%であった一方、半島地域では 90.8%となっており、半島地域の減少幅が、全国の減少幅を上回る状況となっている(平成 22 年から統計の調査手法が変更となったため、平成 21 年度との比較ができないため参考値)。</p> <p>一方で、本特例の活用による設備導入により、売上高の増加や雇用の創出が見られるなど、達成目標に資する効果が見られる事例も見られる。これを踏まえれば、引き続き、本特例により雇用の場の創出や地域経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>なお、今回の要望に当たっては、達成目標として、新たに「製造業の製品出荷額の増加」を追加しているが、これは、製造業に係る特例の効果をより適切に把握するためのものである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞して、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>直接的効果としては、本特例が措置されることによる企業の新規立地等により、当該企業からの税収が発生する。また、間接的効果として、地場産品の高付加価値化等による売上の増加や雇用創出(新規立地事業者について1事業者当たり 31.4 人(平成 19～23 年の 5 力年平均))に伴う所得増による税収増が見込まれる。さらに、所得増がもたらす消費増大等の波及効果も期待され</p>
--	-----------------------	--

			る。これらを総合的に勘案すれば、税収減を是認するような効果はあるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。</p> <p>このような中、本特例措置は、民間事業者の投資を喚起するのみならず、商品販売額の増大や雇用創出効果等も期待され、的確性の高い施策と考えられる。</p> <p>また、本特例は、特定分野の事業者を対象とするものではなく、半島地域全体の製造業、農林水産物等販売業を営む事業者を対象としている。一方で、実際の特例が適用される対象は、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資し事業を充実させた法人又は個人に限定されることから、必要最小限な措置と考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。</p> <p>なお、半島地域に対象とした予算措置としては、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（法人税）
2	要望の内容	離島振興対策実施地域として指定された地区における、製造業、情報サービス業等及び旅館業（過疎に類する地区）の用に供する設備に係る特別償却制度（機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100) を2年間延長する。
3	担当部局	国土政策局離島振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成5年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 拡充（取得価額要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ） 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 拡充（情報サービス業を追加） 除外（農林水産物販売業を除外）
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある条件を改善するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図り、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制する。 ----- 《政策目的の根拠》 離島振興法第19条「租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標：39 離島等の振興を図る に包含

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 H20 初期値:409 千人→ H27 目標値:353 千人</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 離島振興対策実施地域の人口</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 当該措置は、離島振興に必要な離島振興対策実施地域の製造業、旅館業及び情報サービス業等を対象としている。 特別償却制度の実施により、多くの雇用創出や産業の育成を図ることが可能となり、離島の活力を取り戻し、離島住民の生活の安定化が図られ、もって離島振興対策実施地域の人口の減少を抑えることに寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 2 1 2 件 ・ H 2 2 0 件 ・ H 2 3 0 件 ・ H 2 4 0 件 ・ H 2 5 3 件 ・ H 2 6 3 件 <p>※H21～H23 は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果、H24～H26 は関係都道府県に聞き取った結果をもとにした見込値</p>
		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 2 1 1 9 百万円 ・ H 2 2 0 百万円 ・ H 2 3 0 百万円 ・ H 2 4 0 百万円 ・ H 2 5 7.2 百万円 ・ H 2 6 7.2 百万円 <p>※H21～H23 は関係都道府県から過去の適用実績を聞き取り、以下の計算式で計算した値。H24～H26 は関係都道府県から聞き取った見込をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>平成 21 年度末実績では、離島地域の人口の実績値 (417 千人) は、推定した目標値 (416 千人) を若干上回っており、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与している。平成 19 年度実績値 (436 千人) と平成 21 年度実績値 (417 千人) から算出した減少率と同様の減少率で推移すると仮定すると、平成 24 年度末の実績見込は 398 千人となり、目標値 395 千人を上回る見込みであるが、高齢化の進展と人口減少が続く中、就業機会の確保が課題であり、本特例措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口 452 千人 (H16) → 417 人 (H21) ・ 財政力指数※ 0.25 (H20) → 0.20 (H22) ・ 高齢者比率※ 31.0% (H17) → 33.5 (H22) ・ 一人当たり平均課税所得※ 2,715 千円 (H19) → 2,611 (H22) <p>※全ての地域が離島である市町村について算出</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>これまでの当該措置等により、当初離島振興対策実施地域の人口の目標値をH21時点で416千人としていたところ、結果として417千人となった。</p> <p>以上のように、当該措置は離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>このため、引き続き当該措置が必要であると考える。</p> <p>離島振興対策地域の総人口 H16実績値:452千人 → H21実績値:417千人 (H21目標値:416千人)</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>当該措置が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、人口は従来にも増して減少していく傾向になるものと想定される。また、今般の改正離島振興法においても交流・定住促進が国の責務として追加されたところ。このため、本税制特例措置を継続し、引き続き離島地域の人口減少の抑制及び地域経済の底支えを行う必要がある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H16～H26)</p> <p>当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>当該特別償却を適用した企業のこれまでの実績によると、設備投資に当たって、1件あたり製造業50名程度、旅館業10名程度の雇用が創出されているため、当該措置が離島地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。よって、当該措置は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効かつ妥当な手段である。</p> <p>なお、本制度は、平成5年度に創設されて以降累次の改正を経て今日まで至っているが、離島地域では全国平均を上回るペースで高齢化の進展と人口減少が続いており、就業機会の確保が課題である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	【特別償却制度の延長】 離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100）の適用期間を 1 年間延長する。
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超） 平成 11 年度 適用期限の 2 年延長（機械等 12/100 建物等 7/100） 平成 12 年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超） 平成 16 年度 適用期限の 2 年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成 18 年度 適用期限の 1 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500 万円超→2,000 万円超） 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外）
6	適用又は延長期間	1 年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の

		<p>進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>奄美群島内の総人口における平成 16 年度から平成 20 年度までの実績値より算出した平均減少率を基に推計した 25 年度末の人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 25 年度末 114 千人以上 (平成 20 年度末現在 122 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	H21:1件 H22:1件 H23:3件 H24:1件 H25:1件 H26:1件 ※H21～H23 は適用実績について県より聞き取った結果、H24～H26 は県に聞き取った結果をもとにした見込値
		② 減収額	H21:2.5百万円 H22:1.5百万円 H23:5.5百万円 H24:3.9百万円 H25:3.9百万円 H26:3.9百万円 ※県から聞き取った見込をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×特別償却率×所得税率・法人税率
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H17～24 年度)</p> <p>平成 17 年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設したことにより、人口 2 千人の村において 8 名の雇用創出につながり、また地元黒糖を原料とするため、農家の経営安定にも寄与するなど奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している事例がある。</p> <p>一方で奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H18 年度)、有効求人倍率も全国平均 1.02 に対して 0.39(H19 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H19~24年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成24年7月1日現在の推計人口は116千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末116千人と同程度であるが、今回要望の目標値である平成25年度末総人口114千人以上を達成するためには、一層の経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H19~24)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H20年度)、有効求人倍率も全国平均1.02に対して0.39(H19年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H17~24)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔離された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、本特例措置は群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、平成17年度には8名、平成19年度には17名の雇用創出につながっており、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制特例措置は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させるものとして設けるものである。零細事業者が多い奄美群島において、設備投資を行った民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し（法人税、法人住民税、法人事業税）	
2	要望の内容	投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件（支払配当を損金算入するための要件）である利益の90%超配当要件の見直しを行うこと（拡充）。	
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場室	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	投資法人に係る課税の特例は平成10年度に創設された。 平成20年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成23年度改正で国内50%超募集要件の見直しが行われた。	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人を活用した不動産証券化の促進により不動産投資市場を活性化すること。 ・投資法人による不動産証券化を推進し、豊富な民間資金により投資法人による不動産の購入・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリュウアップ等が促進されることで、①優良な都市ストック（住宅・オフィスビル・商業施設等）の形成・維持・バリュウアップ（耐震改修、省エネ改修等）、②工場跡地など未利用地の有効利用や開発の促進等による地域経済の活性化、③投資法人が有力な買い手として機能し、透明性の高い適正価格での取引を推進することによる資産デフレの防止を図ること。 <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再生戦略 ～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～（平成24年7月31日閣議決定）（抜粋）</p> <p>「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。」</p> <p>「財務基盤安定に向けた資金調達手段多様化等の検討」</p> <p>「保有不動産の買換え促進策の検討」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」</p> <p>施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」</p> <p>業績目標 173 「不動産証券化実績総額」</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資法人が物件売却による資金を買換え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供し、不動産証券化実績を拡大すること。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人を用いた不動産証券化の実績累計総額</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産投資市場の活性化、我が国金融・資本市場の競争力強化</p>
8	有効性等	① 適用数等	上場投資法人 35 社(24 年7月末)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の 90%超配当要件を満たしやすくなることにより、売却物件の譲渡益を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが可能になる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月) 投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の 90%超配当要件を満たしやすくなることにより、圧縮記帳の適用実績が増える見込み。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが引き続き制約される。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の 90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、資金の調達方法が多様化し、また、多様な資金調達方法の提供により、投資法人による物件取得が積極化することで、不動産証券化市場の活性化へと繋がることから、要望している措置は妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 23 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置(海外不動産関係) (法人税)
2	要望の内容	海外不動産の取得を目的とした現地SPCの株式又は出資を取得する場合については、投資法人に対する当該株式又は出資に係る50%以上保有規制を撤廃すること。
3	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図ること。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>投資法人による海外不動産の取得は法令上禁止されていないが、実際の取得に際しては、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する国の不動産取得を可能とするため、不動産保有SPCを当該国に設立する必要性が高い。</p> <p>しかし、投資対象会社支配を防ぐ観点から投資法人による投資対象会社の過半の議決権保有が禁止されている(投信法)。さらに、税制上の導管性要件にも類似の規制が存在するため、事実上、投資法人による海外不動産の取得が困難となっている。</p>
		<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>に包含</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-REITの資産規模の拡大および不動産投資市場の活性化を図ること</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本件措置が適用される投資法人数、J-REITの資産規模の拡大および不動産投資市場の活性化</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本件措置が実現することにより、投資家への多様な商品提供を図られるとともに、資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備の実現に資する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。なお、我が国において、不動産投資法人は平成24年8月末時点で35法人が上場している。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図られる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 本件措置が実現することにより、本件措置が適用される投資法人数が増加するとともに、J-REITの資産規模の拡大が図られる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 本件措置が実現しなければ、不動産への直接投資規制が存在する国等における日本企業の活動に対する制約要素となると見込まれる。	
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月) 税收減はないと見込まれる。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の効果・達成目標の実現に際し、上記の有効性の存在に加え、効率的(新たな財政上の措置等も不要)な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本件措置が実現すれば、地方在住の投資家も含め投資家に対し、多様な商品が提供されることになることから、相当である。
10	有識者の見解	金融審議会投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ中間論点整理において、海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直しに関して、どのような規制が適切か事務的に検討すべきとされている。	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度を2年間延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び付属施設 (取得金額 2億円以上)特別償却率 6/100 ・機械及び装置 (取得金額 240万円以上)特別償却率 12/100
3	担当部局	都市局都市政策課大都市戦略企画室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和62年新規・特別償却率(文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 <p>平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100</p> <p>平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 26/100</p> <p>平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和(5億円以上→2億円以上) 面積要件の撤廃(3,000㎡→撤廃)</p> <p>平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100</p> <p>平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100</p> <p>平成19年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100</p> <p>平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100</p> <p>平成23年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>関西文化学術研究都市建設法に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。</p> <p>平成24年4月1日現在、文化学術研究施設用地858haのうち、312ha(約36.4%)が施設整備済となっているところであり、文化学術研究施設の集積メリットを発揮するに至っていない。集積メリットの発揮のためには、すべての地区で施設整備率をおおむね50%以上とすることが最低限必要であると考えている。</p>

		<p>関西文化学術研究都市建設法</p> <p>第一条 この法律は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もつて我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>関西文化学術研究都市建設促進法第3条に基づき国土交通大臣が決定する関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成19年4月24日）の序章において、建設の目的が記載されている。</p>																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>																					
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、研究所用施設等の施設立地数を目標としており、平成26年度までの施設立地目標は130施設である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。また、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により、新産業創出等国民経済の活性化が期待される。</p>																					
8 有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">【単位：件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(実績)</th> <th>H24(推計)</th> <th>H25(推計)</th> <th>H26(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>前回要望時の適用想定件数は年間3件程度となっており、想定を大きく外れるものではない。</p> <p>実績については本都市内に立地する企業に対して実施したアンケート調査によるものである。また推計値は過去5カ年実績の平均値である。</p> <p>なお、本特例は、適用の際に促進法に基づく建設計画に適合しているか等により判断されるものであり、また対象となる研究分野の制限を設けていないことから、特定のもののみ優遇が受けられるものではない。</p>		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)	建物及び付属施設	0	0	0	1	1	1	機械及び装置	2	2	2	2	2	2
	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)																	
建物及び付属施設	0	0	0	1	1	1																	
機械及び装置	2	2	2	2	2	2																	
	② 減収額	<p style="text-align: right;">【単位：百万円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21(実績)</th> <th>H22(実績)</th> <th>H23(実績)</th> <th>H24(推計)</th> <th>H25(推計)</th> <th>H26(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績については本都市内に立地する企業に対して実施したアンケート調査によるものである。また推計値は過去5カ年実績の平均値等により算定したものである。</p> <p>【算定根拠】</p> <p>取得価額(建物・機械)×適用数×特別償却率×法人税率</p>		H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)	建物及び付属施設	0	0	0	6	6	6	機械及び装置	14	3	11	11	11	11
	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(推計)	H25(推計)	H26(推計)																	
建物及び付属施設	0	0	0	6	6	6																	
機械及び装置	14	3	11	11	11	11																	

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>平成 21 年度から平成 23 年度までの間に大学、研究所等が 114 施設から 115 施設へととなったものの、海外経済の減速や、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結、見直しや海外投資の拡大等により、学研地区における新規立地についても大幅な増加はみられなかったが、関西文化学術研究都市が次世代エネルギー実証実験の実施地域に選定されるなど、同都市において環境分野での最先端の取り組みが進められているとともに、今後 2 年間に於いて本格的な研究所用施設の進出が見込まれており、関連施設等の新規立地が期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>平成 18 年度までの立地施設数は 96 施設、平成 23 年度は 115 施設と増加傾向を示しているものの、130 施設という平成 26 年度末までの目標数の達成は困難な状況にあるが、本特例により施設の立地を誘導し、今後も引き続き立地数を増加させていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度)</p> <p>同都市の主要なクラスターである木津地区は現在土地造成中で、今後 2 年間に於いて本格的な研究所用施設の進出が見込まれており、本特例措置の延長がされなかった場合、施設の進出への影響が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>本特例により、税収は減少するものの、平成 18 年度までの就業者(研究者)数は 5,399 人、平成 23 年度は 7,260 人と増加傾向にあり、周辺地域の雇用創出などの経済効果も見込まれるばかりか、研究所用施設の集積により、共同研究の実施等、産業の高度化等の効果が期待される。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなる。このような事業者の初期投資の負担を軽減する措置として補助金も考えられるが、補助制度では予算総額が決まっているため、他の事業者との競合等の事情により、必ずしも補助金が交付されない可能性がある。一方、特別償却制度は要件に合致すれば投資初年度の税の減免が受けられるため、確実な負担の軽減を図ることができる上、投資資本の早期回収の効果があり、立地誘導する上で手段としての確かな措置である。適用対象に関しても投資資金額が 2 億円以上(機械等で 240 万円以上)のものに限定しており、必要最小限の措置と言える。また、本特例は、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月 (平成 23 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために土地が地方公共団体に買い取られた場合における譲渡所得への 5,000 万円特別控除の適用(法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	復興整備計画に位置づけられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地(公共施設及び公益的施設を含む。以下同じ。)に供するために土地が地方公共団体に買い取られた場合において、当該土地を譲渡した者の譲渡所得に対し、5,000 万円の特別控除を適用する。(新設)
3	担当部局	都市局都市安全課、土地・建設産業局地価調査課公共用地室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 震災により住居を失った被災者の居住を迅速かつ確実に確保する。この目的のため、住宅団地等の居住施設の整備に当たり支障となる課題を解決させる。 ----- 《政策目的の根拠》 東日本大震災からの復興の基本方針(平成 23 年 7 月 29 日、東日本大震災復興対策本部) 「地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。」(p.9)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 津波被災を受けた地域から居住区域を移転するために整備する住宅団地に係る土地取得について、土地所有者の同意を得られずに難航する用地交渉の進捗に寄与する。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 譲渡所得が 2,000 万円を超える土地の譲渡を行う者で、かつ、現行制度上 5,000 万円特別控除の適用を受けられない者の数 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 用地交渉の進捗が図られることにより、住宅団地の用地の確保が困難な被災地における居住施設用地の迅速な確保、居住施設の早期着工につながり、もって、被災者の居住の迅速かつ確実な確保に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	H25:33 者 H26:26 者 H27:15 者
		② 減収額	H25:▲87 百万円 H26:▲69 百万円 H27:▲39 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 27 年度) 東日本大震災復興特別区域法において、公営住宅等に関する規制・手続の特例措置を設けており、規制・手続の緩和という観点から、被災者の居住環境の安定性を確保している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 27 年度) 防災集団移転促進事業等の移転事業を進める地方公共団体のうち、既に用地を選定し地権者と交渉を進めているものの当該事業が進捗することにより、早期の居住施設建設が見込まれ、被災者の居住の安定がいち早く図られる。また、制度の導入により、これから用地を選定する段階の地方公共団体においても、適地が少ない中で用地の選択肢の幅が広がることが予想される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 27 年度) 地方公共団体による土地の取得が進まず、居住施設の建設事業が停滞するため、仮設住宅の解消が遅れ、被災者の居住環境が不安定な状況に晒され続けることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 27 年度) 仮設住宅等での生活を余儀なくされている多くの被災者の居住施設を供給するには、その用地に相当の地積を要する。当該居住施設の確保のための事業は、多くの被災者の居住に関わる公益性の高いものであり、かつ、当該事業のための土地の確保は、建設に不可欠なものであり、土地譲渡の推進のため、税制上の支援措置が必要である。 なお、復興整備計画において、真に必要な程度の事業規模にて事業計画が作成・公表されることにより、無秩序な事業範囲の拡大は生じない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本要望は、既存の特別控除額を大きく超える譲渡所得の発生する土地売買契約が散見されることによるものであり、これをカバーする特別控除の措置が必要かつ十分な手段である。控除しきれない額に相当する額を補助金等で助成する性質のものでもなく、規制的手段により解決が図られるものでもない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者（特定都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合（ワンストップ）を含む。）に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、5割増償却（5年間）) <p>(適用要件) 平成27年3月31日までに取得し、供用すること 地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2) 居住者等利便施設整備費が10億円以上</p>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられたことを受け、民間都市再生事業計画の認定の申請期限を、1年前倒しで延長し、平成29年3月31日までとすること等を内容とする、都市再生特別措置法の改正を行い、平成23年7月に施行されたところである。</p> <p>また、都市再生を推進している大都市の交通結節点等において、震災発生時の避難者・帰宅困難者対策を強化すべきことが明らかになったことを踏まえ、都市の再生と併せて、国・地方公共団体・民間事業者が協力して都市の防災機能を確保すべく、都市再生特別措置法の改正を行い、平成24年3月30日に第180回国会で成立したところ。</p> <p>直近では、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）におい</p>

		て、大都市等の再生が重要施策として位置付けられ、2020年度までに実施すべき成果目標の設定がなされる予定であるほか、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策（平成24年7月国土交通省）の中においても、大都市等の再生を推進するための税制支援等の取組みを行っていくことについて盛り込まれる予定である。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進していく。</p> <p>それにより、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備地域における都市開発事業の平成24年度から平成27年度までの建設投資累計額 目標値：4兆円～5兆円 ・都市機能更新率（建築物更新関係） 目標値：平成25年度41% <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>（実績） 21年度：18件（8計画） 22年度：18件（8計画） 23年度：20件（8計画）</p> <p>（見込） 24年度：7件（4計画） 25年度：5計画 26年度：7計画</p> <p>※見込値については、引き続き継続して適用される件数の実績と、平成17年度から平成23年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p>
	② 減収額	<p>（実績） 21年度：3,647百万円 22年度：3,195百万円 23年度：3,646百万円</p> <p>（見込） 24年度：1,278百万円 25年度：1,693百万円 26年度：2,132百万円</p>

			<p>【算定根拠】 取得価額(建物・設備)×償却率×割増率×法人税率×適用数</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度) 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、現在までに63地域、7,783haが指定されており、同地域における認定民間都市再生事業(平成24年7月12日現在、47件を認定済み)を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、アジアの他の主要な国際都市と比較した場合に「通勤時間」「市街地における緑地面積割合」等の面が「弱み」とされている上に、5～10年後には高い経済成長等を背景に上海や仁川等が台頭し、東京でさえその地位が大きく後退する可能性も指摘されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、日本の経済成長を実現するためには、東京をはじめとした我が国の大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。</p> <p>このような状況下においては、国が、認定事業を対象とした税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を引き続き促進し、不動産市場活性化の呼び水とすることが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度) 民間都市再生事業計画は、平成24年7月12日現在47件が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率は平成22年度までに38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>本特例を措置し、事業者にインセンティブを与えることにより、優良な民間都市開発事業を誘発するとともに、魅力ある市街地を形成し、政策目標を達成することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成26年度) 資金流入の減少等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生についてはさまざまな課題がある中、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度) 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再</p>

		<p>生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のための的確かつ必要最小限の措置である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置の延長（法人税）
2	要望の内容	<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 62 号）により国土交通大臣の認定を受けた事業用地適正化計画（以下、認定計画）に定められた事業用地の区域内に存する隣接土地又は当該隣接土地上の権利と、当該認定計画に係る認定事業者の有する土地建物等で区域外にあるものとの交換等をした場合の課税の特例措置として、以下の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税の課税繰延（80%）
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 11 年 創設 平成 14 年 適用期限の 3 年延長 平成 17 年 適用期限の 2 年延長 平成 18 年 計画の対象に中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣が認定した基本計画の区域を追加 平成 19 年 適用期限の 2 年延長 適用要件から三大都市圏の既成市街地等を除外 平成 21 年 適用期限の 2 年延長 平成 23 年 適用期限の 2 年延長 課税繰延率：100%→80% 適用対象地域を緊急整備地域内に限定</p>
6	適用又は延長期間	2 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 事業用地適正化計画に係る税制特例は、民間事業者が土地の有効利用に資する都市開発事業を行う場合において、地権者に土地の交換に伴う税負担を軽減することによって、必要となる所有権や借地権の取得を促進し、事業成立性の向上を図り、もって民間都市開発の推進に資する制度である。</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備をすべき地域として指定される都市再生緊急整備地域については、従来民間事業者が保有していた土地とその周辺土地を合わせることで、都市の魅力向上に資する大規模で優良な民間都市開発事業を実施する必要性が高い。</p> <p>実際にこれまで同計画が認定された地域も、総認定数 31 件に対し、都市再生緊急整備地域（認定後に指定されたものも含む。）が 18 件（9 計画）と約 3 割を占めている上に、東京 23 区、大阪市及び名古屋市の区域が 21 件と大都市におけるニーズが高いことがわかる。</p> <p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進</p>

		<p>め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられている。</p> <p>また、「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）において、大都市等の再生が重要施策として位置付けられ、2020 年度までに実施すべき成果目標の設定がなされる予定であるほか、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」に向けた主要政策（平成 24 年 7 月国土交通省）の中においても、大都市等の再生を推進するための税制支援等の取組みを行っていくことについて盛り込まれる予定となっている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の活力の源泉である都市について、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化を進めることで、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（＝都市再生）を図り、都市の魅力を高める。</p>
<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備地域における都市開発事業の平成 24 年度から平成 27 年度までの建設投資累計額 目標値：4 兆円～5 兆円 ・都市機能更新率（建築物更新関係） 目標値：平成 25 年度 41% 		
<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国が認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講じることによって、都市の再構築を図る民間都市開発事業を誘発することができ、上記政策目的の実現に寄与することができる。</p>		
8 有効性等	① 適用数等	<p>（実績）</p> <p>平成 11 年度：2 件 平成 12 年度：3 件 平成 13 年度：4 件 平成 14 年度：4 件 平成 15 年度：1 件 平成 16 年度：1 件 平成 17 年度：0 件 平成 18 年度：0 件 平成 19 年度：0 件 平成 20 年度：1 件 平成 21 年度：0 件 平成 22 年度：0 件 平成 23 年度：0 件</p> <p>（見込）</p> <p>平成 24 年度：0 件 平成 25 年度：0 件 平成 26 年度：1 件</p> <p>※見込値は、平成 11 年度から平成 23 年度までの適用実績の年平均値から</p>

		推計。
	② 減収額	<p>(実績)</p> <p>平成 11 年度 : 43 百万円 平成 12 年度 : 25 百万円 平成 13 年度 : 102 百万円 平成 14 年度 : 10 百万円 平成 15 年度 : 8 百万円 平成 16 年度 : 4 百万円 平成 17 年度 : 0 百万円 平成 18 年度 : 0 百万円 平成 19 年度 : 0 百万円 平成 20 年度 : 11 百万円 平成 21 年度 : 0 百万円 平成 22 年度 : 0 百万円 平成 23 年度 : 0 百万円</p> <p>(見込)</p> <p>平成 24 年度 : 0 百万円 平成 25 年度 : 0 百万円 平成 26 年度 : 4 百万円</p> <p>【算定根拠】 (平均譲渡所得額－特例措置により課税される譲渡所得額【収入金額－必要経費】) × 法人税率 × 適用数</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度) 資金流入の減少等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市の再構築を図る民間都市開発事業を推進することを通じて我が国の活力の源泉である都市の活性化を図っていくことは、今日的な政策として合理的であるので、本税制特例により引き続き都市の再構築を図る民間都市開発事業を推進していくことが不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度) 都市機能更新率は平成 22 年度までに 38.5%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。 引き続き本特例を措置することで、都市の再生を図り、都市の魅力を高めていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度) 優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化が進まず、その結果、都市の活性化が促進されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度) 本特例措置により、優良な民間都市開発事業を行うための土地の集約・整形化が進み、都市の再構築等を通じた都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上が図られ、都市が活性化する。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>土地の譲渡・取得に際しては、当該譲渡・取得について課税されることとなるが、都市の再構築のための事業用地の集約・整形化の促進という政策目的を達成するためには、当該譲渡・取得に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。</p> <p>本特例措置は、事業用地となる土地の交換等による集約・整形化を促進し、都市の再構築を図るため、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域の地域における民間都市開発事業に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月 (平成 23 年度税制改正要望時)	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定集約都市開発事業に係る買換え特例等の創設 (法人税、法人住民税)	
2	要望の内容	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。)に規定する集約都市開発事業について、下記の措置を創設する。 事業のために長期保有(所有期間5年間超)の土地等を譲渡する場合※ ・法人税5%重課の適用除外 ※ 用途(医療施設、保育所、店舗等含む)等の要件あり	
3	担当部局	都市局都市計画課、市街地整備課	
4	評価実施時期	平成24年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	平成25年12月31日	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市機能の集約等を行い、都市機能の質を向上させることにより、都市の低炭素化に資する都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 低炭素法において、低炭素建築物の普及の促進に係る目的が定められている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合(「都市機能集積率」)を前年度比+0%以上とすることを目標とする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 まとまった敷地の確保が困難である既成の市街地等において、従前の土地所有者に対する税制上のインセンティブを与えることで、集約都市開発事業の用地を確保するための有効な手段となり、事業の実現を促すことで、都市機能集積率の上昇に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	集約型都市開発事業として認定されうる事業は、毎年度2地区程度を見込んでいる。
		② 減収額	毎年度2地区の事業が行われた場合、約0.01百万円の減収を見込んでいる。 算定根拠： 課税標準(1210万円※1)×1地区あたり件数(0.01件※2)×地区数(2地区)×重課適用除外(5%)÷1万円…法人税減収額 法人税減収額(1万円)×法人住民税率(17.3%)÷0.2万円…法人住民税減収額 ※1H22 国税庁「申告所得税標本調査」より推計 ※2市街地再開発事業における類似税制の適用件数から推計
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 集約都市開発事業は、病院、事務所、共同住宅その他多数の者が利用する建築物及びその敷地の整備を行うものであり、当該事業を通じて都市機能の拡散に歯止めをかけることで、都市の低炭素化に資する都市再生の実現が可能となる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 平成19年度に4.02%であった都市機能集積率が、平成23年度には4.16%に上昇しているものの、三大都市圏以外の地方都市の一部で下落の傾向がみられる。本指標については引き続き前年度比+0%以上(暫定値)とすることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 本特例が措置されない場合、まとまった敷地の確保が困難である既成の市街地等において、集約都市開発事業を行う用地を確保することが困難となり、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすことになる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成30年度) 本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市の低炭素化に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	集約都市開発事業に係る権利者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>集約都市開発事業により整備される特定建築物に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度(検討中を含む。)があるが、それらは事業者及び特定建築物の取得者に対する優遇措置である。</p> <p>一方で本特例措置は集約都市開発事業に貢献した権利者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、都市の低炭素化に資する事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>集約都市開発事業は、市町村が策定した低炭素まちづくり計画の区域内で、市町村の認定によって実施されるものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者(権利床取得者、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。)に対する割増償却(5年間10%割増)の適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設 昭和62、平成元、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21 延長 平成23年度 縮減(対象を4階建て以上の耐火建築物に限定)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置づけられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち、4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成26

			<p>年度に 41.8%(暫定値)とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床の処分を円滑に行うため、保留床取得者に税制上のインセンティブを与えることで早期の保留床取得を促すものであり、民間事業者等の保留床取得者全般に広く利用されている。 本特例措置による民間事業者等の積極的な保留床取得は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市機能更新率についても順調に達成されている。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 21 年度:37 件、平成 22 年度:32 件、平成 23 年度:15 件となっている。</p> <p>平成 24 年度から平成 26 年度においては、各年度 38 件程度の適用を見込んでいる。また、本措置は、商業・業務用途等の保留床を取得する民間事業者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	<p>過年度の減収額は、平成 21 年度:49 百万円、平成 22 年度:5 百万円、平成 23 年度:3 百万円であった。</p> <p>平成 24 年度から平成 26 年度においては、各年度あたり約 35 百万円の減収を見込んでいる。</p> <p>算定根拠:年あたりの割増償却額の平均×法人税率</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 26 年度) 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約 34,600ha が指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業を推進することで政策目的の実現を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年度～平成 26 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 23 年度には 39.3%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 26 年度に 41.8%(暫定値)とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 26 年度) 本措置は、商業・業務用途等の保留床を取得する民間事業者全般に利用されるものであることから、本措置が延長されないことで、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすことになる。</p>

		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年度～平成26年度) 本措置は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し特に効果的な手法である市街地再開発事業において、その事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるもので、民間事業者等による早期の保留床取得が促される。これにより、事業中の全国155地区(平成24年3月31日現在)及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、本特例措置の他に各種の税制や補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本特例措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充 (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	東日本大震災被災地において整備されることが想定される一団地の津波防災拠点市街地形成施設につき、その整備に関する事業のために収用交換等の対象となる資産についての譲渡所得等の特別控除等（代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除）を、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前（以下「都市計画事業認可の前」という。）においても適用されるよう、拡充する。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与する。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年十二月十四日法律第百二十三号）において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る目的が定められている。</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 1 1 住宅・市街地の防災性を向上する 施策目標 1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進するに包含</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市計画事業の事業期間を短縮することにより、災害の防止・減災に資する津波防災拠点市街地形成施設の整備を早期に実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 施設整備に係る都市計画事業の事業期間を半年以上、短縮する。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、効率的かつ円滑な公共事業の推進のために円滑な用地取得の実現を図れるのみならず、地権者の生活再建の早期確保がなされることとなる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	主に被災地で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業の相当数での適用が見込まれる。 平成 24 年 8 月末現在、復興整備計画の作成を予定している岩手、宮城、福島の 3 県の津波被災 41 市町村のうち、復興整備事業として一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備を計画し、復興交付金が配分されているのは 13 市町村であり、地区数は延べ 19 地区である（国土交通省都市局把握分）。
		② 減収額	本特例措置に係る減収額は生じない。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、津波による災害の発生のおそれが著しく、災害防止・軽減の必要性が高いと認められる区域において、市街地が有すべき諸機能に係る施設を一体的に整備するため、都市施設の類型に追加されたものであり、当該施設を整備する都市計画事業を早期かつ円滑に実現させることで、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることが可能となる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度) 都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、都市計画事業の事業期間が半年から 1 年程度短縮されることとなる。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度) 事業の推進のための円滑な用地取得ができず、地権者の生活再建が遅れることとなる。			
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 29 年度) 本特例措置に係る減収額は生じない。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	都市計画事業に係る地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備する津波復興拠点整備事業は、東日本大震災復興交付金の交付対象事業として位置づけられているが、これは施行者である地方公共団体の計画策定支援、公共施設整備費、用地取得費を補助するものである。 一方で、本特例措置は従前の権利者に対して特例措置を講じることで、事業の合意形成を促すという観点から、事業の円滑な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る都市計画事業は市町村等が施行するものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定緑地管理機構に係る緑地管理機構の課税の特例措置の拡充 (法人税、法人住民税、法人事業税)
2	要望の内容	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第17条第3項の規定により特別緑地保全地区内の土地等を特定緑地管理機構(※)に譲渡した場合の法人税等について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除制度を措置する。 ※ 今般の通常国会で成立した都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)において、低炭素まちづくり計画を策定した市町村長は、緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人等、又は特定非営利活動法人を特定緑地管理機構として指定することができることとし、特定緑地管理機構は、都市緑地法第68条第1項による緑地管理機構(租税特別措置法第65条の3において、上記法人税に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除を措置済)とみなす旨が規定されている。
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成7年:都市緑地法における特別緑地保全地区内の土地を緑地管理機構が買い入れる場合を追加。 (租税特別措置法第65条の3)
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 建築物や自動車などに由来して多くの二酸化炭素が排出されている都市において、二酸化炭素の吸収源対策やヒートアイランド対策となる緑地の保全及び緑化の推進に係る課税特例措置を講ずることで、都市の低炭素化を図る。 《政策目的の根拠》 京都議定書目標達成計画(H20閣議決定(改訂))、ヒートアイランド対策大綱(H16関係省庁連絡会議)等においては、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。また、地球温暖化対策基本法案(平成22年3月12日閣議決定)においても「国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、緑地の保全緑化の推進を講ずる」とされているところである。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 二酸化炭素の吸収源となる都市の緑地の保全及び緑化を推進することにより、都市の低炭素化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市緑化等による温室効果ガス吸収量 107万トン-CO2/年(平成28年度) ※次期社会資本整備重点計画

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特別緑地保全地区内の土地について、現行制度による買取対象である地方公共団体及び緑地管理機構に特定緑地管理機構が加わることで、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、NPO等市民団体主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、二酸化炭素吸収源対策に資する都市の緑の保全が推進され、ひいては都市の低炭素化が促進されることが見込まれる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>毎年度：1件/年</p> <p>※原則として、地方公共団体が買い取ることが主であるため。</p>
		② 減収額	<p>本拡充措置は、特別緑地保全地区内の土地所有者の申し出に対して買取を行うことが可能となる相手方として新たに特定緑地管理機構が加わるものであり、減収額は生じない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>都市の低炭素化については、緑地の保全及び緑化の推進施策の実施を通じ、二酸化炭素の吸収源の確保、ヒートアイランド現象の緩和による間接的な二酸化炭素排出量の抑制、低炭素化につながる集約型都市構造の実現等に取り組んでいるところであるが、それらの取り組みを継続し、一層の低炭素型都市の実現並びに地球温暖化防止を進める必要がある。</p> <p>地球温暖化防止に関しては、都市緑化等については、森林と並ぶ吸収源対策として気候変動枠組み条約事務局にその結果を毎年報告しており、2010年分については、約105万トン-CO₂の吸収量が確認されているところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>都市緑化等による二酸化炭素の吸収量の確保並びに都市の低炭素化を進めるにあたっては、緑化の推進及び緑地の保全活動を通じた都市内の緑地の確保と樹木等の育成を促進する緑地の適正な管理が求められる。そのほか、市街地及びその周辺における緑地保全を進めることで、都市の拡散の抑制やヒートアイランド対策効果を通じた都市の低炭素化に寄与するものである。</p> <p>このうち緑地保全を効果的に進めるにあたり、現状凍結的に緑地の保全を進める特別緑地保全地区の指定及びその買取り・管理を進める必要がある。地方公共団体と同様の租税特別措置が講じられた特別緑地管理機構制度の活用により、行政としての取り組みに加え、民間団体によるきめ細やかな緑地保全対策が期待でき、あわせて、目標の達成に寄与するものである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>市長村レベルのNPO等市民団体による緑地保全を妨げることとなり、地方公共団体に緑地の保全・管理が偏ることで、地方自治体の負担増加や管理が行き届かない事象が発生し、ひいては緑地の荒廃に至ることで、都市の低炭素化の阻害が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>本特例措置の拡充による税収減は生じない見込みである。</p> <p>なお、本特例措置の効果として、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、NPO等市民団体主体の従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、二酸化炭素吸収源対策に資</p>

			する都市の緑の保全が推進され、ひいては都市の低炭素化が促進されることが見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本拡充措置は、新たな減収を生じさせることなく、NPO等市民団体等の活動を促進することにより、良好な緑地の保全を図る施策であり、的確かつ最小限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	市町村自らが指定する特定緑地管理機構による緑地の管理・保全が推進されることは、地方公共団体の負担軽減の他、市町村に特化した市民団体であるが故に市町村との間における良好なコミュニケーションと市民発意の積極的な緑地保全を促進することから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増)について、適用期限(平成25年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	水管理・国土保全局治水課、水資源部水資源政策課、下水道部下水道企画課、住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量100m ³ 以上 平成11年度 2年延長 平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量100m ³ 以上→200m ³ 以上 平成14年度 償却率1.2割増→1割増 平成15年度 2年延長 平成16年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量200m ³ 以上→100m ³ 以上 平成17年度 2年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量200m ³ →300m ³ 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000m ² 以上を追加 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000m ² 以上→5,000m ² 以上
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本政策の政策目的は雨水貯留浸透利用施設の整備促進である。 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度100mm/h以上も多い)に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きいため、また、発生場所等の予測が困難で、被害軽減のための事前の対応が取りにくいことから、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。 一方、河川の整備は、河川整備計画に基づいて計画的に実施されているものの、完成まで多額の費用と長期間を要するため、特に都市部の中小河川では、市街化の進展により用地買収等を含めて河川整備が進捗せず、低い整備水準(生起確率1/5以下)にとどまっている状況である。また、下水道も、概ね時間雨量50mmを整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたび時間雨量100mmに相当するゲリラ豪雨が降れば、中小河川の流下能力や下水道の排水能力を超える雨水が流入し、氾濫等(外水や内水)による被害が発生する可能性が高く、追加的な河川、下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。

		<p>このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、広く流域全体にわたって面的に雨水貯留浸透利用施設等の整備を進めるなど、分散型の流出抑制対策を進める必要がある。</p> <p>国や地方公共団体では、河川、下水道の整備とあわせて学校の校庭や公園等も活用して雨水貯留浸透利用施設の設置等の対策を進めているが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、広く流域内に分散して設置することが可能であり、公共による対策とあわせて実施することで、流域内のどこで発生するか予測出来にくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消に寄与するものである。</p> <p>雨水貯留浸透利用施設の設置について、税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、流域からの雨水の流出量を緩和・削減することで、流域における浸水被害の防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 社会資本整備重点計画 1－3 人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進 (1) 大規模水害の未然の防止等</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 <大規模水害の未然の防止等> 人口・資産が集中する地域、近年甚大な被害が発生した地域等において、河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等の水害対策を推進するに包含 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 大規模水害の未然の防止等 <水害対策に関する指標> 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 約6.1万戸(H23年度末)→約4.9万戸(H26年度末) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制がインセンティブとなり雨水貯留浸透利用施設の設置が促進されることで、流域からの雨水の流出を緩和・削減し、流域内の治水安全度の向上に寄与している。
8 有効性等	① 適用数等	H10：3件、H11：23件、H12：142件、H13：257件、H14：211件、H15：562件、H16：285件、H17：367件、H18：287件、H19：427件、H20：275件、H21：417件、H22：290件、H23：355件、H24：360件、H25：367件、H26：376件 本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留浸透利用施設を広く対象としているものであり、適用されうる対象から見て想定外に僅少ではなく、適用が特定の者に偏るものではない。 【積算根拠】

		<p>H20 年度以前については（社）雨水貯留浸透技術協会が、H21 年度以降については国土交通省水管理・国土保全局がデベロッパー等に対して行った雨水貯留浸透利用施設に関するアンケート調査結果から、水管理・国土保全局において推計。 （推計方法は別紙に記載）</p>
	② 減収額	<p>H10 年度：0.4 百万円、H11 年度：3 百万円、H12 年度：19 百万円、H13 年度：35 百万円、H14 年度：28 百万円、H15 年度：76 百万円、H16 年度：38 百万円、H17 年度：49 百万円、H18 年度：62 百万円、H19 年度：73 百万円、H20 年度：46 百万円、H21 年度：83 百万円、H22 年度：49 百万円、H23 年度：97 百万円、H24 年度：81 百万円、H25 年度：89 百万円、H26 年度：96 百万円 【積算根拠】 上記積算根拠に同じ。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 26 年度） 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数 平成 19 年度 525 万戸 → 平成 23 年度 390 万戸 本税制により、民間による雨水貯留浸透利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等による被害の軽減」等の達成に向けて、中枢・拠点機能を持つ地域内の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 26 年度） 上記の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策による達成されているものであり、本件税制の効果はそれら達成状況の一部に包含されて発現している。 本件税制により雨水貯留浸透利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、中枢・拠点機能を持つ地域内の治水安全度を向上させるものである。 社会資本整備重点計画において、中枢・拠点機能を持つ地域での床上浸水の恐れがある戸数について、平成 24 年度までに約 235 万戸にする目標を掲げているところ、平成 23 年度時点の実績は約 390 万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。 平成 25 年度からは社会資本整備重点計画の見直しにより、新たな目標として、過去 10 年間に甚大な被害が発生した地域等における床上浸水被害を受けた家屋を対象にその減少を図ることとしている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 25 年度～平成 26 年度） 例えば新川（愛知県）を例にとると、税制措置がない場合に比べて民間における雨水貯留浸透利用施設の整備が 1.1 倍のペースで進んでおり、税制による民間設置の雨水貯留浸透利用施設の整備が促進されている。 本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることによって対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年度～平成23年度）</p> <p>本件税制の存置により、総合治水対策特定河川流域及び特定都市河川流域では、税制適用対象となる民間の雨水貯留浸透利用施設によって年間約20,000m³程度の対策容量が確保されている。これと同程度の対策量を公共事業費により整備する場合、例えば名古屋市にある楠調節池（貯留量12,500m³）の整備では施工期間4年、建設費約17億円（用地費含まず）を要している。さらに土地利用の高度化した都市部においては、用地確保が困難なことが多く、土地価格も高価になることから、公的主体が整備を進めていくことは時間及びコストの両面から困難である。それらに対して、本件税制では、税収の減額は約0.9億円であり、税制を存置することの効果は高い。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>民間が設置する雨水貯留浸透利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共（国・地方公共団体）が雨水貯留浸透利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留浸透利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p> <p>ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、ダム、河道整備等従来型の河川改修等を実施することが困難な都市部においては、特に雨水貯留浸透利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留浸透利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p> <p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留浸透利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域においては民間事業者等が一定規模以上の宅地開発などの雨水浸透阻害行為を行う際には雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられているが、一定規模以下の宅地開発等による流出増に対して公共による対策だけでは不足する部分については、民間の対策が求められ、本件税制により雨水貯留浸透施設の設置の推進を図る必要がある。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成 21 年度に下記の政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>（１）政策レビュー結果（評価書）名 「総合的な水害対策－特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証－」 （平成 22 年 3 月国土交通省）」</p> <p>（２）政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p>小幡 純子 （上智大学法科大学院院長） 城戸 由能 （京都大学防災研究所准教授） 小池 俊雄 （東京大学大学院工学系研究科教授） 重川 希志依 （富士常葉大学大学院環境防災研究科教授） 清水 義彦 （群馬大学大学院工学研究科教授）</p> <p>（３）具体的提言等 評価書 31 頁 11～14 行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。 同・31 頁 32～36 行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既成市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月（平成 23 年度税制改正要望時）

適用件数・減収額の推計

【雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税】

1. 適用件数の推計

- ①民間企業が設置した雨水貯留浸透利用施設の数
を推計するために、任意のアンケート調査を実施
- ②アンケート回答社が完工した建築物件数に対する税制適用建築物件数から、全国の建築物件数（建築物の用途別分類ごと）に税制適用件数を按分
建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数（ただし鉄筋系建築物のみ） × アンケートでの優遇措置対象建築物 ÷ アンケートでの建築物件数 × 黒字法人率 × 税制の制度利用率

※建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数：

「建築統計年報」（国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室作成）を利用。
なお、税制の適用が見込まれる建築物は、事実上鉄筋系（鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）に限られるという推定の下で計算している。

※黒字法人率：

国税庁公表「会社標本調査」の「法人企業の状況」に記載されている「欠損法人の割合」を逆の意味に解したもの。H22 は 27.2%（欠損法人割合 72.8%）となっているが、H23 はまだ数字が公表されていないため、H20～H22 の黒字法人率の平均値を用いた。

※税制の制度利用率：

従前と同様に 50%と仮定。

2. H25～H26 年度の適用件数・減収額の推計＜貯留施設＞

- ①直近 6 年間（H18～H23）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それに基づいて H25～H26 の適用件数を推計。

$$\text{近似式 } y=0.8571x-1416.6$$

$$\rightarrow \text{適用件数 } H25=308 \text{ 件、} H26=310 \text{ 件}$$

- ②貯留施設にかかる減収額

$$= \text{制度適用件数} \times \text{1 件あたり貯留施設整備費用} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率}$$

$$H25 = 308 \text{ 件} \times 5,406 \text{ 万円} \times 0.0083 \times 0.255 = \text{約 } 3,524 \text{ 万円}$$

$$H26 = 310 \text{ 件} \times 5,406 \text{ 万円} \times 0.0083 \times 0.255 = \text{約 } 3,547 \text{ 万円}$$

※貯留施設の 1 件あたり整備費用

過去のアンケート結果から本件税制適用対象である建築物 1 件当たりの雨水貯留浸透施設整備費用を算出。1 件あたり 5,406 万円を設定。

※割増償却率 $0.083 \times 10\% = 0.0083$ （耐用年数 30 年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）

別表第一「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、棧橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）三〇年」に該当。

※法人税率 25.5 %

3. H25～26年度の適用件数・減収額の推計<浸透施設>

①直近4年間（H20～H21）のアンケート結果から推計した適用件数から近似式を導き、それにより適用件数を推計。

$$y=7.9x-15844$$

→ 適用件数 H25=59件、H26=66件

②浸透施設にかかる減収額

=制度適用件数×1件当たり浸透施設整備費用×割増償却率×法人税率

$$H25 = 59 \text{ 件} \times 14,293 \text{ 万円/件} \times 0.0250 \times 0.255 = \text{約 } 5,376 \text{ 万円}$$

$$H26 = 66 \text{ 件} \times 14,293 \text{ 万円/件} \times 0.0250 \times 0.255 = \text{約 } 6,014 \text{ 万円}$$

※1件当たり浸透性舗装整備費用

過去のアンケート結果から優遇措置対象物件1件当たりの浸透性舗装整備費用を算出。
1件あたり14,293万円を設定。

※割増償却率 $0.250 \times 10\% = 0.0250$ （耐用年数10年、定率法）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第一「構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト敷又は木れんが敷のもの」に該当。

別表第八 定率法の償却率 耐用年数（年）一〇年」に該当。

※法人税率 25.5 %

4. 適用件数及び減収額 まとめ

H25年度

（貯留施設）	適用件数 308 件	減収額 3,524 万円
（浸透施設）	適用件数 59 件	減収額 5,376 万円

計	適用件数 367 件	減収額 8,900 万円
---	------------	--------------

H26年度

（貯留施設）	適用件数 310 件	減収額 3,547 万円
（浸透施設）	適用件数 66 件	減収額 6,014 万円

計	適用件数 376 件	減収額 9,561 万円
---	------------	--------------

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)
2	要望の内容	<p>○適用期限を延長する。</p> <p>現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間の措置とする。</p> <p>○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。</p> <p>対象設備：熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。)</p> <p>○次の設備を対象設備に追加する。</p> <p>(1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備</p> <p>(2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>④高効率窓設備 ⑤高効率空気調和設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)</p> <p>○税額控除制度を以下のように変更する。</p> <p>(1) 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け</p> <p>対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率：「7%」を「15%」に変更。</p> <p>(2) その他の設備向け</p> <p>対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。</p> <p>○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。</p> <p>「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。</p>

3	担当部局	水管理・国土保全局下水道企画課 住宅局住宅生産課	
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 23 年度 創設 平成 24 年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。	
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長 (現行:平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。</p> <p>【3 つの改革】</p> <p>①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト)</p> <p>②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換)</p> <p>③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)(P. 8~9 該当)</p> <p>「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援していただくことが必要である。(中略)コジェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」</p>
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	<p>政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p>
		③ 達成目標 及び測定 指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。</p> <p>【3 つの改革】</p> <p>①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト)</p>

		<p>②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換)</p> <p>③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー効果 (2010年比19%以上の削減) ・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上)
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成24年度(見込み) 約66,000</p> <p>平成25年度(見込み) 約140,000</p> <p>平成26年度(見込み) 約190,000</p> <p>平成27年度(見込み) 約230,000</p> <p>(経済産業省ヒアリング調査を基に推計。)</p> <p>※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>平成24年度 402億円</p> <p>平成25年度 555億円</p> <p>平成26年度 652億円</p> <p>平成27年度 726億円</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒した例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税創設時には、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に関連して、CO2削減効果の高い設備について、3年間でCO2削減効果が1.5万トン以上の効果、という目標を設定していた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及びCO2削減目標についての見直しがなされている状況である。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>グリーン投資減税創設時において、本税制創設に伴い、3 年間で約 1.6 兆円の投資促進効果を推計しており、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制は、エネルギー起源 CO2 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。</p> <p>一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。</p> <p>また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【関連する他の支援措置の内容】</p> <p>税制：再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税</p> <p>融資：環境・エネルギー対策貸付</p> <p>制度：住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>グリーン投資減税は、設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担や実質的な納税負担を改善・軽減させるもの。</p> <p>予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相</p> <p>—</p>

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化 (法人税)
2	要望の内容	現行の海外投資家(非居住者及び外国法人)が受領する振替社債等の利子に係る非課税制度の期限(平成25年3月31日)を撤廃し、恒久的な制度とすること。
3	担当部局	住宅局総務課民間事業支援調整室 道路局総務課道路政策企画室 土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室 水管理・国土保全局水資源部水資源政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度税制改正にて3年間の時限的措置として導入。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家の社債等に係る市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や独立行政法人、Jリークの資金調達円滑化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)94頁中「2020年までに実現すべき成果目標」のうち「アジア随一の先進的かつ安定的な市場 アジアを含む国内外の資金循環の中核(対外・対内証券投資、対外・対内直接投資の持続的な増大)」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する</p> <p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外投資家の我が国公社債等市場への参加。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本措置の適用対象となる振替社債等の発行体数、銘柄数及び金額並びにこれらの振替社債等全体に占める比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度の恒久化により、海外投資家による振替社債等の保有残高が増加すれば、我が国の発行体が発行する債券の投資家層の厚みが増す。潜在的な投資家層が増加すれば、債券取引もそれに伴い活発化し、流動性も増大して、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能も向上し、より効率的な市場の実現に資することとなる。また、投資家層の厚みが増せば、資金調達に係る需給が逼迫する可能性も減少し、不当に不利な発行条件での発行や、他社の大規模資金調達が予想される場合の駆け込み発行もなされなくなり、企業等の安定した資金調達に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成 24 年 6 月 30 日現在で、101 社 325 銘柄 4,288 億円及び資産担保証券 12 銘柄 825 億円並びに新株予約権付社債 8 銘柄 1457 億円が適用対象となっている。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)</p> <p>現行の時限的な利子非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われているが、未だ恒久的なものではないことから、債券取引の活発化、流動性の増大、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能の向上、及び資金調達に係る需給の安定といった効果を発現させるに足りる投資家層の厚みは未だ形成途上にある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)</p> <p>現行の時限的な利子非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている(平成 24 年 6 月 30 日現在で 101 社 325 銘柄 4,288 億円及び資産担保証券 12 銘柄 825 億円並びに新株予約権付社債 8 銘柄 1457 億円)ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)</p> <p>本制度が恒久化されず延長にとどまった場合、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して現在振替社債等への投資を全く行っていない、又は消極的姿勢をとっている海外投資家の参加は引き続き見込まれないため、海外投資家による振替社債等の保有は現状維持のまま頭打ちとなる。また、延長もなされない場合、本制度の適用期間内に発行された振替社債等の償還が進むにつれ、海外投資家による振替社債等の保有は段階的に減少することが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)</p> <p>税収減はないと見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>従前我が国の社債等市場に海外投資家が参加してこなかった主な理由は、投資家の居住国での課税前の利回りを低下させることとなる、源泉国たる我が国での利子への課税であり、これが存在する限り、国内発行社債等の海外での販促活動等の施策も奏功し難い。従って、海外投資家を我が国の社債等市場に呼び込むには、現行の時限的な非課税制度を恒久化することが最適な策であり、かつ他の全ての施策の前提となるものであって、妥当である。また、先進諸外国では海外投資家の受ける社債等の利子は原則非課税であり、我が国が海外投資家にもみ振替社債等の利子を非課税としても、それは「債券の利子は投資家の居住国にて課税する。」との潮流に合わせるに過ぎず、何ら課税の公平を損なうものではなく、むしろ海外投資家が我が国と居住国で二重に課税される可能性を排除し、内外の無差別取扱いの実現に資するものであって、妥当である。非課税制度の適用者の数については、そもそも適用の可能性があるので、普通社債等を公募することができる信用力の高い発行体に限られており、単純に絶対数のみから適用実績が少ないと判断すべきではない。また、現状においては時限的措置であることから、海外投資家側で国内発行社債の投資の前提となる調査、分析に多くの人的、物的資源を投入できず、そのため、信用力の高い発行体の中でも、営む事業の性質上収益の変動が少ないことから特に信用力の高いものと考えられている発行体（電力会社等）、及び海外 IR 活動に注力している発行体に限られているところ、恒久化の暁には、海外投資家としても我が国で発行される社債等への投資に対する調査及び分析に係る体制を充実させ、これまで投資がなされていなかった銘柄への投資が行われることが見込まれるため、妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	なし	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (法人税)
2	要望の内容	(1)現行制度の概要 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を取得し、又はサービス付き高齢者向け住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5年間2.8割増(耐用年数35年以上のものについては4割増)で償却する。 (2)要望の内容 本特例の適用期限(平成25年3月31日)の2年間延長
3	担当部局	住宅局安心居住推進課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成15年度 延長・縮減 平成17年度 延長 平成19年度 延長・縮減 平成21年度 延長・拡充 平成23年度 延長・拡充(制度の見直し)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けることができる高齢者向け住宅の整備促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定)において、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)の制度化に関する法律の改正、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅(仮称)の供給支援」が位置付けられている。</p> <p>(※)平成23年1月25日においては、改正高齢者住まい法が成立していなかったため、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)」となっている。</p> <p>○「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)に</p>

		<p>において、基本的な施策として、「医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。」ことが挙げられている。</p> <p>○「国土交通省成長戦略」（平成 22 年 5 月 17 日公表）において、「医療・介護などのサービスと一体となった住宅の供給を促進するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置づけを明確化し、その供給支援や適切な運営の確保を図る」ことが位置付けられている。</p> <p>○「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において、在宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2020 年を目途に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする。</p> <p>この目標の達成のため、このうち、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を約 1%とすることを目安とする。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合</p> <p>高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を 2020 年を目途に欧米並み（3～5%）とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成 18 年度 238 戸</p> <p>平成 19 年度 35 戸</p> <p>平成 20 年度 162 戸</p> <p>平成 21 年度 50 戸</p> <p>平成 22 年度 0 戸</p> <p>平成 23 年度 781 戸</p> <p>平成 24 年度 3202 戸（見込み）</p> <p>平成 25 年度 3202 戸（見込み）</p> <p>平成 26 年度 3202 戸（見込み）</p> <p>※国土交通省アンケートにより推計</p>

		<p>※平成 22 年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成 23 年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年 3 万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、適用件数は約 3300 戸程度と見込まれる。</p> <p>平成 23 年度に供給されたサービス付き高齢者向け住宅戸数（床面積 25 m²以上のもの：1527 戸（国土交通省推計））や昨今の経済状況を考慮すると、適用実績は少なくない。また、特定の地域・事業者に偏ることなく適用されている。</p>
②	減収額	<p>平成 18 年度 11 百万円 平成 19 年度 1 百万円 平成 20 年度 6 百万円 平成 21 年度 1 百万円 平成 22 年度 0 百万円 平成 23 年度 18 百万円 平成 24 年度 95 百万円（見込み） 平成 25 年度 95 百万円（見込み） 平成 26 年度 95 百万円（見込み）</p> <p>※国土交通省アンケートにより推計</p> <p>※平成 22 年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成 23 年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年 3 万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、減収額は平年度 158 百万円と見込まれる。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度～平成 23 年度)</p> <p>現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、9.5%にとどまっているなど、高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックは絶対的に不足している状況にある。</p> <p>本租税特別措置等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3～5%)とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者住宅の整備促進を図ることができる。</p> <p>本租税特別措置は、2011 年度末のサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数である約 3 万戸の供給に寄与し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合が 1.5%(H20)から 1.7%(H23)となっており、向上している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>〈税による直接的な押し上げ効果〉</p> <p>平成 23 年度のサービス付き高齢者向け住宅の新規供給戸数である約 7,000 戸のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積要件(専用部分 25 m²以上)を満たすもの 22%

			<p>・税の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅供給のインセンティブにつながると考える者の割合 21% (国土交通省による供給事業者向けアンケート)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 24 年度)</p> <p>租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。</p> <p>なお、租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の新規投資にマイナスの影響を及ぼすと考える者の割合は 63%(国土交通省による供給事業者向けアンケート)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>今後急増する単身高齢者や要介護高齢者(※)に適した住まいを確保することが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある。</p> <p>※参考 単身高齢者は約 1.7 倍(2005 年→2025 年) 要介護高齢者は約 1.5 倍(2010 年→2025 年) 要支援 1 及び 2、要介護 1 の高齢者は平成 12 年と平成 23 年を比較すると約 2.7 倍に増加</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅は一般の賃貸住宅と比較した場合、バリアフリー構造とする費用及び必要な設備費用の面で建設コストが高くなるため、その負担軽減に割増償却が有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>サービス付き高齢者向け住宅整備事業</p> <p>「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。</p> <p><対象> 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等</p> <p><補助額> 建築費の 1/10 改修費の 1/3 (国費上限 100 万円/戸)</p> <p>上記の予算上の措置はサービス付き高齢者向け住宅の共用部分の整備に対する支援であり、本特例は専用部分の整備に対する支援措置であるため、明確に役割分担が図られている。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用した高齢者向けの住宅の供給に更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保寄与することとなる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月(平成 23 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長 (法人税)
2	要望の内容	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定特定建築物(床面積(増改築の場合は、当該増改築に係る部分の床面積)が2,000㎡以上50,000㎡未満であり、かつ、認定に係る基準に適合する昇降機が設置されているもの)の割増償却制度(現行割増償却率10%、5年間)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 新設 平成7年度 適用期限の2年延長 平成8年度 償却率2割→1.8割 平成9年度 適用期限の2年延長 平成10年度 償却率1.8割→1.4割 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 償却率1.4割→1.2割 適用期限の2年延長 平成14年度 償却率1.2割→1割 適用対象の拡充(老人ホーム等、増改築) 平成15年度 適用期限の2年延長 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長(50,000㎡未満へ)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 デパート、病院、ホテル等不特定かつ多数の者が利用する建築物又は老人ホーム等主として高齢者、障害者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進を図る。</p> <p>《政策目的に係る達成目標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 14%(平成21年度)→30%(平成32年度)</p> <p>《政策目的の根拠》 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律91号)</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	「国土交通省 政策評価体系」 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を促進するに包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 14%(平成21年度)→30%(平成32年度)
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 誘導的なバリアフリー化の基準に適合した新築が進むことで、多くの高齢者・障害者が利用する建築物全体のバリアフリー化の促進が図られる。
8 有効性等	① 適用数等	適用実績 平成21年度 15件 平成22年度 9件 平成23年度 14件 平成24年度～平成26年度 14件(見込み) ※適用実績は地方公共団体からのアンケート調査結果による。 ※平成24～26年度については、過去の適用実績をふまえた見込み値であり、うち1件は所得税。 過去の適用件数は上記のとおりであり、おおむね想定どおり有効に活用されている。 なお、過去の適用実績では、物販・医療・福祉といった複数の用途の建築物に適用されており、特定の者への大きな偏りはない。	
	② 減収額	減収額 平成21年度 238百万円 平成22年度 71百万円 平成23年度 136百万円 平成24年度～平成26年度 124百万円(見込み) ※適用実績は地方公共団体からのアンケート調査結果による。 ※減収見込みについては、延床面積16,000㎡で18万円/㎡の建築物を想定し、毎年13件の適用があるものとして試算した。	
	③ 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成26年) 多くの高齢者・障害者が利用する建築物の建築に当たり、誘導的なバリアフリー基準に適合させるためには、多大な追加的コスト負担を必要とする。本税制特例(割増償却)は、当該追加的コスト負担を行う民間事業者の投資直後における税負担を軽減させるものであり、負担に対するインセンティブとなることで、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化を促進しようとするものである。	

			<p>実際に、本税制特例は、大規模ショッピングセンター等の集客力のある施設や病院、老人センター等の高齢者等が主に利用する施設について、毎年度 14 件程度適用されており、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年～平成 26 年)</p> <p>不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成 21 年度:約 14% → 平成 22 年度:約 17%</p> <p>直近の評価である「平成 23 年度政策チェックアップ評価書」において、「不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合」について評価を行い、本税制特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けて貢献していることを確認している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年～平成 26 年)</p> <p>床面積 2,000 m²以上の特別特定建築物(病院、百貨店等不特定多数の者又は高齢者・障害者が主に利用する建築物)のフローのうち、誘導基準に適合するものの割合を平成 32 年度末までに 30%以上とする目標の達成が困難となる。</p> <p>誘導的なバリアフリー基準を満たさない建築物が新たに建築され、不特定多数の者が利用する建築物のバリアフリー化が進まない結果、高齢者等の社会参加・自立が促進されないことになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年～平成 26 年)</p> <p>本税制特例は、多くの高齢者等が利用する建築物の建築に当たって、特定の者に偏りなく、毎年度確実に適用され、その結果、新築の建築物における誘導的なバリアフリー基準を満たした建築物の割合も着実に増加しており、多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進が図られていることから、税収減を是認する効果が認められる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>高齢者等の自立した生活に不可欠な一定規模以上の特別特定建築物のバリアフリー化を推進するため、用途を問わず、建築物の整備に適用される支援策は本特例措置のみである。</p> <p>本特例の適用要件として用いられている誘導基準に係る目標は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化にとってより望ましい建築物を増加させようとするものであり、民間事業者に対するインセンティブ措置の特例として割増償却(10%5年間)が的確かつ必要最小限な措置である。</p> <p>本特例は、建築物全体を対象として、建築物の用途を問わずに、民間建築主のバリアフリー化に要する負担軽減のインセンティブを与える支援策としての役割を担っている。</p>

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充（法人税、法人住民税、法人事業税）
2	要望の内容	<p>【拡充要望】</p> <p>① 特例措置の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度で対象となっている外航日本船舶に加え、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）を追加する。 ・ 各年度の対象隻数は、外航日本船舶の各年度増加隻数の3倍の準日本船舶隻数とする（ただし、各年度の適用隻数は、外航日本船舶を含め450隻を上限とする）。 ・ 対象事業者は、平成25年度末までに「日本船舶等・船員確保計画」の新規又は変更認定を受けた船舶運航事業者とする。 <p>② 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国外航船社が、法人税、法人住民税、法人事業税について、利益に応じた納税額の算出に代わり、船舶のトン数に応じたみなし利益を損金算入した後の利益に応じて納税額を算出することができる制度。 <p>準日本船舶のみなし利益水準（100純トンあたり）は、外航日本船舶の1.5倍とする。</p>
3	担当部局	海事局外航課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成20年度 創設（平成22年3月31日までの間に、日本船舶・船員確保計画を作成し認定を受けた事業者は計画期間（5年間）内において、外航日本船舶にかかる利益について、みなし利益課税を選択することができる。）</p> <p>平成23年度 拡充要望（平成24年度以降の検討課題となる）</p> <p>平成24年度 拡充要望（平成24年度税制大綱にて「日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」こととされた）</p>
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 厳しい国際競争にさらされている日本商船隊の競争力を確保しつつ、外</p>

	根拠	<p>航日本船舶増加のペースアップを図るとともに、外航日本船舶を補完するものとして「準日本船舶」を確保することにより、経済安全保障の早急な確立を図ること。</p> <p>《政策目的の根拠》 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申 (平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>に包括</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね265隻とすることを目標とする。 ・ 外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね450隻とし、これを平成29年度まで維持することを目標とする。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国商船隊における外航日本船舶数 ・ 我が国商船隊における外航日本船舶数と、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）の合計数 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成19年12月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申において、経済安全保障の確立に必要な外航日本船舶は450隻とされていることから、</p> <p>①外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね265隻とすることを目標とすること</p> <p>②外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5年間（平成25年度から平成29年度まで）で概ね450隻とし、これを平成29年度まで維持することを目標とすることは、いずれも、政策目的の実現に資する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>【適用実績（※）】</p> <p>・トン数標準税制認定事業者数：10社（平成24年3月末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画開始時</th> <th>第1期実績</th> <th>第2期実績</th> <th>第3期実績</th> <th>増減 (計画開始時→ 第3期実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶数</td> <td>76.4隻</td> <td>95.4隻</td> <td>118.9隻</td> <td>131.8隻</td> <td>55.4隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各認定事業者の「日本船舶・船員確保計画」に基づき作成。</p>		計画開始時	第1期実績	第2期実績	第3期実績	増減 (計画開始時→ 第3期実績)	外航日本船舶数	76.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	55.4隻
			計画開始時	第1期実績	第2期実績	第3期実績	増減 (計画開始時→ 第3期実績)								
		外航日本船舶数	76.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	55.4隻								
② 減収額	<p>【実績（※）】</p> <p>・平成23年度の減税額合計：476百万円</p> <p>・平成22年度の減税額合計：12,033百万円</p> <p>・平成21年度の減税額合計：2,372百万円</p> <p>(「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者10社の合計。)</p> <p>【見込（※）】</p> <p>・制度拡充による減税見込額（平成25年度から平成29年度までの5年間の平年度減税額）：1,090百万円</p> <p>※減税額はいずれも国税と地方税の合計額。</p> <p>※各認定業者実績値及び見込値（日本船主協会アンケート）に基づき作成。</p>														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成20年～28年度)</p> <p>「日本船舶・船員確保計画（以下、『計画』という）」の認定を受けたトン数標準税制認定事業者10社について、下記の通り計画が実施され、政策目的の実現に向けた進捗を示しているが、外航日本船舶数増加を加速し、非常時の経済安全保障の確立に必要な規模の外航日本船舶の早期確保を図る必要性に迫られている。</p> <p>【計画の実施状況】</p> <p>・平成24年4月時点認定事業者数：10社</p> <p>・外航日本船舶の確保計画：77.4隻（計画開始時）→160.8隻（第5期終了時）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成20年～28年度)</p> <p>【本制度の創設時における達成目標】</p> <p>① 外国の外航海運事業者と本邦外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化</p> <p>② 外航日本船舶・日本人船員の確保・育成</p> <p>①については、トン数標準税制という外航海運の世界では国際標準となっている制度を日本船舶に対して導入したことは一定の達成目標への寄与が認められる一方、諸外国の多くが自国籍船以外もトン数標準税制としている点については、国際的な競争条件の均衡化に向けた課題として残っている。</p> <p>②については、上欄で記したように、トン数標準税制を適用してい</p>														

		<p>る「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者 10 社について、計画開始時点の 77.4 隻から 160.8 隻（平成 25 年末時点）へと 2.1 倍の外航日本船舶の隻数増加が計画されており、これまでの外航日本船舶の減少傾向から増加に向かっており、船員の確保にも着実な取り組みが見込まれ、現行制度が有効に活用されていることがわかるが、我が国の経済安全保障の確立の観点では、必要規模確保の早期実現が求められる。</p> <p>【租税特別措置等による効果】</p> <p>トン数標準税制の適用対象に、我が国外航船社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす外国船舶（準日本船舶）を追加することは、事業者による外航日本船舶増加のインセンティブを与えることとなり、①平成 23 年央で 136 隻である外航日本船舶を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）で概ね 265 隻とすることとともに、②外航日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、外航日本船舶数と準日本船舶数の合計を、5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）で概ね 450 隻とし、これを平成 29 年度まで維持することの実現にも寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 25 年～29 年度）</p> <p>仮にトン数標準税制の拡充が認められなかった場合、以下の効果等が失われることが考えられる。</p> <p>①外航日本船舶増加のペースアップ及び外航日本船舶を補完するものとしての「準日本船舶」の確保による、経済安全保障の早急な確立 ②厳しい国際競争にさらされている日本商船隊の競争力の確保</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 25 年～29 年度）</p> <p>過去の減税額及び達成目標の実現状況は①及び②のとおりであり、本制度の創設時における達成目標の実現に向けての一定程度の効果が確認されているところ。</p> <p>トン数標準税制の拡充により、以下の効果が期待される。</p> <p>①外航日本船舶増加のペースアップ及び外航日本船舶を補完するものとしての「準日本船舶」の確保による、経済安全保障の早急な確立 ②厳しい国際競争にさらされている日本商船隊の競争力の確保</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易協定（内国民待遇※）に抵触するおそれ。また、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、平成 6 年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」（造船協定）が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されているため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p> <p>本要望は、対外船舶運航事業者に対する租税特別措置であるトン数標準税制を拡充するものである。</p> <p>なお、規制・補助金等はない。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本租税特別措置により、外航日本船舶増加のペースアップがなされ、また、日本商船隊の競争力が確保されることは、直接的には我が国航船社による安定的な雇用・納税、間接的には地域の造船業等の海事産業クラスターへの経済波及効果といった効果を有するため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
10	有識者の見解	「交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月答申）」では、非常時における最低限必要な外航日本船舶を450隻と試算しており、経済安全保障の観点からの外航日本船舶の重要性にかんがみ、外航日本船舶の増加を図ることが至急の課題となっている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月（平成24年度税制改正要望時）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶に係る特別償却制度の延長 (法人税)
2	要望の内容	<p>(外航船舶)</p> <p>【延長要望】 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直した上で、適用期限を延長する。</p> <p>【特例措置の内容】 外航日本船舶……………特別償却率 18/100 外航日本船舶以外の船舶……特別償却率 16/100 対象要件:従来からの設備要件に加え、新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、平成25年1月1日以降に契約した新造船に義務づけられる二酸化炭素排出規制に係る基準よりも一定の率、効率改善することを追加する。 二酸化炭素排出規制前に建造した船舶及び二酸化炭素排出規制対象外船舶については、現行の設備要件を継続する。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>【延長要望】 船舶に係る特別償却制度の適用期限を延長する。</p> <p>【特別措置の内容】 内航環境低負荷船……………16/100 高度内航環境低負荷船………18/100</p>
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和26年度 創設 (外航船舶)</p> <p>平成19年度 延長 (環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 縮減・延長 (トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶に係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ) 平成23年度 縮減・延長 (経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ)</p> <p>(内航船舶)</p> <p>平成19年度 延長 (環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 拡充・延長 (スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については18%) 平成23年度 縮減・延長 (推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)</p>
6	適用又は延長期間	2年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運において、初期投資額が大きい船舶の省エネ・環境負荷低減に資する船舶への代替建造を促進することにより、国際海運の環境負荷低減に関する社会的・国際的要請に応えつつ、我が国商船隊を国際競争力ある形で安定期に維持し、安定的かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることを目的とする。</p> <p>内航海運における環境負荷低減をより一層推進していくため、環境性能に優れた船舶への代替建造を促進し、モーダルシフトの担い手としてふさわしい競争力のある省エネ型の輸送システム構築を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋基本法(平成19年法律第33号)第24条 ・第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成20年法律第53号)」審議における附帯決議 <p>(内航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定) ・海洋基本計画(平成20年3月閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>に包含</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減:平成32年度までに日本商船隊からの排出量を21%の削減を行う(平成16年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む) ・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 ・我が国商船隊の輸送比率を平成28年度まで概ね10%を維持 <p>(内航船舶)</p> <p>① 省エネ化、CO2・NOx排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減:平成32年度までに25%の削減を行う(平成16年度比) ・NOx削減:新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 <p>② 環境低負荷船等の普及・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間建造隻数に占める内航環境低負荷船等の隻数割合35%以上(平成32年度時点) <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新造船におけるCO2排出量(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で定める二酸化炭素放出抑制指標) ・新造船におけるNOx排出量(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律で定める窒素酸化物の放出量) ・我が国商船隊の輸送比率(世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送の割合) ・年間内航船舶建造隻数に占める本租税特別措置又は買換特例制度の利用による内航環境低負荷船取得隻数の割合 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な要請でもある二酸化炭素排出抑制対策については、我が国が先行して積極的に国際基準を提案していく等の戦略的な国際基準作りを行っている

		<p>くことが必要であるとの考え方を基本とし、特別償却制度を具体的な取り組み事項として位置づけ、引き続き、特別償却制度によるさらなる省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進を図るとともに、今後も我が国が国際的議論をリードし、国際海運からの二酸化炭素排出抑制対策に主導的に貢献していくことに寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の海上荷動量が4%の伸びが見込まれる中、我が国商船隊の輸送比率を平成28年度まで概ね10%維持することは、日本商船隊に対する国内船主の船舶供給が可能になり、船体規模の維持・拡大が実現されたといえる。 ・大型内航船舶から内航環境低負荷船への代替が効果的に行われることによって、地球温暖化対策の推進に寄与。 																																										
8 有効性等	① 適用数等	<p>(外航船舶)</p> <p>【適用隻数】 (単位:隻数)</p> <table border="1" data-bbox="571 638 1422 900"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>36</td> <td>46</td> <td>32</td> <td>38</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」より ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計 本制度により、わが国経済の発展に不可欠な国際海上輸送の確保及び環境負荷低減が実現され、広く国民に裨益するものであることから、特定の者への偏りはない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>【適用隻数】 (単位:隻数)</p> <table border="1" data-bbox="571 1169 1422 1431"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境低負荷船舶</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境低負荷船舶</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」より ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計 本制度の利用による、内航環境低負荷船への代替促進によって、地球温暖化対策が推進され、広く国民に裨益するものであることから、特定事業者への偏りはない。</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	外航日本船舶	7	5	3	5	4	4	外航日本船舶以外の船舶	36	46	32	38	34	34		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	内航環境低負荷船舶	3	3	6	6	7	7	高度内航環境低負荷船舶	3	4	2	3	3	4
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																						
外航日本船舶	7	5	3	5	4	4																																						
外航日本船舶以外の船舶	36	46	32	38	34	34																																						
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																						
内航環境低負荷船舶	3	3	6	6	7	7																																						
高度内航環境低負荷船舶	3	4	2	3	3	4																																						
	② 減収額	<p>(外航船舶)</p> <p>【減収見込み】 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="571 1695 1422 1957"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>2,618</td> <td>1,584</td> <td>702</td> <td>1,130</td> <td>904</td> <td>904</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶以外の船舶</td> <td>8,904</td> <td>11,796</td> <td>7,734</td> <td>7,636</td> <td>6,832</td> <td>6,832</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」より ※H24年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	外航日本船舶	2,618	1,584	702	1,130	904	904	外航日本船舶以外の船舶	8,904	11,796	7,734	7,636	6,832	6,832																					
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																						
外航日本船舶	2,618	1,584	702	1,130	904	904																																						
外航日本船舶以外の船舶	8,904	11,796	7,734	7,636	6,832	6,832																																						

		<p>(内航船舶)</p> <p>【減収見込み】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境低負荷船</td> <td>291</td> <td>271</td> <td>285</td> <td>228</td> <td>266</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境低負荷船</td> <td>41</td> <td>286</td> <td>132</td> <td>137</td> <td>137</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」より ※H24 年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	内航環境低負荷船	291	271	285	228	266	266	高度内航環境低負荷船	41	286	132	137	137	183
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度																	
内航環境低負荷船	291	271	285	228	266	266																	
高度内航環境低負荷船	41	286	132	137	137	183																	
③	<p>効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 16 年度～平成 23 年度)</p> <p>(外航船舶)</p> <p>オペレーターが必要とする規模の船舶の供給が可能となる船舶特別償却制度により、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大の実現及び環境負荷低減船舶の導入促進が可能。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>船舶特別償却制度により、環境への負荷低減に効果的な設備を有する内航船舶の建造意欲が増進され、内航海運の安全・安定かつ環境にやさしく効率的な輸送サービスが図られている。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 16 年度～平成 23 年度)</p> <p>(外航船舶)</p> <p>オーナーは、特別償却制度を適用することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶建造時のキャッシュフローを確保することができる。この結果、船舶の建造サイクルが短縮化され、オーナーが保有する外航船舶約 800 隻の維持・拡大及び環境負荷低減船舶の導入を図ることができる。 日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られることにより、年約 4%の船隊規模の拡大が実現され、我が国商船隊の輸送比率について、平成 22 年度時点における過去 5 年間の我が国商船隊の輸送比率である概ね 10%を維持することが可能となる。 <p>(内航船舶)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内航環境低負荷船の取得時において、船舶特別償却制度によって生じる手元資金によって、資金調達負担を軽減、これにより、一層の内航環境低負荷船の導入促進を図ることが可能となる。 内航環境低負荷船の増加に伴って、CO₂及びNO_x排出削減量が増大する。 <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 16 年度～平成 23 年度)</p> <p>仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>(外航船舶)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① オーナーの船舶の建造サイクルが長期化し、外航日本船舶の増加及び日本商船隊の維持・拡大に支障を来すとともに、環境負荷低減船舶の普及を妨げることになる。 ② オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。 																					

			<p>(内航船舶)</p> <p>① 必要な手元資金を確保できないため、内航環境低負荷船への代替建造を妨げることになる。</p> <p>② 内航環境低負荷船への代替建造が進まず、既存船舶による運航が継続することになるため、CO2及びNOx排出削減に関する目標達成が困難になる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成16年度～平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 ・本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、年約4%の船隊規模の拡大を実現することで、我が国海外航海運企業のシェアを維持することが可能となる ・本租税特別措置により、日本商船隊の船隊整備が図られることにより、荷主との長期契約締結による輸送コスト削減や定期航路サービスの確立による輸送コストの削減が見込まれる。 ・国際的な要請でもある二酸化炭素排出抑制対策については、我が国が先行して積極的に国際基準を提案していく等の戦略的な国際基準作りを行っていくことが必要であるとの考え方を基本とし、本租税特別措置により、さらなる省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進を図るとことで、今後も我が国が国際的議論をリードし、国際海運からの二酸化炭素排出抑制対策に主導的に貢献していくことが可能となる。 ・大型内航船から内航環境低負荷船への代替が効果的に行われていくことによって、内航海運業界全体としての環境負荷低減の底上げを図っていくことが可能となる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航船舶)</p> <p>外航船舶については、経済協力開発機構(OECD)において、造船に関して、1994年に「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」(造船協定)が合意されており、同協定において、船舶取得時に国の補助を受けることは禁止されている。</p> <p>また、本特例制度は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高いものと考えられるため、租税特別措置によることが妥当であると考えられる。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローの確保によって、内航海運事業者の初期投資負担が大幅に軽減されることから、経営体質強化につながり、内航海運事業者の建造意欲を増進させている。また、一定の環境設備要件を組み込んでいることによって、内航環境低負荷船への転換を促進しており、政策目的の達成手段として有効である。</p> <p>本租税特別措置の適用にあたっては、環境トップランナー支援の対象となる厳格な環境設備要件を満たす必要があることから、対象船舶(総トン数</p>

		300G/T 以上) に対しての適用隻数が、僅少であるとは言えず、妥当であると 考えられる。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	<p>(外航船舶)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されて おり、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商 船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第 169 回国会 海上運送法及び 船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議における附帯決議では、 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略) の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努める こと。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するもので ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買換特例制度: 船主(オーナー)の船舶建造支援による日本商船隊の維 持・拡大 ・ 固定資産税非課税措置: オーナーの外航日本船舶保有コスト低減によ る外航日本船舶の建造促進 ・ 登録免許税の税率軽減措置: オーナーの外航日本船舶保有コスト低減 による外航日本船舶の建造促進 <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>内航船舶取得の支援策としては、3つの租税特別措置が併存。中小企業投 資税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、買換特例制度は船価高騰時 における船舶代替の促進を目的としていることに対して、本租税特別措置は、環 境負荷低減の技術革新等諸要件に対応した船舶の普及・促進を目的としてお り、明確な役割分担がなされている。</p> <p>なお、規制、補助金等はない。</p>
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

本冊子の内容に対するご意見をお寄せください。

国土交通省 政策統括官付 政策評価官室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電子メール：hyouka@mlit.go.jp

ファクス：03-5253-1708

ホームページ：

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/>

(この冊子は、再生紙を使用しています。)